

# 厚木市一般廃棄物処理基本計画

—未来へつなげる循環型都市の実現  
～Go ごみニナムシティ あつぎ～



平成 29 年度 小学生高学年の部 市長賞作品

平成 30 年度 中学生の部 会長賞作品

令和 3 年 3 月

厚木市



# 目次

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 対象区域及び廃棄物の範囲 .....	4
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b> .....	<b>5</b>
1 循環型社会形成に向けた現状と課題 .....	6
（1）循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向 .....	6
（2）循環型社会形成に向けた本市の現状 .....	8
（3）旧計画の目標達成状況 .....	52
（4）ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題 .....	54
（5）ごみ発生量及び処理量の見通し .....	64
（6）ごみ処理の課題 .....	65
2 計画の基本的な考え方 .....	68
（1）計画の基本的な考え方 .....	68
（2）基本目標及び達成目標 .....	69
（3）基本方針 .....	72
3 計画の実現のための施策 .....	73
（1）目標実現に向けた実施方針 .....	73
（2）計画を進めるための具体的な施策の展開 .....	73
基本方針Ⅰ 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化 .....	76
基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化 .....	82
基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立 .....	87
基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進 .....	89
（3）各主体の役割 .....	92
4 計画の推進体制と進捗管理 .....	94
（1）計画の効果的な推進に向けて .....	94
（2）計画の進捗管理 .....	94
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b> .....	<b>96</b>
1 生活排水処理の現状と課題 .....	97
（1）生活排水処理の動向 .....	97
（2）生活排水処理及び河川水質の現状 .....	97
（3）生活排水処理の課題 .....	105

2 計画の基本的な考え方.....	105
(1) 策定の基本的な考え方.....	105
(2) 将来予測.....	106
(3) 基本目標及び達成目標.....	107
(4) 基本方針.....	107
3 計画の実現のための施策.....	108
(1) 具体的な施策.....	108
(2) 施策の体系.....	110
4 計画の推進体制と進捗管理.....	111
(1) 計画の効果的な推進に向けて.....	111
(2) 計画の進捗管理.....	111
<b>資料編.....</b>	<b>113</b>

## 第 1 章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国における、これまでの大量消費、大量生産、大量廃棄の大量消費社会では、資源の消費拡大によるごみの大量発生とその処理に伴う環境負荷の増大などを招いていました。こうした社会情勢から脱却するため、平成 12（2000）年度に「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）が制定され、3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進と廃棄物の適正処理を行うことにより、天然資源の消費抑制、環境負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築を目指してきました。

国際的にも、持続可能な世界を目指し、平成 27（2015）年 9 月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連において採択されるなど、SDGs の掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

本市においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条に基づき、平成 5（1993）年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。その後、4 回にわたり見直しを行い、平成 21（2009）年度に現在の収集方法となるごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始し、ごみ減量化 30%、資源化 35% を目標とするミッション 35 に取り組み、平成 26（2014）年度に現在の厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「旧計画」という。）を策定し、ごみ減量化 30%、資源化 40% を目標に取り組みできました。旧計画は、第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画であり、第 4 次厚木市環境基本計画と連携及び整合性を図りながら、「持続可能な循環型社会の実現」を基本目標として、ごみの減量化による温室効果ガス排出量の削減や、資源化による天然資源の有効利用に取り組み、循環型社会の実現を目指してきましたが、現時点では、目標年次である令和 2（2020）年度中の目標達成が難しい状況です。

こうした状況の中、これまでの取組を総括するとともに、現状を分析し、より一層のごみ減量化・資源化を進めるため、旧計画とは考え方を変え、具体的に本市という「まち」を「循環型都市」として発展させていくことを目指し、令和 3（2021）年度を始期とする新たな一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画では、旧計画策定以降のごみ処理を取り巻く社会情勢などを踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となって取り組み、循環型都市の実現を目指します。

生活排水処理については、平成 13（2001）年 4 月 1 日から原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されています。単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換することが喫緊の課題であり、合併処理浄化槽による生活排水の適正な処理により豊かで快適な水環境及び生活環境を目指します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年厚木市条例第 4 号）（以下「市条例」という。）第 8 条第 1 項に基づいて策定するものです。本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画に位置し、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で構成します。

また、第 10 次厚木市総合計画及び第 5 次厚木市環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であるため、各計画と整合性を図ります。

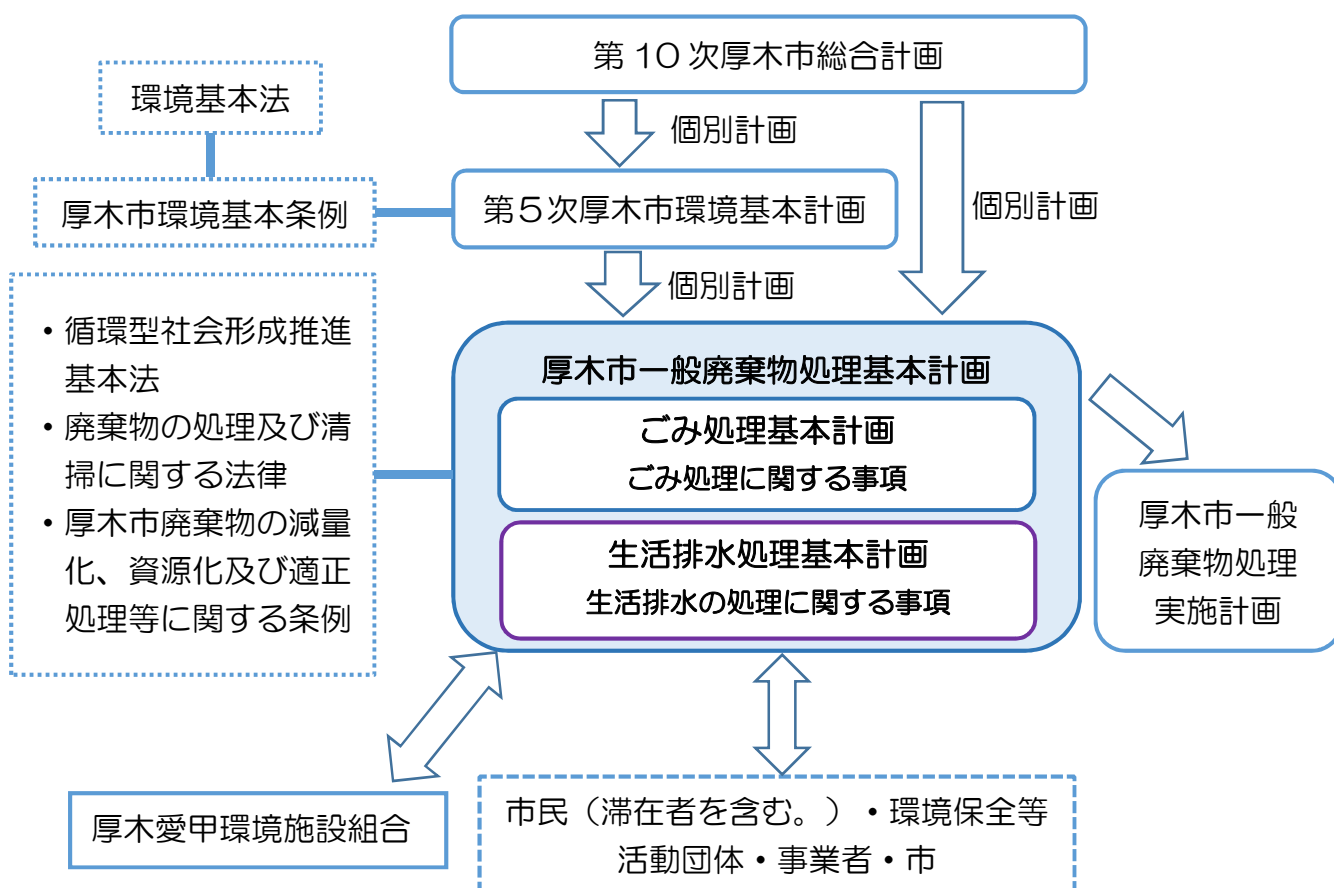


図 計画の位置付け

### 3 計画の期間

本計画は、第10次厚木市総合計画の第1期基本計画及び第5次厚木市環境基本計画の計画期間と合わせるため、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間に計画期間とします。

なお、制度改正など、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や、目標に向けた計画の進捗状況なども踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

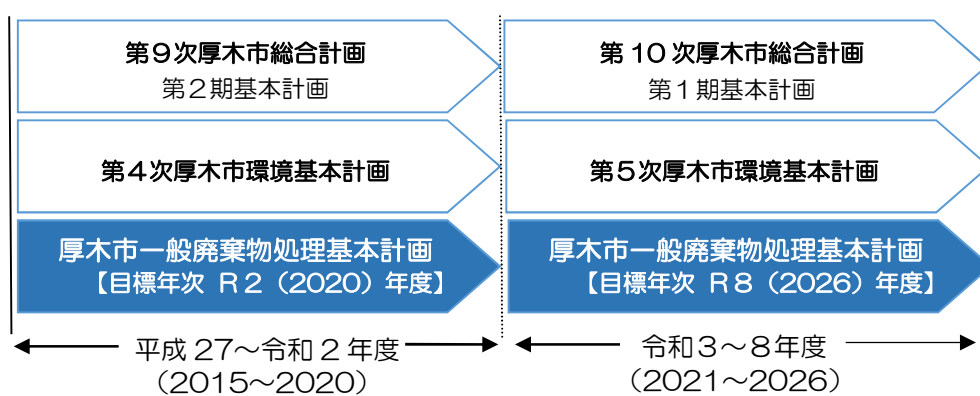


図 計画期間のイメージ

### 4 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は本市の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおりです。

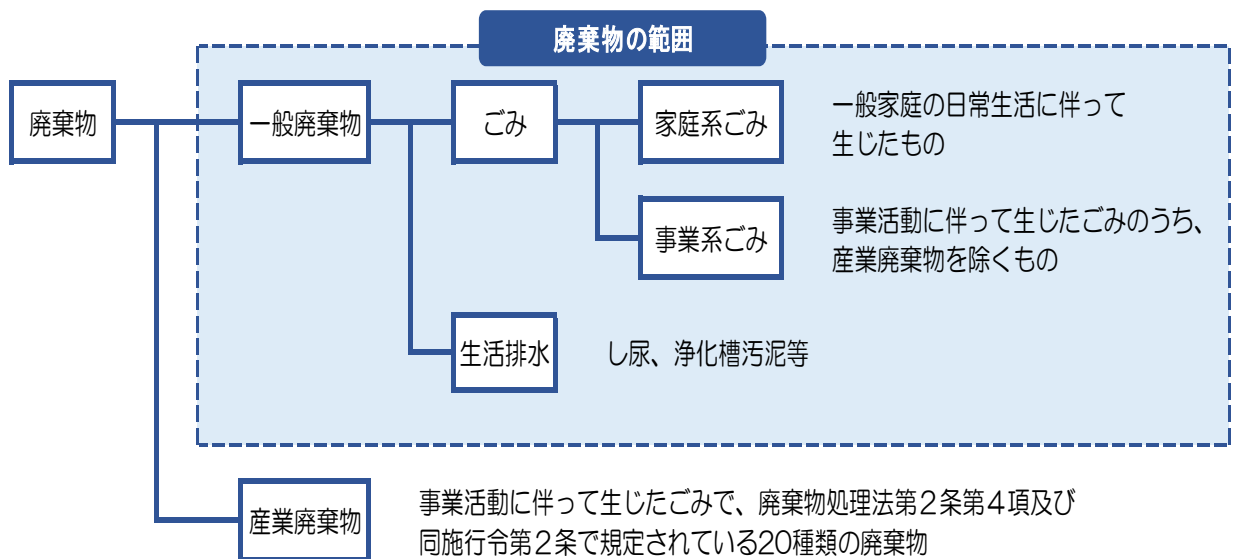


図 廃棄物の範囲



## 第2章 ごみ処理基本計画

# 1 循環型社会形成に向けた現状と課題

## (1) 循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向

循環型社会形成に関連する国・県の動向、国際動向について、次のとおり示します。



図 計画関係法令等

表 関係計画等の策定経過

年	月	関連する法、計画など
平成 12 年 (2000 年)	4月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器リサイクル法)
平成 13 年 (2001 年)	1月	循環型社会形成推進基本法
	4月	特定家庭用機器再用品化法 (家電リサイクル法)
		資源有効利用促進法 (各種製品、パソコンなど)
		国等による環境物品等の調査の推進等に関する法律 (グリーン購入法)
5月	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	
平成 15 年 (2003 年)	3月	循環型社会形成推進基本計画
平成 17 年 (2005 年)	1月	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)
平成 20 年 (2008 年)	3月	第 2 次循環型社会形成推進基本計画
平成 25 年 (2013 年)	4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
	5月	第 3 次循環型社会形成推進基本計画
平成 27 年 (2015 年)	3月	厚木市一般廃棄物処理基本計画 (旧計画)
	9月	持続可能な開発目標 (SDGs)
	12月	パリ協定
平成 29 年 (2017 年)	3月	神奈川県循環型社会づくり計画 (県)
平成 30 年 (2018 年)	6月	第 4 次循環型社会形成推進基本計画
	9月	かながわプラごみゼロ宣言 (県)
	12月	かながわ SDGs 取組方針 (県)
令和元年 (2019 年)	5月	プラスチック資源循環戦略
	6月	大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意
	10月	食品ロスの削減の推進に関する法律
令和 2 年 (2020 年)	3月	食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

## (2) 循環型社会形成に向けた本市の現状

### ア 本市の人口及び社会動態

#### (ア) 人口・世帯数

令和元（2019）年 10 月 1 日現在の本市の人口は 224,677 人、世帯数は 100,377 世帯です。人口は、横ばいで推移しています。

また、世帯数は増加傾向で推移しているものの、1 世帯当たりの平均人数は平成 27（2015）年度以降減少傾向で推移しており、夫婦のみの世帯や単独世帯などの増加が進んでいることが分かります。

年齢別人口ピラミッドから、男女ともに 45～49 歳が最も多く、次に男性は 50～54 歳、女性は 70～74 歳が多くなっています。今後も高齢者が増加していくことが分かります。

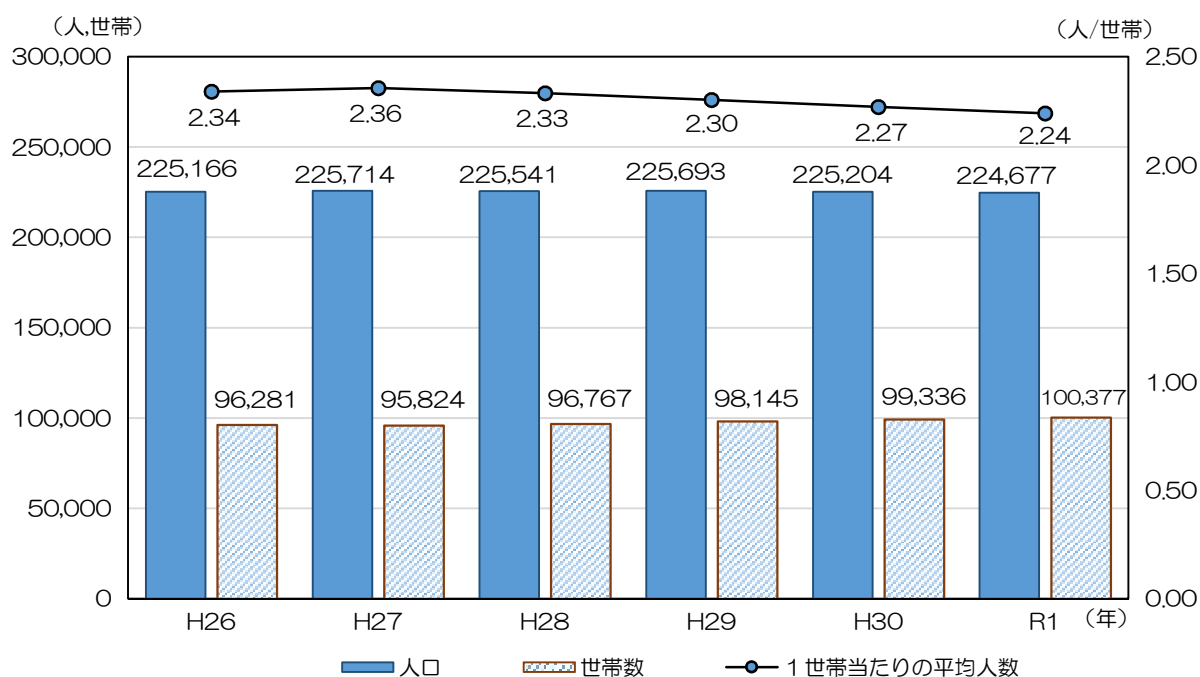


図 人口・世帯数の推移

【出典：国勢調査（統計局）、統計あつぎ（厚木市）】

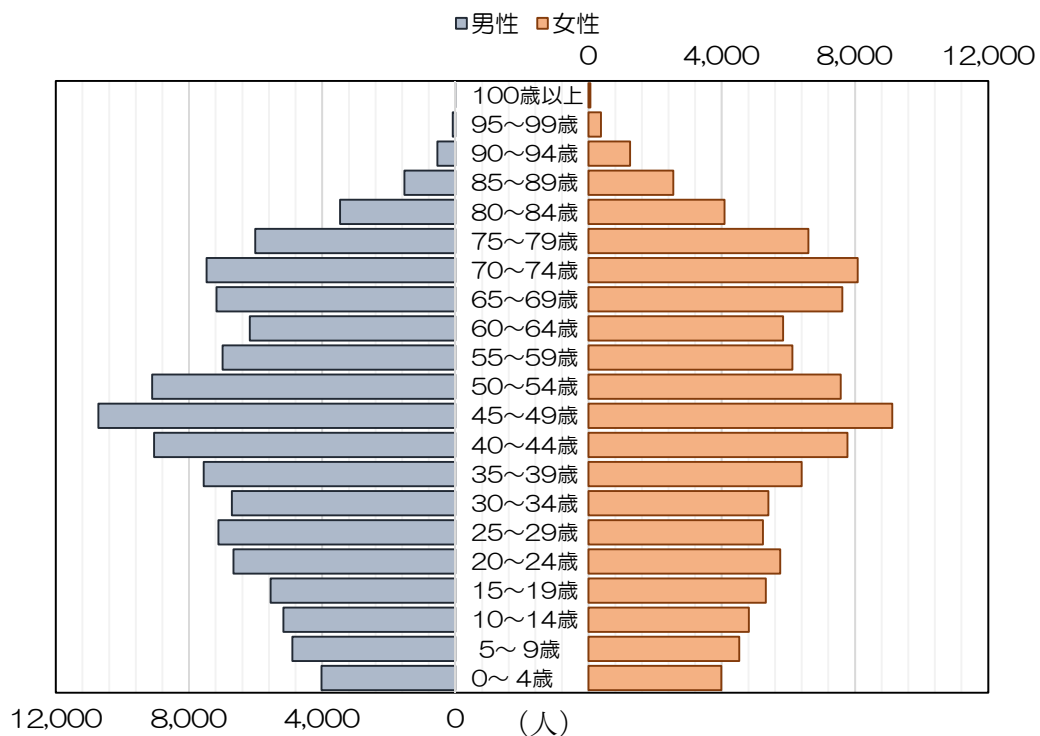


図 年齢別人口ピラミッド

【出典：統計あつぎ（厚木市）】

(イ) 産業

平成 28（2016）年の本市の従業者数は 147,906 人であり、平成 21（2009）年度と比べて増加しています。内訳をみると、第一次産業 191 人、第二次産業 28,317 人、第三次産業 119,398 人となっています。

本市と神奈川県全体の事業所数・従業者数と比較すると、第一次産業の事業所数、従業者数の割合が低くなっています。第二次産業は、事業所数の割合が高く、従業者数の割合が低くなっています。第三次産業は、業種により事業所数・従業者数の割合に違いがありますが、全体としてどちらも高くなっています。

平成 28（2016）年度における事業所数・従業者数は、卸売業、小売業がともに最も多く、事業所数は 23.3%を占め、従業者数についても、15.5%となっています。

本市の特徴としては、従業者数における学術研究、専門・技術サービス業が突出して多くなっています。

表 本市の産業大分類別事業所数・従業者数

産業大分類	事業所数 (単位：事業所)				従業者数 (単位：人)			
	2009年	2012年	2014年	2016年	2009年	2012年	2014年	2016年
	H21	H24	H26	H28	H21	H24	H26	H28
全産業(公務を除く)	10,083	9,498	9,796	9,602	144,697	141,511	143,635	147,906
農林漁業	24	20	19	19	271	264	264	191
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	1	1	-	-	6	4
建設業	1,058	977	992	975	7,685	6,907	6,678	6,689
製造業	787	734	737	697	23,236	21,282	21,095	21,624
電気・ガス・熱供給・水道業	10	9	11	6	370	359	314	228
情報通信業	121	115	113	104	2,747	2,565	2,443	3,429
運輸業、郵便業	397	363	383	399	11,078	11,017	11,561	13,514
卸売業、小売業	2,403	2,236	2,289	2,236	29,259	22,610	22,716	22,903
金融業、保険業	129	128	130	119	2,134	2,115	2,182	2,154
不動産業、物品賃貸業	1,327	1,253	1,250	1,209	4,304	3,882	4,381	4,052
学術研究、専門・技術サービス業	433	395	415	419	17,287	21,913	22,089	21,283
宿泊業、飲食サービス業	1,210	1,110	1,159	1,100	12,230	11,729	12,474	11,831
生活関連サービス業、娯楽業	681	664	692	676	5,445	5,786	5,788	5,190
教育、学習支援業	316	303	332	311	3,123	3,466	3,530	3,516
医療、福祉	509	525	605	643	9,600	10,636	11,246	12,109
複合サービス事業	36	30	31	31	620	543	758	758
サービス業(他に分類されないもの)	642	636	637	657	15,308	16,437	16,110	18,431

【出典：総務省「経済センサス(各年)」 ※民間事業者のみ】

表 事業所数と従業者数の増減状況

産業大分類	増減数 (H21(2009年)→H28(2016年))		増減率 (H21(2009年)→H28(2016年))	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業(公務を除く)	-481	3,209	-4.8%	2.2%
農林漁業	-5	-80	-20.8%	-29.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	-83	-996	-7.8%	-13.0%
製造業	-90	-1612	-11.4%	-6.9%
電気、ガス・熱供給・水道業	-4	-142	-40.0%	-38.4%
情報通信業	-17	682	-14.0%	24.8%
運輸業、郵便業	2	2,436	0.5%	22.0%
卸売業、小売業	-167	-6,356	-6.9%	-21.7%
金融業、保険業	-10	20	-7.8%	0.9%
不動産業、物品賃貸業	-118	-252	-8.9%	-5.9%
学術研究、専門・技術サービス業	-14	3,996	-3.2%	23.1%
宿泊業、飲食サービス業	-110	-399	-9.1%	-3.3%
生活関連サービス業、娯楽業	-5	-255	-0.7%	-4.7%
教育、学習支援業	-5	393	-1.6%	12.6%
医療、福祉	134	2,509	26.3%	26.1%
複合サービス事業	-5	138	-13.9%	22.3%
サービス業(他に分類されないもの)	15	3,123	2.3%	20.4%

【出典：総務省「経済センサス(各年)」 ※民間事業者のみ】

表 厚木市の構成割合の比率(神奈川県を1.00)及び事業所数・従業者数の県内シェア

産業大分類	神奈川県全体の 構成割合に対する比率 (H28(2016年))		県内シェア (H28(2016年))	
	事業所数	従業者数 (二特化係数)	事業所数	従業者数
全産業(公務を除く)	-	-	3.3%	4.3%
農林漁業	0.87	0.76	2.9%	3.2%
鉱業、採石業、砂利採取業	1.20	0.41	4.0%	1.8%
建設業	1.05	0.79	3.5%	3.4%
製造業	1.15	1.14	3.8%	4.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	1.30	0.72	4.3%	3.1%
情報通信業	0.83	0.66	2.8%	2.8%
運輸業、郵便業	1.58	1.43	5.3%	6.1%
卸売業、小売業	1.01	0.79	3.4%	3.4%
金融業、保険業	0.94	0.75	3.1%	3.2%
不動産業、物品賃貸業	1.33	0.88	4.5%	3.8%
学術研究、専門・技術サービス業	0.98	2.99	3.3%	12.8%
宿泊業、飲食サービス業	0.86	0.77	2.9%	3.3%
生活関連サービス業、娯楽業	0.82	0.81	2.7%	3.5%
教育、学習支援業	0.83	0.62	2.8%	2.6%
医療、福祉	0.68	0.57	2.3%	2.4%
複合サービス事業	0.87	0.92	2.9%	3.9%
サービス業(他に分類されないもの)	1.24	1.50	4.1%	6.4%

【出典：総務省「経済センサス(平成28(2016)年)」】

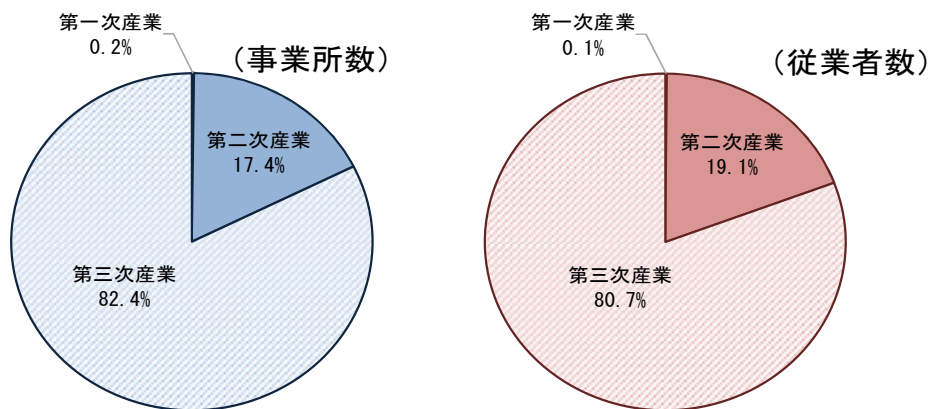


図 産業別事業所数・従業者数割合

また、産業（大分類別）から、人口1人当たりの事業所数を指数で求め、県内19市で比較をしたところ、「全産業（公務を除く）」、「卸売業、小売業」、「不動産業、物品賃貸業」及び「宿泊業、飲食サービス業」の分類で高いことがわかります。本市の1人1日当たりの事業系ごみの排出量は、県内19市のうち2番目に多くなっています。人口1人当たりの事業所数が高いことから、事業活動が活発に行われており、そのため事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

表 人口1人当たりの事業所数の比較（産業（大分類別））

	人口(人) (2016.10.1)	全産業(公務を除く)			人口(人) (2016.10.1)	卸売業、小売業	
		事業所数 (事業所)	人口1人当たり の事業所指数			事業所数 (事業所)	人口1人当たり の事業所指数
厚木市	225,541	9,602	0.04257	鎌倉市	172,337	2,022	0.01173
鎌倉市	172,337	7,226	0.04193	三浦市	44,651	486	0.01088
三浦市	44,651	1,824	0.04085	小田原市	193,313	2,099	0.01086
小田原市	193,313	7,763	0.04016	厚木市	225,541	2,236	0.00991
平塚市	258,126	9,365	0.03628	平塚市	258,126	2,244	0.00869
伊勢原市	101,787	3,608	0.03545	海老名市	130,581	1,091	0.00835
綾瀬市	84,427	2,910	0.03447	藤沢市	426,678	3,197	0.00749
海老名市	130,581	4,398	0.03368	伊勢原市	101,787	751	0.00738
南足柄市	42,873	1,398	0.03261	大和市	233,942	1,699	0.00726
大和市	233,942	7,479	0.03197	逗子市	60,556	439	0.00725
相模原市	721,552	22,480	0.03116	横浜市	3,731,293	26,784	0.00718
横浜市	3,731,293	114,930	0.03080	横須賀市	430,730	3,046	0.00707
藤沢市	426,678	13,027	0.03053	相模原市	721,552	4,828	0.00669
逗子市	60,556	1,810	0.02989	秦野市	166,668	1,048	0.00629
横須賀市	430,730	12,816	0.02975	茅ヶ崎市	240,046	1,452	0.00605
秦野市	166,668	4,609	0.02765	南足柄市	42,873	256	0.00597
川崎市	1,489,477	40,934	0.02748	川崎市	1,489,477	8,844	0.00594
茅ヶ崎市	240,046	6,446	0.02685	綾瀬市	84,427	474	0.00561
座間市	128,884	3,222	0.02500	座間市	128,884	670	0.00520

	人口(人) (2016.10.1)	不動産業, 物品賃貸業		人口(人) (2016.10.1)	宿泊業, 飲食サービス業		
		事業所数 (事業所)	人口1人当り の事業所指数		事業所数 (事業所)	人口1人当り の事業所指数	
伊勢原市	101,787	590	0.00580	鎌倉市	172,337	1,292	0.00750
<b>厚木市</b>	<b>225,541</b>	<b>1,209</b>	<b>0.00536</b>	三浦市	44,651	322	0.00721
綾瀬市	84,427	426	0.00505	小田原市	193,313	1,037	0.00536
南足柄市	42,873	216	0.00504	<b>厚木市</b>	<b>225,541</b>	<b>1,100</b>	<b>0.00488</b>
鎌倉市	172,337	712	0.00413	平塚市	258,126	1,212	0.00470
大和市	233,942	849	0.00363	大和市	233,942	1,098	0.00469
海老名市	130,581	472	0.00361	横須賀市	430,730	1,996	0.00463
平塚市	258,126	932	0.00361	藤沢市	426,678	1,892	0.00443
逗子市	60,556	190	0.00314	海老名市	130,581	572	0.00438
茅ヶ崎市	240,046	680	0.00283	伊勢原市	101,787	441	0.00433
座間市	128,884	364	0.00282	川崎市	1,489,477	5,827	0.00391
横浜市	3,731,293	10,285	0.00276	横浜市	3,731,293	14,426	0.00387
藤沢市	426,678	1,163	0.00273	逗子市	60,556	226	0.00373
相模原市	721,552	1,871	0.00259	茅ヶ崎市	240,046	889	0.00370
川崎市	1,489,477	3,853	0.00259	相模原市	721,552	2,654	0.00368
小田原市	193,313	500	0.00259	秦野市	166,668	606	0.00364
三浦市	44,651	109	0.00244	南足柄市	42,873	141	0.00329
秦野市	166,668	389	0.00233	座間市	128,884	388	0.00301
横須賀市	430,730	996	0.00231	綾瀬市	84,427	222	0.00263

【出典：総務省「経済センサス（各年）」 ※民間事業者のみ】

さらに、産業（大分類）から、人口1人当たりの従業者数を指数で求め、県内19市で比較をしたところ、「全産業（公務を除く）」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」の分類で、本市が最も高いことがわかります。人口1人当たりの事業所数と同様に人口1人当たりの従業者数も非常に高いことから、事業活動が活発に行われていることに加え、そこで働く従業者が多いことも、事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。



表 人口1人当たりの従業者数の比較（産業（大分類別））

	人口（人） （2016.10.1）	全産業（公務を除く）			人口（人） （2016.10.1）	製造業	
		従業者数 （人）	人口1人当たり の従業者指数			従業者数 （人）	人口1人当たり の従業者指数
厚木市	225,541	147,906	0.65578	綾瀬市	84,427	13,410	0.15884
海老名市	130,581	58,600	0.44876	南足柄市	42,873	4,207	0.09813
小田原市	193,313	82,174	0.42508	厚木市	225,541	21,624	0.09588
綾瀬市	84,427	34,573	0.40950	平塚市	258,126	23,115	0.08955
伊勢原市	101,787	41,583	0.40853	秦野市	166,668	13,040	0.07824
平塚市	258,126	104,818	0.40607	伊勢原市	101,787	7,257	0.07130
鎌倉市	172,337	68,800	0.39922	海老名市	130,581	9,206	0.07050
横浜市	3,731,293	1,475,974	0.39557	座間市	128,884	8,158	0.06330
藤沢市	426,678	158,104	0.37055	藤沢市	426,678	25,199	0.05906
川崎市	1,489,477	543,812	0.36510	小田原市	193,313	11,262	0.05826
相模原市	721,552	248,832	0.34486	相模原市	721,552	41,477	0.05748
大和市	233,942	76,799	0.32828	大和市	233,942	11,324	0.04841
南足柄市	42,873	13,729	0.32022	川崎市	1,489,477	68,482	0.04598
秦野市	166,668	51,583	0.30950	鎌倉市	172,337	7,327	0.04252
三浦市	44,651	13,062	0.29254	横浜市	3,731,293	131,338	0.03520
座間市	128,884	36,833	0.28578	横須賀市	430,730	14,213	0.03300
横須賀市	430,730	120,811	0.28048	茅ヶ崎市	240,046	7,353	0.03063
茅ヶ崎市	240,046	55,805	0.23248	三浦市	44,651	675	0.01512
逗子市	60,556	12,981	0.21436	逗子市	60,556	174	0.00287

	人口（人） （2016.10.1）	卸売業、小売業			人口（人） （2016.10.1）	学術研究、専門・技術サービス業	
		従業者数 （人）	人口1人当たり の従業者指数			従業者数 （人）	人口1人当たり の従業者指数
厚木市	225,541	22,903	0.10155	厚木市	225,541	21,283	0.09436
海老名市	130,581	12,132	0.09291	海老名市	130,581	5,236	0.04010
小田原市	193,313	17,716	0.09164	鎌倉市	172,337	4,551	0.02641
平塚市	258,126	21,754	0.08428	川崎市	1,489,477	32,983	0.02214
伊勢原市	101,787	8,332	0.08186	横浜市	3,731,293	67,125	0.01799
鎌倉市	172,337	13,791	0.08002	藤沢市	426,678	7,450	0.01746
横浜市	3,731,293	294,029	0.07880	平塚市	258,126	3,276	0.01269
三浦市	44,651	3,418	0.07655	小田原市	193,313	2,400	0.01242
藤沢市	426,678	32,328	0.07577	横須賀市	430,730	5,200	0.01207
大和市	233,942	17,550	0.07502	相模原市	721,552	7,672	0.01063
相模原市	721,552	49,456	0.06854	南足柄市	42,873	366	0.00854
川崎市	1,489,477	100,393	0.06740	伊勢原市	101,787	835	0.00820
座間市	128,884	7,461	0.05789	綾瀬市	84,427	591	0.00700
横須賀市	430,730	24,862	0.05772	秦野市	166,668	1,127	0.00676
秦野市	166,668	9,574	0.05744	大和市	233,942	1,376	0.00588
綾瀬市	84,427	4,596	0.05444	逗子市	60,556	330	0.00545
逗子市	60,556	3,192	0.05271	座間市	128,884	638	0.00495
茅ヶ崎市	240,046	12,226	0.05093	茅ヶ崎市	240,046	1,075	0.00448
南足柄市	42,873	2,183	0.05092	三浦市	44,651	102	0.00228

【出典：総務省「経済センサス」】

(ウ) 昼夜間人口比率

本市の昼夜間人口比率※は 115.6%と高くなっています。これは全国的にも高く、県内 19 市で比較すると最も高くなっています。本市は、人口 1 人当たりの事業所数や従業者数が、県内他市と比べても多いことも昼夜間人口比率が高い要因と考えられます。昼間人口※が多いということは、市外から市内の事業所に勤務している人が多く、消費活動が増加することで事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。

表 県内 19 市の昼夜間人口比率

	夜間人口 (常住人口) (人)	昼間人口 (人)	流出人口 (人)	流入人口 (人)	昼夜間人口 比率 (%)
厚木市	225,714	260,884	46,101	81,271	115.6
平塚市	258,227	256,896	53,299	51,968	99.5
小田原市	194,086	190,541	38,406	34,861	98.2
鎌倉市	173,019	167,753	50,617	45,351	97.0
綾瀬市	84,460	81,212	24,638	21,390	96.2
海老名市	130,190	123,289	41,106	34,205	94.7
伊勢原市	101,514	95,740	30,302	24,528	94.3
藤沢市	423,894	395,217	113,778	85,101	93.2
横浜市	3,724,844	3,416,060	727,015	418,231	91.7
横須賀市	406,586	370,704	72,618	36,736	91.2
川崎市	1,475,213	1,302,487	417,270	244,544	88.3
相模原市	720,780	636,218	165,545	80,983	88.3
秦野市	167,378	144,786	41,313	18,721	86.5
南足柄市	43,306	37,365	13,581	7,640	86.3
三浦市	45,289	38,200	11,399	4,310	84.3
大和市	232,922	196,370	73,781	37,229	84.3
座間市	128,737	107,720	42,979	21,962	83.7
逗子市	57,425	46,218	20,106	8,899	80.5
茅ヶ崎市	239,348	189,675	72,590	22,917	79.2

※横浜市、川崎市及び相模原市は市全体の比率

【出典：平成 27 年度国勢調査】

※昼夜間人口比率＝昼間人口/夜間人口×100

※昼間人口＝夜間人口-流出人口+流入人口

(I) 入込観光客数

本市に訪れた観光客の推計人数について、1泊以上宿泊した宿泊客数はほぼ横ばい傾向ですが、日帰り客数が減少傾向となっています。本市は、行事による観光客が多く、令和元（2019）年度の観光客消費額は神奈川県内で5番目（横浜市及び川崎市を除く。）となっています。

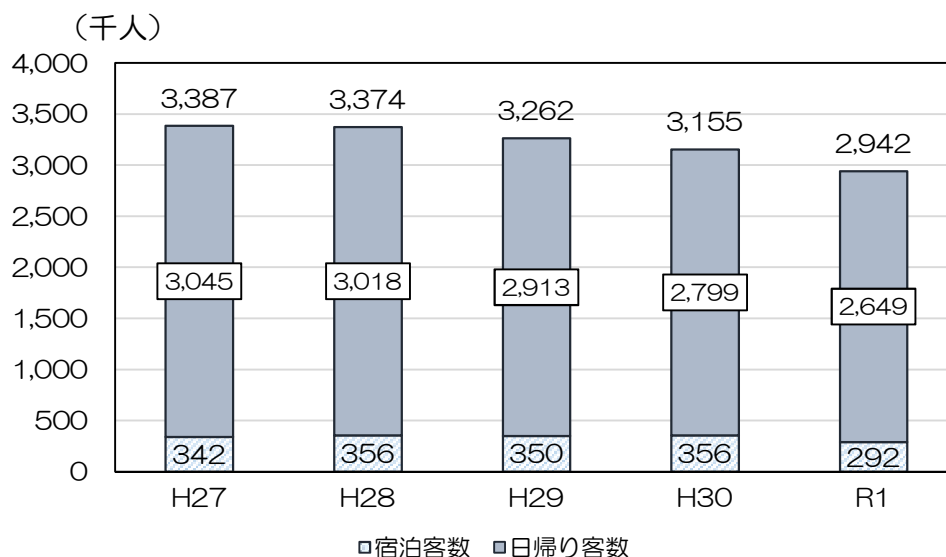


図 本市へ訪れた観光客数の推移

表 本市の主要観光地点・施設・行事

名称	調査区分	観光客数
東丹沢グリーンパーク	施設	9 千人
森林公園	施設	172 千人
広沢寺	施設	138 千人
飯山	地点	359 千人
七沢	地点	427 千人
相模川	地点	652 千人
あつぎ飯山桜まつり	行事	52 千人
神奈川グルメフェスタ	行事	187 千人
厚木市みどりのまつり	行事	60 千人
あつぎ鮎まつり	行事	710 千人
あつぎジャズナイト	行事	18 千人
あつぎ国際大道芸	行事	157 千人

【出典：令和元年神奈川県入込観光客調査結果】

表 神奈川県観光客（令和元（2019）年度）

市町村名	入込観光客（千人）			観光客消費額（千円）			
	延観光客数	宿泊客数	日帰り客数	観光客消費額計	観光客宿泊費	飲食費	その他消費額
横浜市	55,824	7,085	48,739	—	—	—	—
川崎市	20,164	1,017	19,147	—	—	—	—
藤沢市	19,300	581	18,718	93,495,609	4,325,952	40,512,119	48,657,538
鎌倉市	19,022	319	18,703	95,178,551	4,816,332	58,241,602	32,120,617
箱根町	18,960	4,297	14,663	79,352,193	57,684,637	14,704,458	6,963,098
相模原市	11,637	736	10,901	15,315,387	2,834,027	11,673,762	807,598
横須賀市	8,752	360	8,391	5,694,949	2,943,544	1,686,950	1,064,455
平塚市	7,343	83	7,260	2,199,914	580,993	1,534,921	84,000
小田原市	6,248	389	5,859	20,575,989	5,085,160	6,118,130	9,372,699
三浦市	6,140	602	5,538	13,115,183	5,263,460	5,229,291	2,622,432
秦野市	4,472	103	4,370	5,918,742	655,470	674,418	4,588,854
湯河原町	4,096	674	3,422	10,776,272	7,080,562	2,155,830	1,539,880
<b>厚木市</b>	<b>2,942</b>	<b>292</b>	<b>2,649</b>	<b>17,336,911</b>	<b>2,641,942</b>	<b>8,554,095</b>	<b>6,140,874</b>
茅ヶ崎市	2,574	78	2,496	4,575,183	393,123	2,983,261	1,198,799
寒川町	2,014	—	2,014	—	—	—	—
伊勢原市	1,985	192	1,793	2,539,943	1,268,684	637,847	633,412
清川村	1,587	9	1,578	243,035	27,127	30,073	185,835
山北町	1,498	51	1,447	575,288	348,340	44,631	182,317
大和市	1,350	91	1,259	—	—	—	—
愛川町	1,295	69	1,227	806,860	589,474	165,753	51,633
大磯町	980	157	822	2,148,118	1,406,392	560,081	181,645
南足柄市	974	82	893	22,112	20,764	1,180	168
逗子市	957	20	937	864,982	241,975	388,438	234,569
真鶴町	895	13	882	866,971	110,359	648,756	107,856
松田町	666	5	660	1,787,381	24,430	370,650	1,392,301
葉山町	655	25	630	4,822,889	237,287	2,620,344	1,965,258
二宮町	551	—	551	—	—	—	—
大井町	469	24	445	310,322	310,322	—	—
座間市	399	—	399	—	—	—	—
中井町	262	—	262	—	—	—	—
開成町	240	—	240	—	—	—	—
海老名市	227	—	227	—	—	—	—
綾瀬市	190	—	190	—	—	—	—

【出典：令和元年神奈川県入込観光客調査結果】

また、入込観光客数と観光客消費額から、観光客1人当たりの消費額及び飲食費を求めて県内他市（比較できない市は除く。）と比較すると、観光客1人当たりの消費額は、最も高いことが分かります。また、観光客1人当たりの飲食費も鎌倉市に次いで高いことが分かります。このことから、本市を訪れた観光客が、本市内で買物や飲食をする機会が多いと考えられます。その反面、市内で飲食をする機会が多くなることで、事業系ごみの排出量が多くなっている要因と考えられます。県内19市で、事業系ごみの排出量が多い本市と鎌倉市の共通な傾向だと考えられます。

表 観光客1人当たりの消費額

	延観光客数 (千人)	観光客 消費額計 (千円)	観光客1人 当たりの 消費額 (円)
厚木市	2,942	17,336,911	5,893
鎌倉市	19,022	95,178,551	5,004
藤沢市	19,300	93,495,609	4,844
小田原市	6,248	20,575,989	3,293
三浦市	6,140	13,115,183	2,136
茅ヶ崎市	2,574	4,575,183	1,777
秦野市	4,472	5,918,742	1,324
相模原市	11,637	15,315,387	1,316
伊勢原市	1,985	2,539,943	1,280
逗子市	957	864,982	904
横須賀市	8,752	5,694,949	651
平塚市	7,343	2,199,914	300
南足柄市	974	22,112	23
横浜市	55,824	-	-
川崎市	20,164	-	-
大和市	1,350	-	-
座間市	399	-	-
海老名市	227	-	-
綾瀬市	190	-	-

表 観光客1人当たりの飲食費

	延観光客数 (千人)	飲食費 (千円)	観光客1人 当たりの 飲食費 (円)
鎌倉市	19,022	58,241,602	3,062
厚木市	2,942	8,554,095	2,908
藤沢市	19,300	40,512,119	2,099
茅ヶ崎市	2,574	2,983,261	1,159
相模原市	11,637	11,673,762	1,003
小田原市	6,248	6,118,130	979
三浦市	6,140	5,229,291	852
逗子市	957	388,438	406
伊勢原市	1,985	637,847	321
平塚市	7,343	1,534,921	209
横須賀市	8,752	1,686,950	193
秦野市	4,472	674,418	151
南足柄市	974	1,180	1
横浜市	55,824	-	-
川崎市	20,164	-	-
大和市	1,350	-	-
座間市	399	-	-
海老名市	227	-	-
綾瀬市	190	-	-

(オ) 土地利用の状況

令和元（2019）年 4 月における本市の地目別土地利用面積は、田が 5.6%、畑が 8.2%、宅地が 49.9%、山林が 27.6%、河川・水面・水路が 1.8%、荒地・海浜・河川敷が 6.9%となっています。

表 地目別土地利用面積

(ha/%)

計	田	畑	宅地	山林	河川・水面・水路	荒地・海浜・河川敷
9,384.0	529.0	767.5	4,682.3	2,586.7	171.9	646.6
100.0	5.6	8.2	49.9	27.6	1.8	6.9

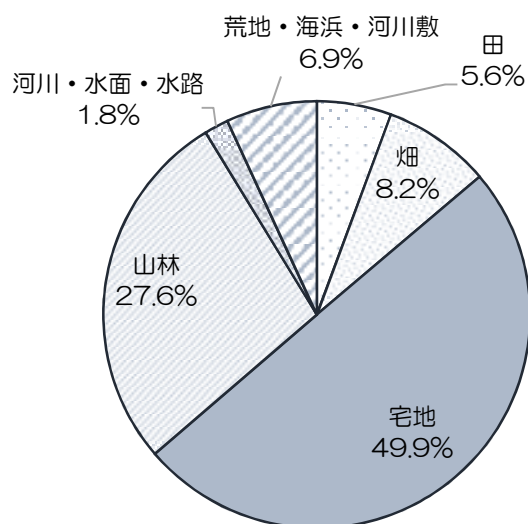


図 地目別土地利用割合

【出典：平成 30 年版 統計あつぎ（厚木市）】

## イ 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップ

### (ア) 目的

本計画の策定に当たって、本市のごみの減量化・資源化の現状と課題を抽出し、超高齢社会に対応したごみの収集方法などを検討することなどを目的としました。

### (イ) ワークショップの期間及び実施回数

平成28(2016)年8月から平成29(2017)年7月まで、全9回にわたりワークショップを実施しました。

### (ウ) ワークショップからの提言

#### a ごみの出し方について

1人1人がごみを出すルールを守り、街をきれいにしようという自覚を持つことが重要である。

#### b 集積所の管理について

ごみ出しのルールを徹底するとともに、自治会加入の有無に関わらず、市民全員が責任を持って集積所の清掃や管理をすることが必要である。

#### c ごみの減量について

ごみの減量化については、無駄のないライフスタイルへの意識改革や、積極的にごみの減量化に取り組んでいる地区や個人への表彰制度等を検討し、更なる推進を図る必要がある。

また、社会動向に注視し、引き続きごみの有料化について検討していく必要がある。

#### d ごみの資源化について

ごみの資源化については、特に、紙類の分別について、更なる推進を図る必要がある。

#### e 望ましいごみの収集方法

戸別収集について、戸建て住宅では、ごみ集積所までごみを運搬する手間が省けることから、高齢者のごみ出しの負担を軽減することができる。また、自宅前(道路に面した敷地内)にごみを出すことから分別の意識を向上させることや、事業者によるごみ集積所への不法投棄を防ぐことができる。課題としては、集合住宅は敷地内に設置されたごみ集積所まで運搬する必要があることから、エレベータが設置されていない集合住宅については高齢者対策とならない。また、現在、ごみ集積所が敷地内に設置されていない集合住宅は、新たにごみ集積所を設置する必要がある。

有料化について、各世帯がごみの排出量により応分のごみ処理手数料を負担する方法であることから、公平な受益者負担を確保することができる。ごみを少なく排出すればごみ処理手数料を安く抑えられることができ

るため、ごみ減量の推進に効果がある。さらに、資源の収集を無料にするなどの工夫で、ごみの適正排出を推進する効果も期待できる。一方で、高齢者がごみ処理手数料を負担することに対する経済的な懸念がある。

以上のことから、超高齢社会に対応するごみの収集方法は、現行のステーション収集を維持しつつ、それが困難な世帯については「愛の一声ごみ収集事業」を拡充し、行政による支援を行っていくとともに、社会動向に注視し、新たな取組についても引き続き調査、研究を進める。具体策として、戸別収集の有効性を検証するため、モデル地区を定めて試行することが求められる。

## ウ 市民・事業者の意識調査（アンケート）

### (ア) 目的

本計画の策定に当たって、市民や事業者の日頃のごみの減量化・資源化への取組やごみ処理に関する意見などを調査し、計画を推進する上での課題を見付け、循環型社会を実現するために必要な取組を検討する上での基礎資料とすることを目的としました。

### (イ) アンケート調査

#### a 市民向けアンケート調査

- (a) 調査対象 厚木市に居住する20歳以上の男女 3,000人
- (b) 抽出方法 住民基本台帳データから無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和2（2020）年7月～8月
- (e) 回収数 1,122人（回収率37.4%）

#### b 事業者アンケート調査

- (a) 調査対象 厚木市内の300事業者
- (b) 抽出方法 排出事業者から無作為に抽出
- (c) 調査方法 郵送配布・郵送回収
- (d) 調査期間 令和2（2020）年7月～8月
- (e) 回収数 113事業者（回収率37.7%）

### (ロ) アンケート調査結果概要

アンケート調査結果を、全体、性別及び男女別に集計し、その結果を次のとおりまとめました。なお、無効・無回答は除いているため、合計数が合わない場合があります。



a 市民向けアンケート調査結果概要

(a) 3R（スリーアール）について

「あなたは、「3R（スリーアール）」という言葉や意味を知っていましたか。」の設問について、「言葉も意味も知っていた」と回答した割合が41.4%であったのに対し、「言葉は知っていたが、意味は知らなかった」、「言葉も意味も知らなかった」と回答した割合の合計が55.6%と、2人に1人以上が3Rの意味を知らないと回答しています。

また、「言葉も意味も知っていた」と回答した割合が、男性の方が高く、年齢別では、20歳代の割合が高くなっています。一方で、60歳代以上になると、「言葉も意味も知らなかった」と回答した割合が高くなっています。このことから、60歳代以上を中心に、3Rについて周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、「3R（スリーアール）」という言葉や意味を知っていましたか。

	回答数	言葉も意味も知っていた	言葉は知っていたが、意味は知らなかった	言葉も意味も知らなかった
全体	1,122	41.4%	21.3%	34.3%
性別				
男性	394	48.7%	21.1%	29.7%
女性	686	38.9%	22.4%	38.2%
答えたくない	7	28.6%	14.3%	57.1%
年齢別				
20歳代	90	70.0%	18.9%	11.1%
30歳代	113	38.1%	24.8%	36.3%
40歳代	159	47.8%	20.8%	31.4%
50歳代	203	48.8%	20.7%	30.0%
60歳代	221	34.4%	26.7%	38.5%
70歳以上	307	34.5%	19.5%	45.0%

コラム 3つのRと3つのキリ

ごみ減量・資源化を推進するため、3つのRと3つのキリを実践しましょう。

- 3つのR
  - 1 Reduce（リデュース：発生抑制）
  - 2 Reuse（リユース：再使用）
  - 3 Recycle（リサイクル：再生利用）
- 3つのキリ
  - 1 使いキリ  
食材は、必要な量だけ購入し、使い切りましょう。
  - 2 食べキリ  
必要な量だけ作り、残さず食べましょう。
  - 3 水キリ  
生ごみを捨てる前に絞ってから捨てましょう。



(b) ごみ減量への関心について

「あなたは、ごみの減量について関心がありますか。」の設問について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合の合計が91.2%となっています。年齢別で見ると、年齢が上がるにつれて、「非常に関心がある」の割合が増えているのが分かります。一方で、20歳代で「あまり関心がない」と回答した割合が26.7%と最も高くなっています。ごみの減量化の進捗状況を見える化するなど、特に若年層に対して、ごみの減量化に関心を持ってもらう必要があります。

表 あなたは、ごみの減量について関心がありますか。

	回答数	非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	分からない
全体	1,122	21.7%	69.5%	6.4%	0	0
性別						
男性	394	28.7%	61.4%	6.6%	0	0
女性	686	18.7%	73.3%	6.6%	0	0
答えたくない	7	0.0%	85.7%	0.0%	0	0
年齢別						
20歳代	90	4.4%	61.1%	26.7%	0	0
30歳代	113	11.5%	71.7%	14.2%	0	0
40歳代	159	18.9%	74.2%	4.4%	0	0
50歳代	203	19.7%	74.4%	4.9%	0	0
60歳代	221	19.5%	76.9%	2.7%	0	0
70歳代以上	307	36.5%	59.0%	2.6%	0	0

(c) 「もえるごみ」という呼称の見直しについて

「ごみの排出抑制のため、現在の「もえるごみ」という呼称の見直しを検討しています。どの名称が適当だと思いますか。」の設問について、「もやせるごみ」と回答した割合が46.0%と最も高くなっています。性別、年齢別に見ても、大きな違いはありません。一方で、「違いが分からない」や「呼称を変える理由が分からない」などの意見もあることから、呼称の見直しを行う場合には、十分な検討と説明をする必要があります。

表 どの名称が適当だと思いますか。

	回答数	もやせるごみ	もせるごみ	もやすごみ	もえるごみ	その他
全体	1,122	46.0%	3.5%	12.4%	30.0%	3.7%
性別						
男性	394	44.9%	4.8%	15.0%	28.7%	3.8%
女性	686	47.2%	2.9%	11.5%	30.5%	3.5%
答えたくない	7	42.9%	0.0%	14.3%	28.6%	0.0%
年齢別						
20歳代	90	44.4%	1.1%	12.2%	33.3%	6.7%
30歳代	113	50.4%	1.8%	7.1%	34.5%	3.5%
40歳代	159	47.2%	1.3%	12.6%	34.6%	2.5%
50歳代	203	46.8%	2.5%	14.3%	29.1%	3.0%
60歳代	221	45.2%	3.2%	13.6%	27.6%	4.1%
70歳代以上	307	45.3%	7.2%	13.4%	27.0%	3.3%

(d) 生ごみの減量について

「あなたは、生ごみの水分を減らすために工夫していることがありますか。」の設問について、「三角コーナーで水を切っている」と回答した割合が63.3%と最も高くなっています。年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて、「三角コーナーで水を切っている」と「手でしぼっている」の割合が高くなっています。一方で、年齢が低くなるにつれて、「工夫していることはない」の割合が高くなっていることから、特に、20歳代、30歳代に対して、水キリの徹底や生ごみ処理機の活用など生ごみの水分を減らす方法などについて、周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、生ごみの水分を減らすために工夫していることがありますか。

	回答数	三角コーナーで水を切っている	手でしぼっている	風に当てるなど自然乾燥させている	生ごみ処理機などを使っている	工夫していることはない	その他
全体	1,122	63.3%	34.5%	4.3%	3.5%	12.3%	7.9%
性別							
男性	394	61.9%	28.7%	5.3%	5.3%	16.5%	8.6%
女性	686	64.7%	38.0%	3.6%	2.2%	9.8%	7.9%
答えたくない	7	57.1%	28.6%	28.6%	0.0%	28.6%	0.0%
年齢別							
20歳代	90	44.4%	17.8%	2.2%	4.4%	35.6%	3.3%
30歳代	113	54.0%	29.2%	5.3%	0.0%	23.0%	7.1%
40歳代	159	55.3%	35.8%	3.1%	1.9%	17.6%	5.7%
50歳代	203	63.1%	31.5%	5.9%	1.0%	9.9%	8.4%
60歳代	221	69.2%	37.6%	2.7%	4.1%	8.1%	10.0%
70歳代以上	307	73.3%	40.7%	5.5%	6.5%	3.3%	9.4%

コラム 家庭用生ごみ処理機の購入費補助について

生ごみの減量化を推進することを目的に、家庭用生ごみ処理機の購入費の補助を行っています。対象は、市内に住民登録を有し、居住中の方で、市内居住地などに設置して適切に維持管理できる方です。1世帯につき2台まで、本体価格の80%（上限2万円まで）の補助を行っています。申請方法などの詳細は、市のホームページを確認するか、環境センターへお問い合わせください。

(e) ごみの資源化について

「あなたは、ごみの資源化について関心がありますか。」の設問について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合の合計は 88.4%で、多くの方がごみの資源化に関心があることが分かります。年齢別に見ると、「あまり関心がない」と回答した割合が 20 歳代で 22.2%、30 歳代で 15.9%となっていることから、若年層に向けて、ごみの資源化の重要性について周知・啓発を行う必要があります。

表 あなたは、ごみの資源化について関心がありますか。

	回答数	非常に関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	全く関心がない	分からない
全体	1,122	19.1%	69.3%	6.1%	0.4%	3.8%
性別						
男性	394	26.1%	62.7%	6.6%	0.5%	3.6%
女性	686	15.3%	73.5%	5.5%	0.3%	3.9%
答えたくない	7	0.0%	71.4%	0.0%	0.0%	28.6%
年齢別						
20歳代	90	4.4%	62.2%	22.2%	2.2%	8.9%
30歳代	113	15.9%	63.7%	15.9%	0.9%	3.5%
40歳代	159	17.6%	75.5%	3.1%	0.6%	3.1%
50歳代	203	20.2%	71.9%	4.4%	0.0%	3.0%
60歳代	221	14.9%	78.3%	1.8%	0.0%	3.2%
70歳代以上	307	27.7%	62.9%	2.6%	0.0%	4.2%

(f) 資源の分別について

「あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。」の設問について、「分別区分は今のままでよい」と回答した割合が 62.6%と最も高くなっています。「ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい」と回答した割合が 24.4%となっており、男性は、32.2%となっています。一方で、「ごみの分別区分が多すぎるので区分を減らしたほうがよい」と回答した割合が 20 歳代で 10.0%、30 歳代で 14.2%と他の年代と比較すると高くなっています。

また、「あなたは、資源の分別について、迷うことがありますか。」の設問について、「大いにある」、「たまにある」と回答した割合の合計が 82.6%となっています。年齢別に見ると、30 歳代で「大いにある」と回答した割合が 19.5%と高くなっています。一方で、70 歳代では、「ほとんどない」と回答した割合が 25.1%と高くなっています。

資源の分別については、現在でも迷う人の割合が多いことから、新たな資源化品目を検討する場合には、分別区分と分別方法のバランスを考慮することが重要になります。

表 あなたは、ごみの分別区分についてどのように感じていますか。

	回答数	ごみの分別区分を増やして、よりリサイクルを進めた方がよい	ごみの分別区分が多すぎるので、区分を減らしたほうがよい	分別区分は今のままでよい	その他
全体	1,122	24.4%	6.1%	62.6%	2.0%
性別					
男性	394	32.2%	8.1%	54.1%	1.3%
女性	686	20.3%	4.8%	68.1%	2.5%
答えたくない	7	14.3%	14.3%	71.4%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	18.9%	10.0%	68.9%	1.1%
30歳代	113	22.1%	14.2%	59.3%	3.5%
40歳代	159	20.8%	8.8%	64.8%	5.0%
50歳代	203	30.0%	3.9%	61.1%	1.5%
60歳代	221	24.4%	4.5%	62.9%	0.9%
70歳代以上	307	25.4%	3.3%	62.9%	1.3%

表 あなたは、資源の分別について、迷うことがありますか。

	回答数	大いにある	たまにある	ほとんどない
全体	1,122	11.7%	70.9%	14.5%
性別				
男性	394	11.7%	71.6%	15.0%
女性	686	10.6%	72.6%	13.8%
答えたくない	7	42.9%	42.9%	14.3%
年齢別				
20歳代	90	13.3%	73.3%	11.1%
30歳代	113	19.5%	74.3%	5.3%
40歳代	159	16.4%	72.3%	10.1%
50歳代	203	12.3%	75.4%	10.8%
60歳代	221	7.7%	76.0%	12.7%
70歳代以上	307	7.2%	64.2%	25.1%

コラム 資源とごみの正しい出し方（家庭用ガイドブック）について

全地区の収集日程や品目ごとの資源とごみの出し方（五十音順）など、ごみ出しのための情報を豊富に掲載しています。多言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語）にも対応しています。



(g) ごみ処理費用の負担の在り方について

「今後、ごみの減量化・資源化を推進するために家庭系ごみの有料化を検討することについて、あなたはどのように思われますか。」の設問について、「ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば導入してもよい」と回答した割合が36.1%と最も高くなっています。年齢別では、30歳代と70歳代以上が40%を超えています。一方で、「必要はない」、「分からない」と回答した割合がそれぞれ20%を超えています。年齢別に見ると、「必要はない」と回答した20歳代の割合が36.7%と高くなっています。

有料化の検討に当たっては、市民の金銭的負担に対する配慮や、不法投棄増加への不安など多くの課題を考慮するとともに、導入するには十分な説明をする必要があります。

表 家庭系ごみの有料化を検討することについて、あなたはどのように思われますか。

	回答数	有効な手段なので すぐにも導入した方がよい	ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば導入してもよい	必要はない	分からない	その他
全体	1,122	4.2%	36.1%	22.0%	22.7%	9.8%
性別						
男性	394	5.1%	41.9%	23.4%	17.5%	7.4%
女性	686	3.9%	33.5%	20.8%	25.4%	11.1%
答えたくない	7	0.0%	28.6%	28.6%	28.6%	14.3%
年齢別						
20歳代	90	4.4%	25.6%	36.7%	22.2%	8.9%
30歳代	113	3.5%	41.6%	22.1%	15.0%	15.9%
40歳代	159	4.4%	35.2%	22.0%	25.2%	11.3%
50歳代	203	3.9%	34.5%	22.2%	23.2%	11.3%
60歳代	221	5.0%	33.0%	24.0%	23.1%	9.5%
70歳代以上	307	4.2%	42.3%	15.3%	23.5%	6.2%

(h) 食品ロスについて

「あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。」の設問について、「聞いたことがあり、言葉の意味を知っている」と回答した割合が88.9%と最も高くなっています。年齢別で見ると、「聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない」、「聞いたことがない」と回答した20歳代の割合がそれぞれ10%以上となっていて、他の年代と比較すると高くなっています。

食品ロスは、今後も、ごみ減量化の大きな課題となることから、引き続き、食品ロスの削減に向けた取組を行う必要があります。

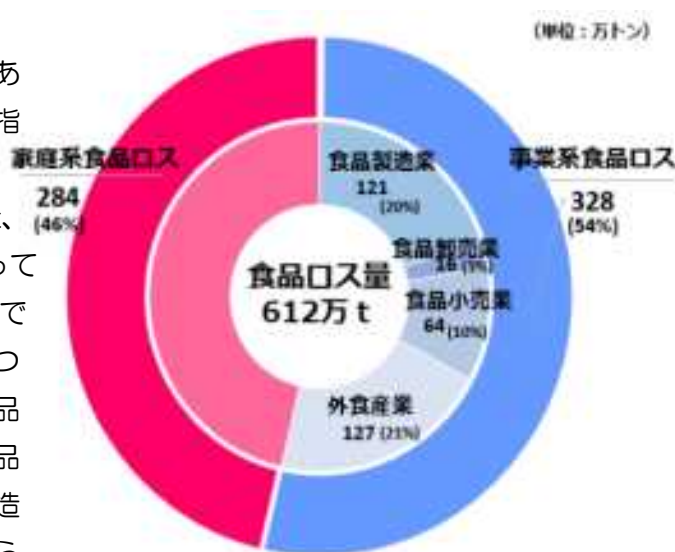
表 あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。

	回答数	聞いたことがあり、言葉の意味を知っている	聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない	聞いたことがない
全体	1,122	88.9%	4.8%	1.9%
性別				
男性	394	89.6%	4.8%	2.0%
女性	686	89.5%	4.8%	1.7%
答えたくない	7	85.7%	14.3%	0.0%
年齢別				
20歳代	90	77.8%	11.1%	10.0%
30歳代	113	98.2%	1.8%	0.0%
40歳代	159	94.3%	3.1%	1.9%
50歳代	203	92.1%	4.4%	2.0%
60歳代	221	90.5%	2.7%	0.9%
70歳代以上	307	85.0%	6.8%	0.7%

コラム 食品ロスとは？

食品ロスとは、本来、食べられるものであるにも関わらず、捨てられるもののことを指します。

日本での食品廃棄物量は年間2,550万t、その内、食品ロス量は年間612万tとなっています。この量は、日本人1人当たり換算で約48kgです。食品ロスの排出は大きく二つに分類され、各家庭から発生する家庭系食品ロスと事業活動に伴って発生する事業系食品ロスがあります。事業系食品ロスは食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出され、年間328万トン発生しています（平成29年度推計値）。



【出典：農林水産省】



また、食品ロスの削減に向けて、「3010（さんまるいちまる）運動」（以下、「3010運動」という。）の取組を推進していますが、「あなたは、「3010運動」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が75.9%と最も高く、性別、年齢問わず認知度が低くなっています。今後も、「3010運動」の認知度を上げるために、周知・啓発を続けていく必要があります。

表 あなたは、「3010運動」を知っていますか。

	回答数	知っていて実践したことがある	知っているが実践したことはない	知らない
全体	1,122	8.3%	11.1%	75.9%
性別				
男性	394	11.4%	9.6%	74.6%
女性	686	6.6%	12.4%	76.5%
答えたくない	7	28.6%	0.0%	71.4%
年齢別				
20歳代	90	2.2%	6.7%	87.8%
30歳代	113	8.8%	11.5%	79.6%
40歳代	159	9.4%	11.9%	77.4%
50歳代	203	6.4%	12.8%	78.8%
60歳代	221	7.7%	10.4%	75.1%
70歳代以上	307	11.7%	12.1%	68.1%

コラム 「3010運動」を実践しよう

会食などの席で食べ残しを減らすため、最初の30分と最後の10分は、自席で食事を楽しむ「3010運動」を推進しています。飲食店での食品ロスの約60%は「食べ残し」です。「3010運動」に参加し、食品ロスを減らしましょう。



(i) ごみ出しの負担について

「あなたは、ごみ集積所でのごみ出しについて、どの程度負担を感じていますか。」の設問について、「雨の日や暑い日のごみ出し」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が34.3%となっています。年齢別に見ると、30歳代が39.8%、40歳代の割合が42.7%と高くなっていることから、子育て世代が負担に感じていることが考えられます。また、「ごみの分別」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が26.1%となっています。年齢別に見ると、20歳代が40.0%、30歳代が38.0%となっていることから、若年層がごみの分別



に負担を感じていることが分かります。「収集日が限られている」を、「大いに負担を感じている」、「多少の負担を感じている」と回答した割合の合計が29.2%となっています。年齢別に見ると、20歳代が48.9%、30歳代が41.6%となっていることから、こちらも若年層で収集日が限られていることに負担を感じていることが分かります。

表 ごみ出しの負担について（雨の日や暑い日のごみ出し）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	6.8%	27.5%	58.6%	0.4%
性別					
男性	394	5.8%	23.9%	62.7%	0.5%
女性	686	7.1%	29.9%	56.6%	0.4%
答えたくない	7	42.9%	14.3%	28.6%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	8.9%	28.9%	55.6%	3.3%
30歳代	113	6.2%	33.6%	57.5%	0.9%
40歳代	159	11.3%	31.4%	55.3%	0.0%
50歳代	203	8.9%	31.0%	56.2%	0.0%
60歳代	221	3.6%	22.6%	64.7%	0.5%
70歳代以上	307	5.2%	24.8%	58.0%	0.0%

表 ごみ出しの負担について（ごみの分別）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	3.2%	22.9%	65.8%	0.7%
性別					
男性	394	3.3%	22.8%	65.5%	0.5%
女性	686	2.9%	22.9%	66.9%	0.7%
答えたくない	7	14.3%	28.6%	28.6%	14.3%
年齢別					
20歳代	90	4.4%	35.6%	53.3%	3.3%
30歳代	113	10.6%	27.4%	58.4%	1.8%
40歳代	159	5.0%	25.2%	66.7%	0.6%
50歳代	203	2.0%	24.1%	69.0%	0.0%
60歳代	221	3.2%	18.1%	68.3%	0.5%
70歳代以上	307	0.0%	18.6%	68.7%	0.3%

表 ごみ出しの負担について（収集日が限られている）

	回答数	大いに負担を感じている	多少の負担を感じている	負担を感じていない	分からない
全体	1,122	5.8%	23.4%	57.7%	0.8%
性別					
男性	394	6.3%	20.6%	59.9%	0.8%
女性	686	5.0%	24.9%	57.3%	0.7%
答えたくない	7	42.9%	14.3%	14.3%	14.3%
年齢別					
20歳代	90	18.9%	30.0%	40.0%	4.4%
30歳代	113	9.7%	31.9%	49.6%	0.9%
40歳代	159	9.4%	29.6%	57.9%	0.6%
50歳代	203	5.4%	31.5%	56.2%	0.5%
60歳代	221	3.6%	18.6%	61.1%	0.5%
70歳代以上	307	0.3%	12.7%	64.8%	0.3%

(j) 戸別収集について

「あなたは、戸別収集についてどう思いますか。」の設問について、「どちらともいえない」と回答した割合が51.1%と最も高くなっています。年齢別に見ると、「反対である」と回答した割合が、30歳代27.4%、40歳代で25.2%、50歳代で20.2%と20%を超えています。戸別収集は、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみ出しへの意識が高まることで減量効果が期待できます。一方で、収集するための車や人員の増加、収集車両からの二酸化炭素や収集コストの増加などのデメリットも考えられます。

表 あなたは、戸別収集についてどう思いますか。

	回答数	賛成である	反対である	どちらともいえない	その他
全体	1,122	17.8%	20.8%	51.1%	2.8%
性別					
男性	394	19.5%	20.3%	50.3%	2.3%
女性	686	17.1%	20.7%	52.5%	3.2%
答えたくない	7	42.9%	0.0%	57.1%	0.0%
年齢別					
20歳代	90	15.6%	13.3%	65.6%	3.3%
30歳代	113	19.5%	27.4%	47.8%	3.5%
40歳代	159	20.1%	25.2%	47.8%	2.5%
50歳代	203	18.2%	20.2%	56.7%	2.5%
60歳代	221	14.9%	19.0%	52.0%	4.1%
70歳代以上	307	19.5%	19.2%	46.9%	2.0%

(k) ごみの減量化・資源化に関する情報収集

「ごみの減量化・資源化に関する情報をどこから得ていますか。」の設問について、「広報あつぎ」と回答した割合が58.6%と最も高くなっています。年齢別に見ると、年齢が高くなるにつれて、広報あつぎや自治会の回覧など紙媒体から情報を得ていることが分かります。このことから、情報の提供について、紙媒体での周知が効果的と考えられるため、広報あつぎや公民館だよりでの周知や、ごみ集積所への貼り紙などを積極的に活用する必要があります。また、「あなたは、「ごみサク」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が79%、「あなたは、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を知っていますか。」の設問について、「知らない」と回答した割合が、86.5%となっています。

「ごみサク」や「あしたは何ごみの日？」の認知度が低いことから、引き続き、周知・啓発を行うとともに、紙媒体に限らず幅広く情報提供を行う必要があります。

表 あなたは、ごみの減量化・資源化に関する情報をどこから得ていますか。

	回答数	厚木市のホームページ	広報あつぎ	自治会の回覧	新聞やタウン誌の記事	集積所の提示
全体	1,122	19.3%	58.6%	30.9%	14.2%	22.1%
性別						
男性	394	21.3%	59.1%	31.0%	13.2%	20.6%
女性	686	18.4%	58.9%	31.5%	14.6%	23.0%
答えたくない	7	14.3%	71.4%	42.9%	14.3%	28.6%
年齢別						
20歳代	90	27.8%	27.8%	12.2%	7.8%	24.4%
30歳代	113	30.1%	40.7%	21.2%	11.5%	21.2%
40歳代	159	24.5%	54.7%	23.9%	16.4%	23.9%
50歳代	203	23.6%	60.1%	29.6%	12.8%	27.1%
60歳代	221	13.6%	67.4%	38.0%	14.9%	18.6%
70歳代以上	307	11.4%	70.0%	40.7%	15.6%	20.5%

表 あなたは、「ごみサク」知っていますか。

	回答数	知っていて利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない
全体	1,122	6.1%	8.6%	79.0%
性別				
男性	394	5.8%	9.1%	78.4%
女性	686	6.0%	8.0%	80.3%
答えたくない	7	14.3%	0.0%	85.7%
年齢別				
20歳代	90	5.6%	4.4%	86.7%
30歳代	113	10.6%	5.3%	83.2%
40歳代	159	6.9%	8.8%	82.4%
50歳代	203	8.4%	7.4%	81.8%
60歳代	221	4.1%	10.0%	76.0%
70歳代以上	307	3.6%	10.4%	75.6%

#### コラム 「ごみサク」を活用しよう

資源とごみの分別など、日々のごみ出しに役立つ情報をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できる、資源とごみの分別辞典「ごみサク」があります。「ごみサク」では、資源とごみの出し方を調べられるだけでなく、粗大ごみの場合、そのまま電子申請サイトにアクセスし、申し込むことができます。気軽に検索できる「ごみサク」を活用し、ごみの減量化・資源化を推進しましょう。

表 あなたは、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を知っていますか。

	回答数	知っているが利用したことがある	知っているが利用したことはない	知らない
全体	1,122	2.0%	5.3%	86.5%
性別				
男性	394	2.5%	7.9%	82.7%
女性	686	1.3%	3.8%	89.5%
答えたくない	7	0.0%	0.0%	100.0%
年齢別				
20歳代	90	2.2%	1.1%	93.3%
30歳代	113	0.9%	3.5%	94.7%
40歳代	159	1.3%	5.0%	91.8%
50歳代	203	0.5%	5.9%	91.1%
60歳代	221	1.8%	6.3%	81.9%
70歳代以上	307	2.9%	6.2%	80.8%

コラム メールマガジン「あしたは何ごみの日？」について

ごみの出し忘れを防止するため、メールマガジン「あしたは何ごみの日？」を配信しています。登録すると、前日夜 19 時に翌日の収集日程が送信されてくるほか、分別のアドバイスなどごみ出しに関する情報を受け取ることができます。随時、登録できますので是非ご利用ください。

b 事業者向けアンケート調査結果概要

(a) 排出者責任について

「貴事業所では、事業者の排出者責任について、知っていますか。」の設問について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した割合が 61.9%となっています。また、「法律の規定については知らないが、排出者に処理責任があることは知っている」と回答した割合が 35.4%となり、排出者に責任があると考えている事業所は 97.3%となっています。

また、事業活動で生じた廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられ、それぞれ処理方法が異なります。「事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区別の違いを知っていますか。」の設問について、「知っている」と回答した割合が 56.6%、「ある程度知っている」と回答した割合が 38.1%となっています。さらに、事業活動で生じた廃棄物に対して、自らが処理するという排出者責任があり、市内の許可業者に委託しても排出元に排出者責任は残ります。「この事業者の排出者責任について、知っていますか。」の設問について、「知っていた」と回答した割合が 72.6%となっています。排出者責任の考え方は理解していても、不適正

排出を行う事業所もあることから、引き続き、事業系ごみの発生抑制及び適正排出の徹底について、周知・啓発を行う必要があります。

(b) ごみの処理について

「貴事業所で発生するごみの処理はどのようにしていますか。」の設問について、「一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）と直接契約して処理している」と回答した割合が、77.0%となっています。続いて、「産業廃棄物と合わせて、産業廃棄物処理業者に処理を委託している」と回答した割合が38.1%となっています。事業系一般廃棄物と産業廃棄物で処理が違うことについて、引き続き、周知・啓発を行う必要があります。

(c) ごみの減量化・資源化の取組について

「貴事業所では、ごみの減量化・資源化にどの程度取り組んでいますか。」の設問について、「ある程度取り組んでいる」と回答した割合が64.6%となっています。ごみの減量化・資源化に取り組む理由について、「環境に良いため」と回答した割合が67.0%となっています。一方で、ごみの減量化・資源化に取り組んでいない理由について、「分別などにさかれる手間や労力が多いため」、「減量化・資源化を行うほどのごみ量がないため」と回答した割合がどちらも40.0%となっています。

(d) 事業所で発生するごみについて

「貴事業所で発生するごみのうち、排出量が多いものは何ですか。」の設問について、「段ボール」と回答した割合が70.8%となっています。次に「生ごみ」、「プラスチック類」の順となっています。

また、「貴事業所では、今後、ごみを更に減量化・資源化することは可能ですか。」の設問について、「分からない」と回答した割合が32.7%と最も多く、「条件付きで可能だと思う」と回答した割合が31.9%、「可能だと思う」と回答した割合が22.1%となっています。

「条件付きで可能だと思う」の回答の条件としては、「コスト増につながらないこと」と回答した割合が41.7%、「手間が掛からないこと」と回答した割合が38.9%となっています。事業系ごみの分別や資源化の徹底を図るなど、減量化に向けた取組を行う必要があります。

(e) 事業系一般廃棄物処理手数料について

「厚木市の事業系一般廃棄物処理手数料についてどのように感じていますか。」の設問について、「分からない」と回答した割合が38.1%で、続いて、「適正である」と回答した割合が36.3%となっています。また、「今後、ごみの減量化・資源化を推進するために、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを検討することについて、貴事業所はどう思わ

れますか。」の設問について、「ごみ排出量が削減され、資源化が促進され、ごみ排出量の多い人が相応の経費負担をする仕組みであれば見直してもよい」と回答した割合が43.4%と最も多くなっています。手数料を見直すことで、ごみを排出する当事者としての意識を持ち、自ら発生抑制に取り組み、ごみの減量化につながることもあることから、今後も適正な手数料について検討する必要があります。

## エ 本市のごみ処理体制

### (ア) 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、もえるごみ、粗大ごみ、不燃資源物（もえないごみ：金物類・ガラス類）、資源の4分別体制で収集を行っています。

もえるごみは週2回、不燃資源物（もえないごみ）は金物類・ガラス類をそれぞれ週1回、いずれもごみ集積所で収集しています。

粗大ごみについては、電話又はインターネット予約による戸別収集（有料）及び厚木市環境センター（以下「環境センター」という。）への直接持込み（有料）となっています。

収集したもえるごみは、環境センターのごみ焼却処理施設で焼却処理をします。

粗大ごみは、粗大ごみ処理施設で破碎・選別をします。その中で、自転車・羽毛布団は、破碎・選別をせずに、再商品化等事業者に売却しています。破碎・選別の後、可燃物は、ごみ焼却処理施設で焼却処理、鉄類・非鉄類は、再商品化等事業者に引き渡されます。

資源については、紙類、布類、缶類、びん類、ペットボトル、廃食用油、プラスチック製容器包装、乾電池をそれぞれ週1回ごみ集積所で収集しています。

資源のうち、紙類、布類、プラスチック製容器包装は、再商品化等事業者に売却又は引渡しを行い、缶類、びん類、ペットボトルについては、厚木市資源化センター（以下「資源化センター」という。）で選別・圧縮処理などを行った後、再商品化等事業者に売却して資源化を図っています。

せん定枝は、電話予約による戸別収集（無料）、環境センターへの直接持込み（無料）又は一部の地域で集積所収集（無料）により回収し、堆肥として資源化しています。

小型家電は、市内20箇所に設置した回収ボックスで回収しています。併せて、不燃資源物の中で集積所収集でも回収を行っています。

インクカートリッジは、プリンターメーカー4社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内7か所に設置した回収ボックスで回収しています。

環境センターのごみ焼却処理施設から出る焼却残渣<sup>さんさ</sup>などの最終処分については、市内に最終処分場がないため、委託により県外で処分しています。

(イ) 事業系ごみ

飲食店、店舗、事務所、病院などから排出される事業活動に伴って生じたごみは、廃棄物処理法により事業者自らの責任で処理することになっていいます。事業系ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。事業者は、一般廃棄物に限り、一般廃棄物処理業許可業者に委託をする、又は、環境センターに直接持ち込むことで処理をすることができます。事業系ごみのうち、特別管理一般廃棄物や産業廃棄物は、環境センターでは処理をすることができないため、事業者が専門業者に委託をして処理することになります。

本市のごみ処理に係る処理フローは、次のとおりです。

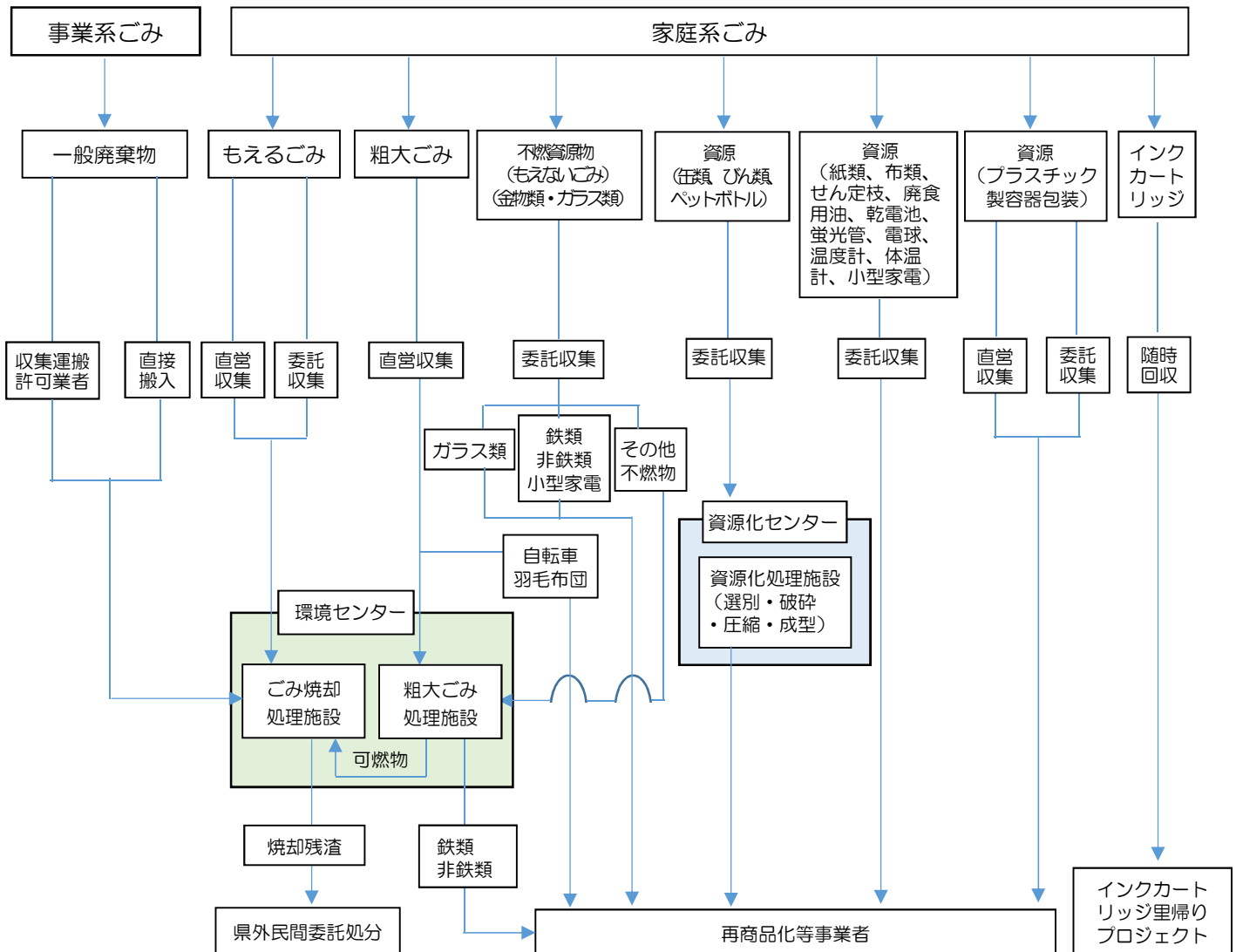


図 本市のごみ処理体系



オ 収集・運搬

本市の収集・運搬体制については、次のとおりです。

(ア) 家庭系ごみ

区 分		容 器	収集回数	収集主体	収集場所
もえるごみ		透明・半透明の袋	2回/週	直営 (一部委託)	ごみ集積所 一部戸別
粗大ごみ		—	電話申込から1週間程度	直営(有料)	戸別(有料)
資源	紙類 【新聞、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみ、シュレッダー紙】	ひも ・雑がみは紙袋 ・シュレッダー紙は透明・半透明の袋	1回/週	委託	ごみ集積所
	布類	透明・半透明の袋			
	缶類				
	びん類				
	ペットボトル				
	不燃資源物(もえないごみ) 【金物類、ガラス類】				
	廃食用油	ペットボトル			
	乾電池	透明・半透明の袋			
	蛍光管・電球	購入時のケース他は透明・半透明の袋			
	温度計・体温計	透明・半透明の袋			
	プラスチック製容器包装		直営 (一部委託)		
	せん定枝等	ひも・透明・半透明の袋	随時	委託 (一部直営)	戸別収集 一部集積所
	小型家電	—	2回/月		回収ボックス (20か所) 一部集積所
インクカートリッジ	—	随時	—	回収ボックス (7か所)	

(イ) 事業系ごみ

区 分		処理方法
一般廃棄物	もえるごみ (食べ残しや調理残渣などの生ごみやリサイクルできない汚れた紙など)	許可業者による事業所別収集又は排出者自らの運搬
	資源化可能な古紙 【新聞、雑誌、段ボール、OA古紙(コピー用紙、コンピュータ用紙など)、雑がみ(メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、空き箱など)】	

(ウ) 市が収集・運搬しないごみ(市条例第25条関連)

- a 有害性物質を含む物
- b 著しく悪臭を発する物
- c 危険性のある物
- d 容積又は重量の著しく大きい物
- e その他、市の行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのある物

カ 中間処理

本市の中間処理体制は、次のとおりです。

(ア) 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力
環境センター	厚木市金田 1641-1	327t/24h(109t×3 炉)

(イ) 破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力
環境センター	厚木市金田 1641-1	50t/5h

(ウ) 資源化処理施設

施設名	所在地	処理能力
資源化センター	厚木市上古沢 1013	缶類 11.3t/5h
		びん類 14.0t/5h
		ペットボトル 3.5t/5h

(イ) 一般廃棄物処分業者の処理施設

施設名	所在地	処理能力
(株)セイワ	厚木市金田 952-1	焼却 6.88t/8h
中央カンセー(株)	厚木市上依知 2861-1	選別・圧縮 4.00t/8h 溶融 0.64t/8h
(有)大成産業	厚木市三田 2468	破碎 15.20t/8h
(株)ヒロコーポレーション	厚木市三田 3082-1	破碎 3.36t/8h
	厚木市下荻野 871	破碎 4.32t/8h
ベストトレーディング(株)	厚木市金田 1141-3	選別・洗浄・脱水 2.40t/8h
(有)長澤商事	厚木市金田 996	破碎 63t/7.45h
大森産業(株)	厚木市上依知 2935-2	破碎 500 t /5h
江戸屋養豚場(古性 忠一)	厚木市上依知 87	加熱 0.10 t /1h

キ 最終処分

本市の最終処分体制は、次のとおりです。

区分	処理方法	実施主体
焼却 <sup>さんご</sup> 残渣（焼却灰）	埋立	委託

環境センター



## ク ごみの排出量の推移

### (ア) ごみ排出量の推移

本市のごみ総排出量<sup>※</sup>については、平成 26（2014）年度は 76,566 t であり、平成 27（2015）年度に微増したのち、減少傾向で推移しています。平成 30（2018）年度は、73,782 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 3.6%減少しています。

家庭系ごみの排出量については、平成 30（2018）年度は 54,459 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 2.4%減少しています。

事業系ごみの排出量については、平成 30（2018）年度は 19,323 t であり、平成 26（2014）年度と比較すると 6.9%減少しています。

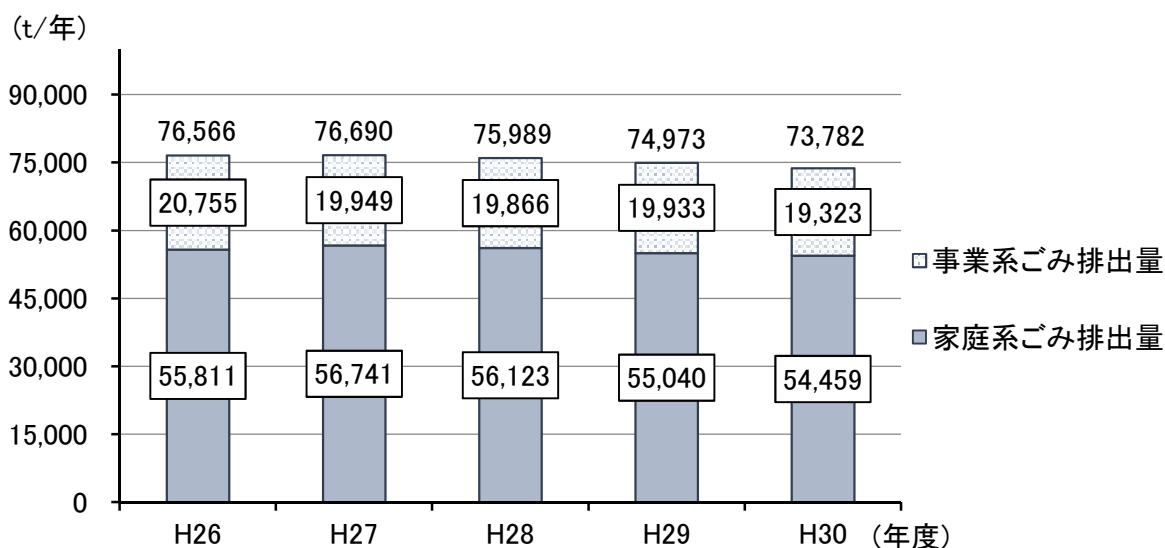


図 ごみ排出量の推移

### (イ) 市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量の推移

平成 26（2014）年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（原単位<sup>※</sup>）については 932 g でしたが、平成 30（2018）年度には 898 g と 3.6% 減少し、34 g のごみが減量されています。

このうち家庭系ごみについては、平成 26（2014）年度には 679 g でしたが、平成 30（2018）年度には 663 g と 2.4% 減少し、16 g のごみが減量されています。事業系ごみについては、平成 26（2014）年度には 253 g でしたが、平成 30（2018）年度には 235 g と 7.1% 減少し、18 g のごみが減量されています。

※ごみ総排出量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源を合わせたもの

※原単位とは、市民 1 人 1 日あたりの排出量のこと。総排出量（g）÷年間日数÷人口

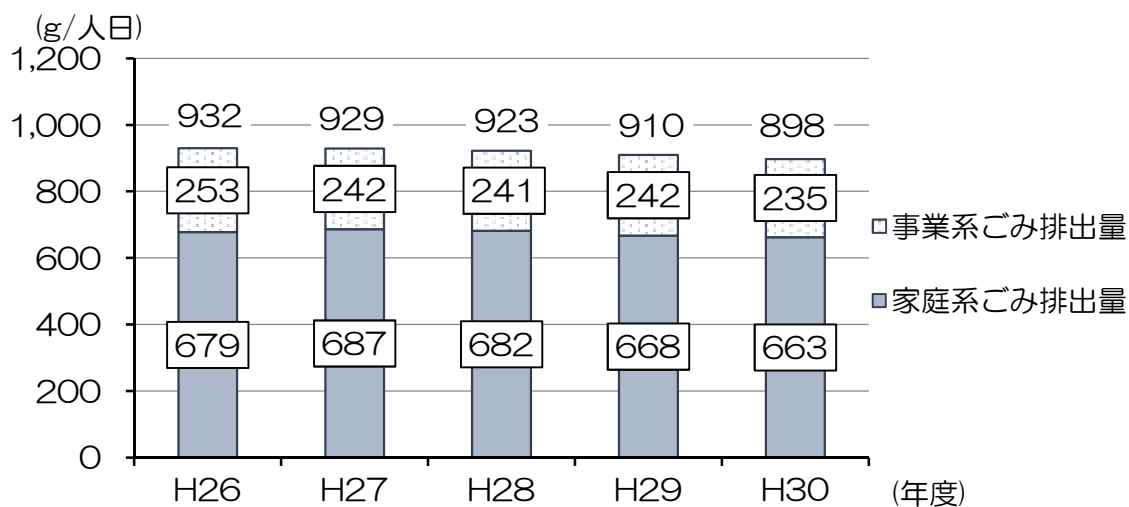


図 市民 1 人 1 日 当 た り の ご む の 排 出 量 の 推 移

ケ 中間処理量の推移

(ア) ごみ焼却処理量

本市のごみ焼却処理量は、平成 27 (2015) 年度以降、微減で推移しています。

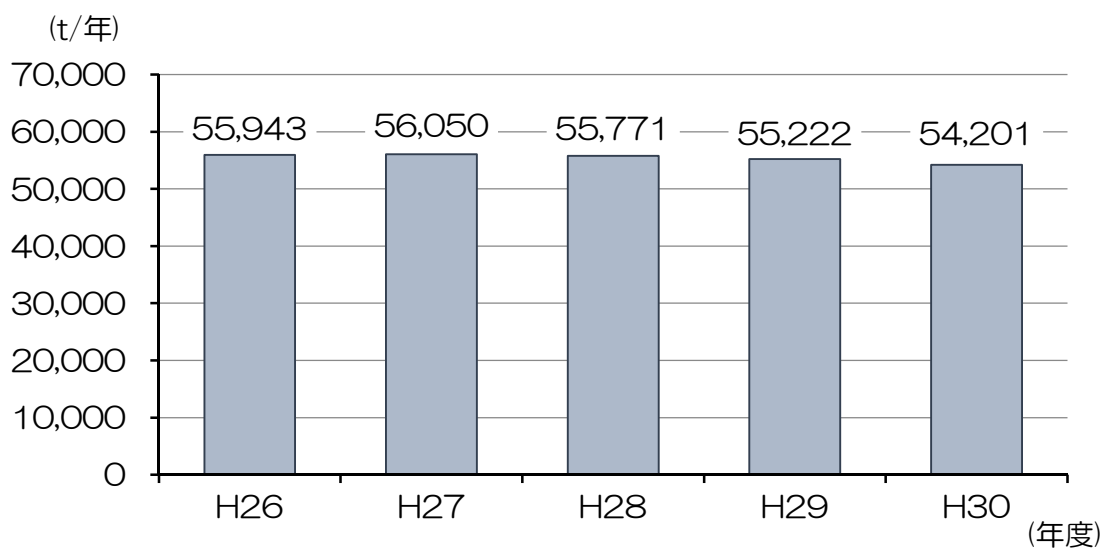


図 ごみ焼却処理量の推移

(イ) 破碎選別処理量

本市の粗大ごみの破碎選別処理量は、平成 29（2017）年度以降、微増傾向で推移をしています。

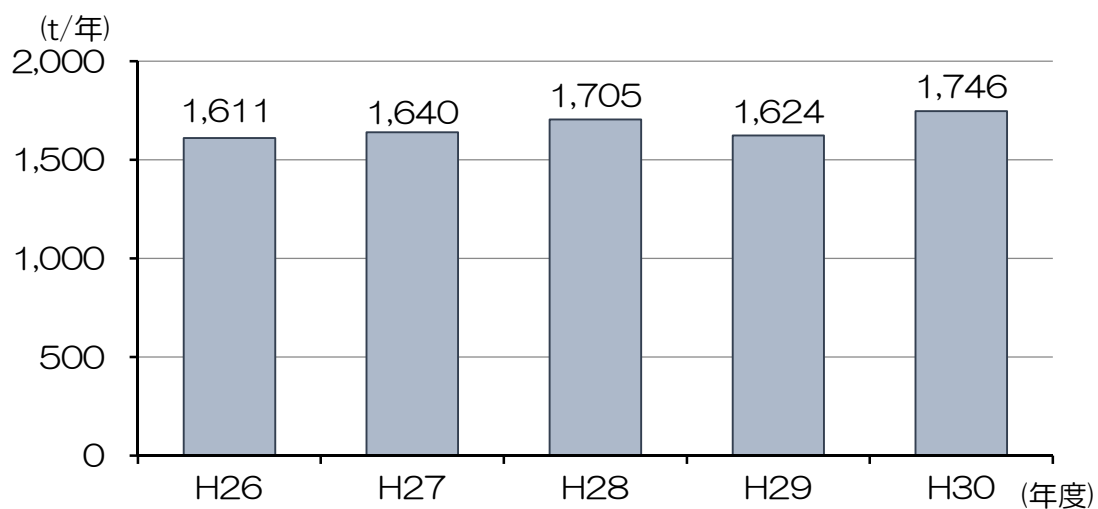


図 破碎選別処理量の推移

コ 最終処分量の推移

本市の最終処分量は、平成 27（2015）年度から減少傾向で推移しています。

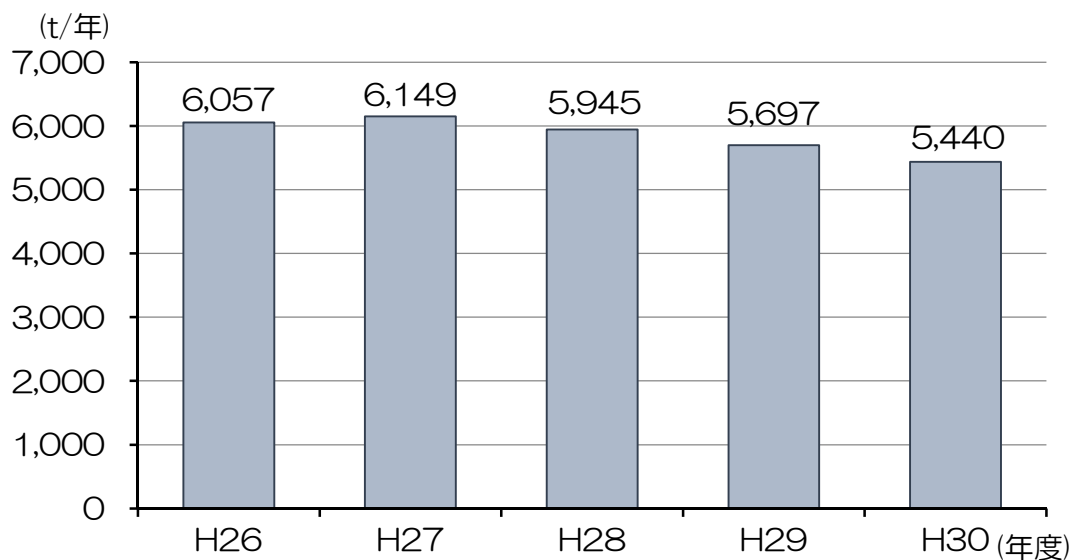


図 最終処分量の推移

サ 総資源化量及び資源化率の推移

総資源化量及び資源化率ともに、ほぼ横ばいで推移しています。

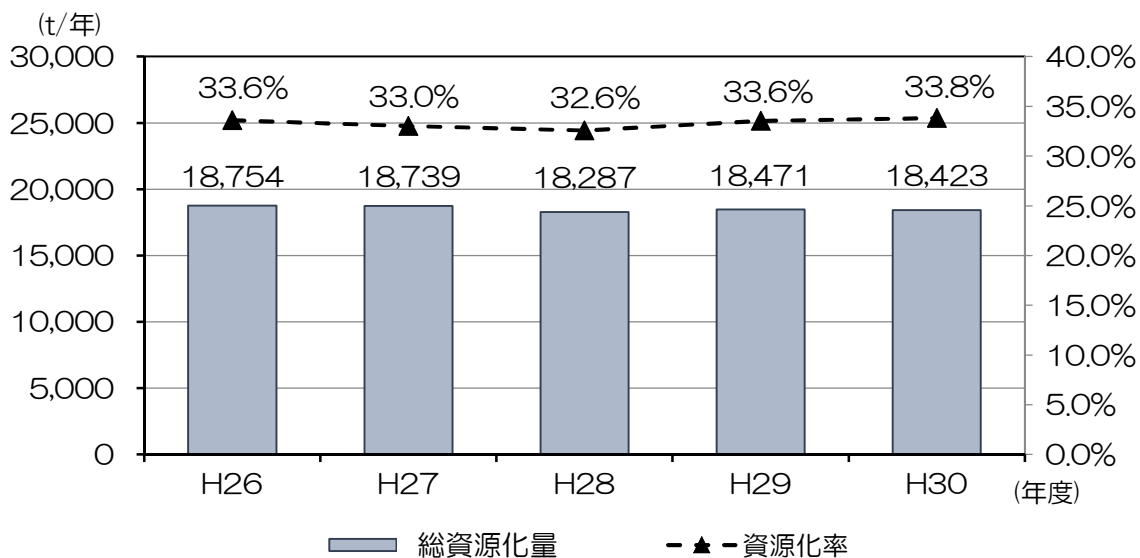


図 総資源化量及び資源化率の推移

(7) 紙類の資源化量の推移

紙類は、平成 26 (2014) 年度以降、減少傾向で推移しています。

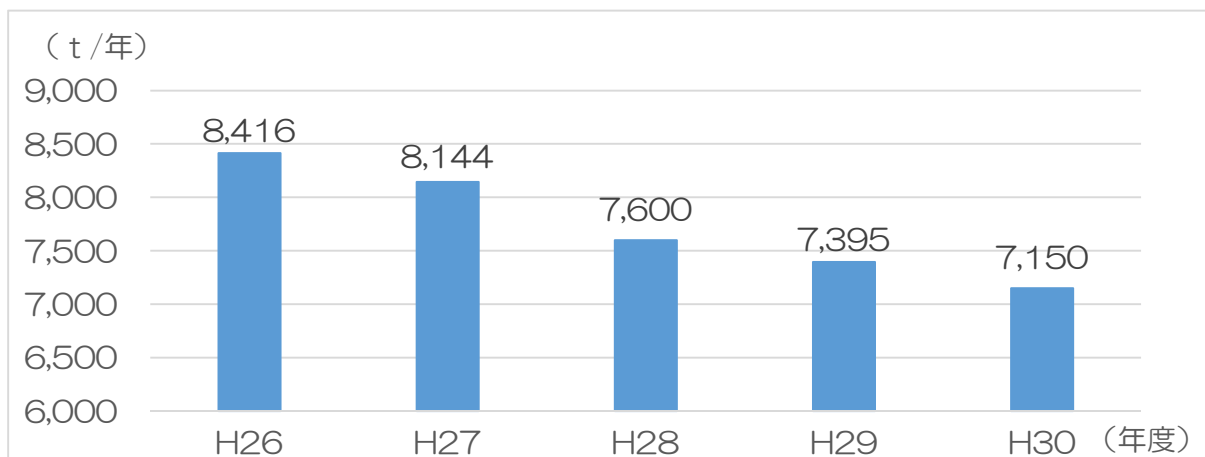


図 紙類の資源化量の推移

(イ) びん・ガラス類の資源化量の推移

びん・ガラス類は、平成 27（2015）年度以降、減少傾向で推移しています。

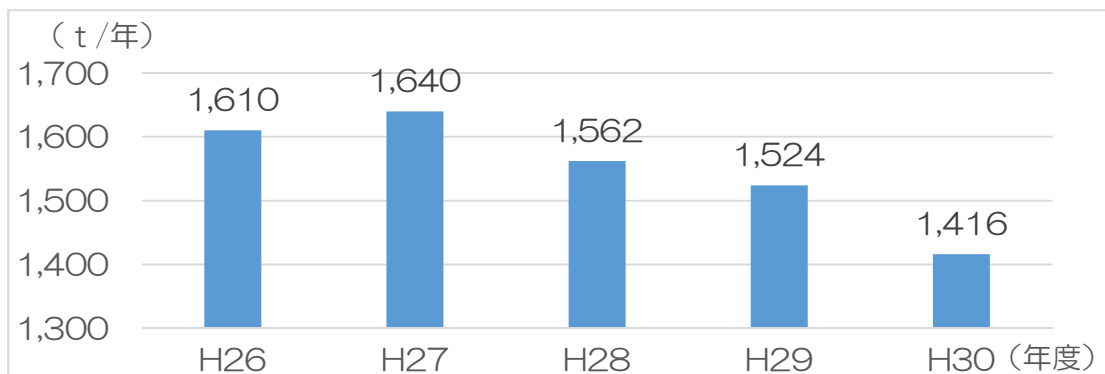


図 びん・ガラス類の資源化量の推移

(ロ) 缶等の金属類の資源化量の推移

缶等の金属類は、平成 27（2015）年度以降、増加傾向で推移しています。

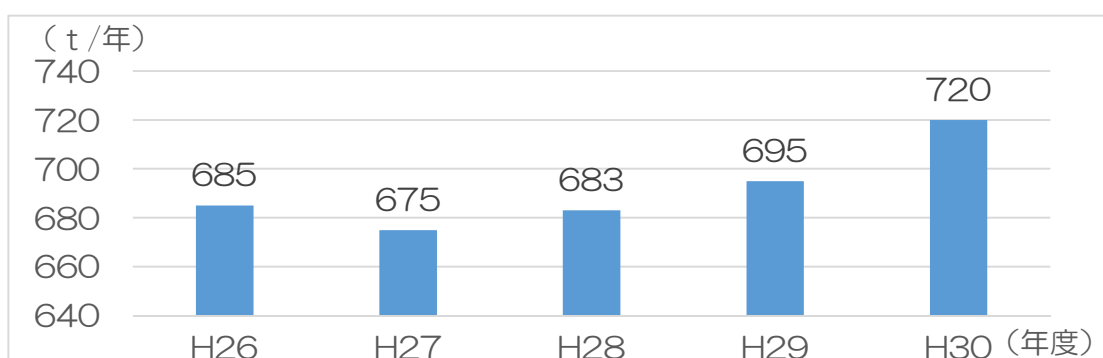


図 缶等の金属類の資源化量の推移

(ハ) プラスチック製容器包装の資源化量の推移

プラスチック製容器包装は、平成 26（2014）年度以降、減少傾向で推移しています。

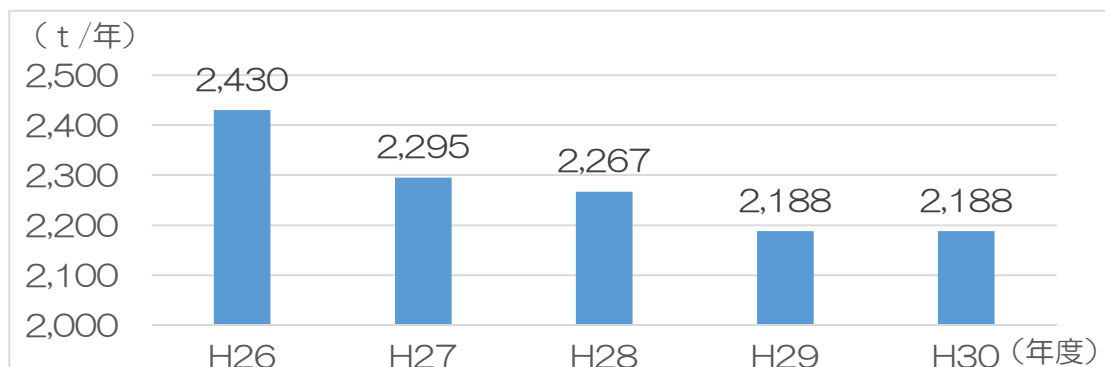


図 プラスチック製容器包装の資源化量の推移



(オ) ペットボトルの資源化量の推移

ペットボトルは、平成 28（2016）年度以降、増加傾向で推移しています。

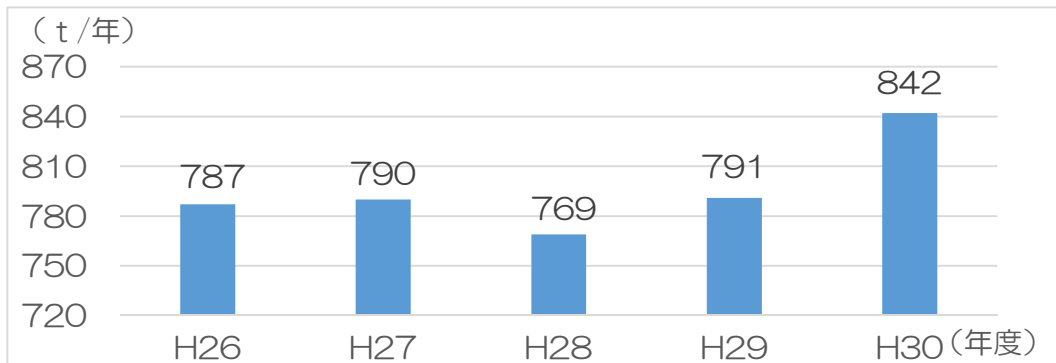


図 ペットボトルの資源化量の推移

(カ) 布類の資源化量の推移

布類は、平成 29（2017）年度以降、減少傾向で推移しています。

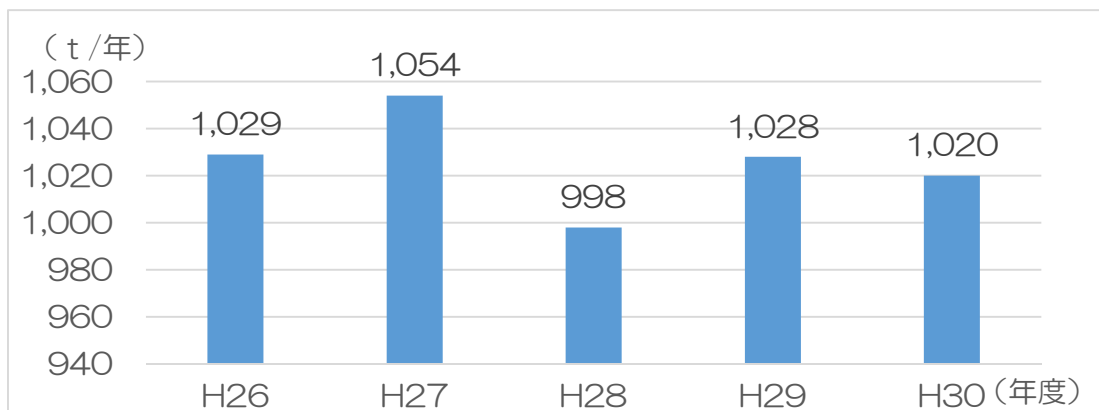


図 布類の資源化量の推移

コラム ペットボトルの出し方について

ペットボトルについては、中身を空にして、中を水で流してから、キャップとラベルを外して集積所に出してください。外したキャップとラベルは、プラスチック製容器包装として出してください。なお、異物が取り除けない、汚れがひどい、マジックなど塗料が付いている、切れているペットボトルは、資源として回収できないため、もえるごみとして出してください。



(キ) せん定枝の資源化量の推移

せん定枝は、平成 26（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

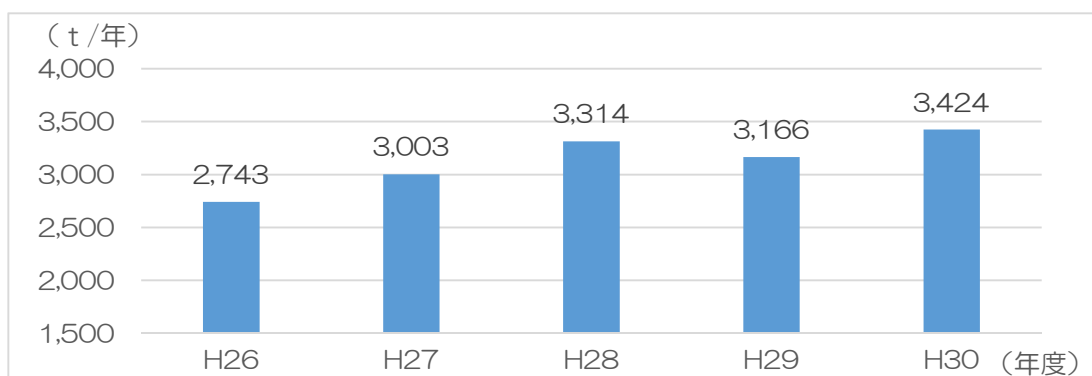


図 せん定枝の資源化量の推移

コラム せん定枝等を資源化した「堆肥」を無料配布

せん定枝等を資源化した「堆肥」を環境センター駐車場の一部スペースで無料配布しています。詳細は、市ホームページを確認してください。



(ク) 廃食用油の資源化量の推移

廃食用油は、平成 26（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

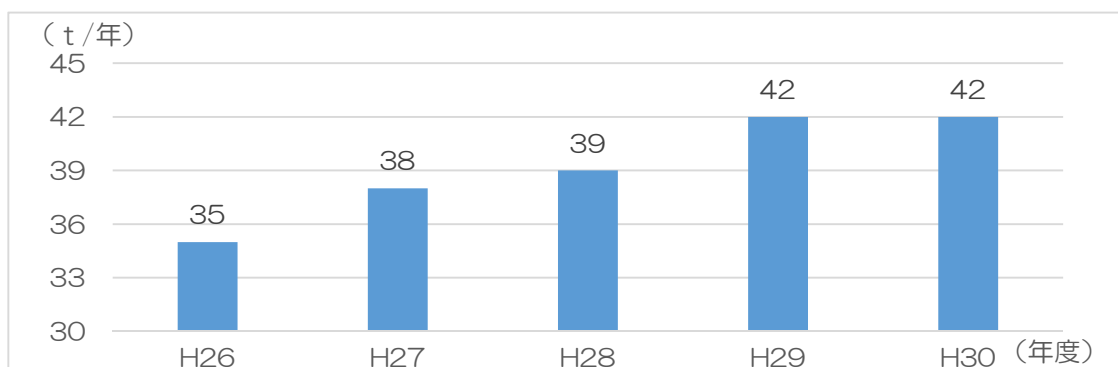


図 廃食用油の資源化量の推移

コラム 廃食用油の資源化について

廃食用油を資源化していることについて、「知らない」と回答した割合が 38.7%となっています。年齢別に見ると、20 歳代が 71.1%、30 歳代が 67.3%と高くなっています。

	回答数	知っている	知らない
全体	1,122	58.6%	38.7%
性別			
男性	394	56.6%	41.4%
女性	686	60.2%	37.2%
どちらでもない	7	71.4%	28.6%
年齢別			
20歳代	90	26.7%	71.1%
30歳代	113	31.9%	67.3%
40歳代	159	56.0%	43.4%
50歳代	203	58.6%	41.4%
60歳代	221	71.9%	24.9%
70歳代以上	307	71.3%	23.5%

## シ ごみ質

環境センターに搬入されたもえるごみ（ごみピット内の家庭系及び事業系ごみ）の乾燥重量比では、紙類が最も多く、次いでビニール樹脂類、台所から排出される<sup>ちゅうがい</sup>厨芥類、木竹わらの順となっています（平成28（2016）年から令和2（2020）年の過去5年間の平均値）。

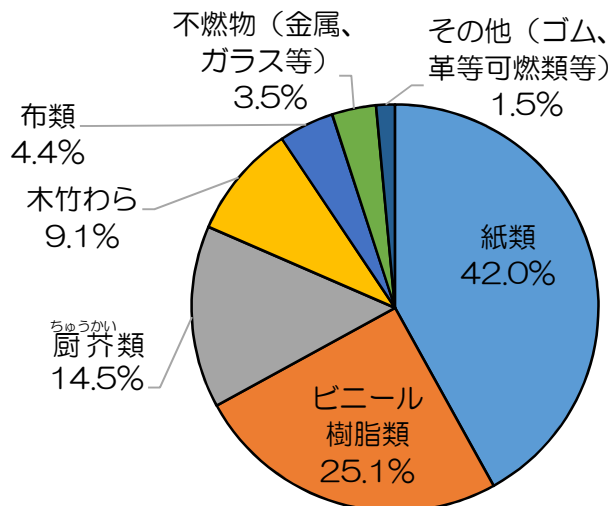


図 ごみ組成の割合（乾ベース）

また、家庭系ごみの中で、令和元（2019）年5月から3地区で実施している戸別収集モデル地区で収集したもえるごみのごみ質（湿ベース）では、<sup>ちゅうがい</sup>厨芥類が最も多く、次いで紙類、プラスチック類、木竹類、未開封食品の順となっています。

これは湿ベースであることから、<sup>ちゅうがい</sup>厨芥類の水分が大きく影響していると考えられます。

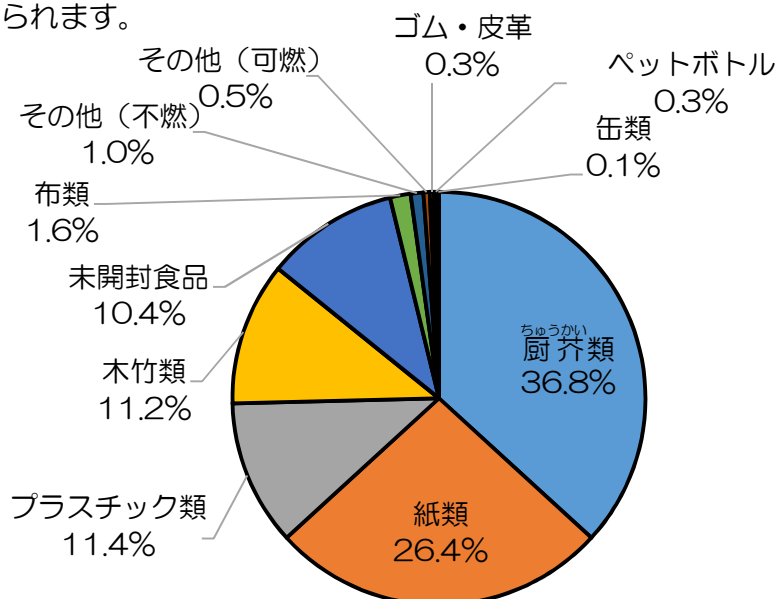


図 ごみ組成の割合（湿ベース）

## ス ごみ処理経費の推移

1年間のごみ処理経費（ごみの処理費及び維持管理費）は、約31億円で推移しており、市民1人当たりでは年間約14,000円の経費が掛かっています。

表 ごみ処理経費の推移

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
建設改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	322,056	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	
	(建設改良費組合分担金)		0	0	0	0	0	
小計			0	0	0	0	322,056	
処理及び維持管理費	人件費	一般職	133,896	129,663	121,970	139,593	139,847	
		技能職	収集運搬	779,749	794,184	724,197	688,536	631,000
			中間処理	165,401	170,182	167,709	155,103	161,975
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	196,938	188,174	199,653	186,574	181,688	
		中間処理費	723,036	747,455	714,142	868,623	887,904	
		最終処分費	0	0	0	0	0	
	車両等購入費		15,109	0	22,777	16,187	17,628	
	委託費	収集運搬費	667,695	667,480	659,348	721,449	742,245	
		中間処理費	246,383	267,684	267,091	174,053	182,003	
		最終処分費	196,173	199,188	192,631	184,496	174,813	
		その他	5,062	3,909	4,068	4,774	3,976	
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
小計			3,129,442	3,167,919	3,073,586	3,139,388	3,123,079	
その他			47,839	50,275	50,460	45,646	51,464	
合計			3,177,281	3,218,194	3,124,046	3,185,034	3,496,599	
人口(人)			225,166	225,714	225,541	225,693	225,204	
一人当たりの処理経費(円/人)			13,898	14,035	13,628	13,910	13,868	
総排出量(t/年)			76,566	76,690	75,989	74,973	73,782	
1t当たりの処理経費(千円/t)			40,872	41,308	40,448	41,874	42,328	

【出典：一般廃棄物処理実態調査結果（各年）】

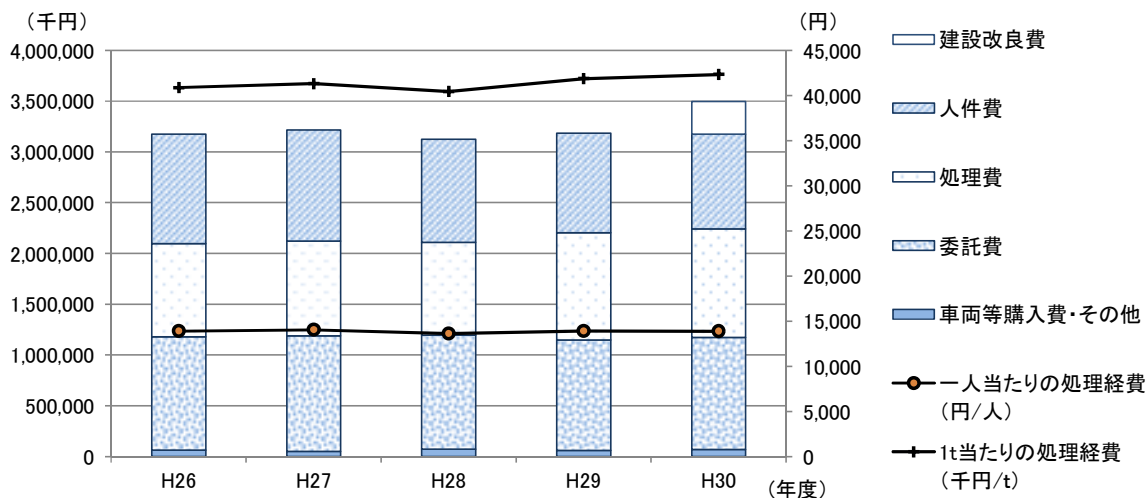


図 ごみ処理経費の推移

セ 県内 19 市におけるごみ排出量の比較

県内 19 市におけるごみ総排出量・排出原単位、家庭系ごみ排出量・排出原単位、事業系ごみ排出量・排出原単位を比較すると、ごみ総排出量の排出原単位では、県内で 5 番目に多い 898g ですが、家庭系ごみの排出原単位では県内で少ない方から 10 番目となる 663g である一方、事業系ごみの排出原単位では、県内で 2 番目に多い 235g となっています。家庭系ごみについては、市民のごみ減量化・資源化に対する意識の向上により県内では平均的な排出量となっていますが、事業系ごみについては、本市の産業構造の特徴もあり、県内では突出して多い排出量となっています。

表 県内 19 市のごみ総排出量\*と原単位

	人口（人）	ごみ総排出量 （t）	ごみ総排出量 排出原単位 （g/日・人）
座間市	129,425	34,688	734
大和市	235,846	67,035	779
綾瀬市	84,229	24,061	783
茅ヶ崎市	242,003	69,301	785
海老名市	132,641	38,531	796
川崎市	1,516,483	446,477	807
秦野市	165,393	49,169	814
逗子市	60,125	18,215	830
伊勢原市	102,470	31,077	831
横浜市	3,740,172	1,136,500	833
相模原市	723,012	228,298	865
藤沢市	431,286	136,204	865
平塚市	258,004	81,989	871
南足柄市	42,311	13,802	894
<b>厚木市</b>	<b>225,204</b>	<b>73,782</b>	<b>898</b>
横須賀市	397,618	130,538	899
鎌倉市	172,306	58,623	932
三浦市	43,163	15,177	963
小田原市	191,181	69,219	992

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

※ごみ総排出量とは、家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源を合わせたもの  
年間収集量＋年間直接搬入量＋集団回収量の合計

表 県内 19 市の家庭系ごみ排出量と原単位

	人口（人）	家庭系ごみ排出量（t）	家庭系ごみの排出原単位（g/日・人）
大和市	235,846	49,324	573
川崎市	1,516,483	338,539	612
横浜市	3,740,172	835,447	612
座間市	129,425	29,271	620
海老名市	132,641	30,022	620
綾瀬市	84,229	19,358	630
藤沢市	431,286	100,272	637
相模原市	723,012	171,429	650
平塚市	258,004	61,928	658
<b>厚木市</b>	<b>225,204</b>	<b>54,459</b>	<b>663</b>
茅ヶ崎市	242,003	58,866	666
鎌倉市	172,306	41,962	667
秦野市	165,393	40,439	670
伊勢原市	102,470	25,547	683
横須賀市	397,618	102,381	705
逗子市	60,125	15,990	729
三浦市	43,163	11,702	743
小田原市	191,181	53,881	772
南足柄市	42,311	12,195	790

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

表 県内 19 市の家庭系ごみから資源を除いた排出量と原単位

	人口（人）	家庭系ごみから資源を除いた排出量（t）	排出原単位（g/日・人）
鎌倉市	172,306	21,817	347
逗子市	60,125	8,715	397
三浦市	43,163	6,450	409
横浜市	3,740,172	560,089	410
大和市	235,846	36,190	420
海老名市	132,641	20,737	428
藤沢市	431,286	69,406	441
<b>厚木市</b>	<b>225,204</b>	<b>36,633</b>	<b>446</b>
座間市	129,425	21,304	451
川崎市	1,516,483	249,925	452
横須賀市	397,618	67,634	466
綾瀬市	84,229	14,357	467
平塚市	258,004	46,200	491
相模原市	723,012	132,296	501
秦野市	165,393	30,795	510
茅ヶ崎市	242,003	45,343	513
伊勢原市	102,470	20,827	557
小田原市	191,181	39,775	570
南足柄市	42,311	8,909	577

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

表 県内 19 市の事業系ごみ排出量と原単位

	人口 (人)	事業系ごみ排出量 (t)	事業系ごみの 排出原単位 (g/日・人)
逗子市	60,125	2,225	101
南足柄市	42,311	1,607	104
座間市	129,425	5,417	115
茅ヶ崎市	242,003	10,435	118
秦野市	165,393	8,730	145
伊勢原市	102,470	5,530	148
綾瀬市	84,229	4,703	153
海老名市	132,641	8,509	176
横須賀市	397,618	28,157	194
川崎市	1,516,483	107,938	195
大和市	235,846	17,711	206
平塚市	258,004	20,061	213
相模原市	723,012	56,869	215
小田原市	191,181	15,338	220
横浜市	3,740,172	301,053	221
三浦市	43,163	3,475	221
藤沢市	431,286	35,932	228
厚木市	225,204	19,323	235
鎌倉市	172,306	16,661	265

【出典：平成 30 年度神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要】

### (3) 旧計画の目標達成状況

#### ア 数値目標の達成状況

旧計画は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間としており、令和 2（2020）年度末の達成目標を次のとおり設定していました。

達成目標	減量化目標	家庭系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
		事業系ごみ	30%（平成 14（2002）年度比）
	資源化目標	家庭系ごみ	40%

目標の達成に向けて、様々な施策を展開してきましたが、家庭系ごみについて、減量化目標・資源化目標ともに、目標値を達成することが難しい状況です。

本市の家庭系ごみの排出原単位は、基準年度である平成 14（2002）年度は 912 g で、旧計画の目標値は 632 g です。しかし、令和元（2019）年度は 663 g（速報値）であることから、目標値に及びませんでした。減量化率は、目標値 30% に対して、令和元（2019）年度は 27.3%（速報値）であることから、こちらも目標値に及びませんでした。

総資源量は、基準年度である平成 14（2002）年度は 11,685 t で、旧計画の目標値は 21,416 t です。しかし、令和元（2019）年度は 18,714 t（速報値）であることから、目標値に及びませんでした。資源化率は、目標値 40% に対して、令和元（2019）年度は 34.3%（速報値）であることから、こちらも目標値に及びませんでした。

事業系ごみ排出量は、基準年度である平成 14（2002）年度は 27,717 t で、旧計画の目標値は 19,400 t です。令和元（2019）年度は 19,376 t（速報値）であることから、目標値を達成しています。減量化率は、目標値 30% に対して、令和元（2019）年度は 30.1%（速報値）であることから、こちらも目標値を達成しています。

旧計画の達成状況は、次の表のとおりです。6年間の計画期間において、様々な施策に取り組んできましたが、事業系ごみ排出量と最終処分量を除いて、令和元（2019）年度時点の達成状況は、達成率 100% に届いていません。そのため、更なるごみの減量化・資源化の取組をする必要があります。



表 旧計画の達成状況

	基準値	実績値						R1 時点の 達成 状況	目標値
	H14	H26	H27	H28	H29	H30	R1※	達成率 (%)	R2
1 ごみ総排出量 (t/年)	101,278	76,566	76,690	75,989	74,973	73,782	73,867	98.1	72,436
排出原単位 (g/人・日)	1,255	932	929	923	910	898	898	96.1	863
2 家庭系ごみ 排出量 (t/年)	73,561	55,811	56,741	56,123	55,040	54,459	54,491	97.3	53,036
排出原単位 (g/人・日)	912	679	687	682	668	663	663	95.3	632
原単位の 減量化率 (%)	—	25.5	24.5	25.2	26.8	27.3	<b>27.3</b>	88.9	30.0
3 事業系ごみ 排出量 (t/年)	27,717	20,755	19,949	19,866	19,933	19,323	19,376	100.1	19,400
排出原単位 (g/人・日)	343	253	242	241	242	235	235	98.3	231
排出量の 減量化率 (%)	—	25.1	28.0	28.3	28.1	30.3	<b>30.1</b>	100.3	30.0
4 総資源量 (t/年)	11,685	18,754	18,739	18,287	18,471	18,423	18,714	87.4	21,416
資源化率 (%)	15.9	33.6	33.0	32.6	33.6	33.8	<b>34.3</b>	85.0	40.0
5 ごみ焼却量 (t/年)	88,683	55,943	56,050	55,771	55,222	54,201	53,998	95.9	51,774
6 最終処分量 (t/年)	10,798	6,057	6,149	5,945	5,697	5,440	5,633	104.8	5,902

※R1は、計画策定時点の速報値

#### (4) ごみの減量化・資源化に向けた本市の現状と課題

##### ア 国・県の目標と本市の現状

###### (7) 国の目標値

国が平成30（2018）年6月に策定した第4次循環型社会形成推進基本計画においては、第3次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組などを、引き続き中核的な事項として重視しています。加えて、経済的側面や社会的側面にも視野を広げ、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の七つの方向性を示しています。この方向性に基づき、具体的な取組として家庭系食品ロス半減に向けた国民運動やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を挙げています。取組の進展に関する指標と目標値は、次のとおり定められています。

表 国の目標値（抜粋）

取組指標	目標値（令和7（2025）年度）
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人・日
家庭系ごみ1人1日当たりの排出量	約440g/人・日

###### (イ) 県の目標値

神奈川県が平成29（2017）年3月に策定した神奈川県循環型社会づくり計画においては、「廃棄物ゼロ社会」を目指して、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を三つの施策の柱として設定し、非常災害時を含め、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組んでいくとしています。

表 県の目標値（抜粋）

取組指標	目標値（令和3（2021）年度）
生活系ごみ1人1日当たりの排出量	664g/人・日
再生利用率	31%に増加

(ウ) 厚木市の現状

a 減量化目標

(a) 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出原単位の減量化率は、令和元（2019）年度が27.3%（速報値）となり、平成27（2015）年度以降、上昇傾向です。しかし、家庭系ごみに含まれる資源量が減少することにより、家庭系ごみ排出量が減少し減量化率が上昇している傾向があり、ごみそのものの排出抑制やごみから資源への転換による減量という本来の目的を達成するための減量が十分にできていません。また、焼却量についても、旧計画における最終目標値の51,774 tは、未達成の状況です。

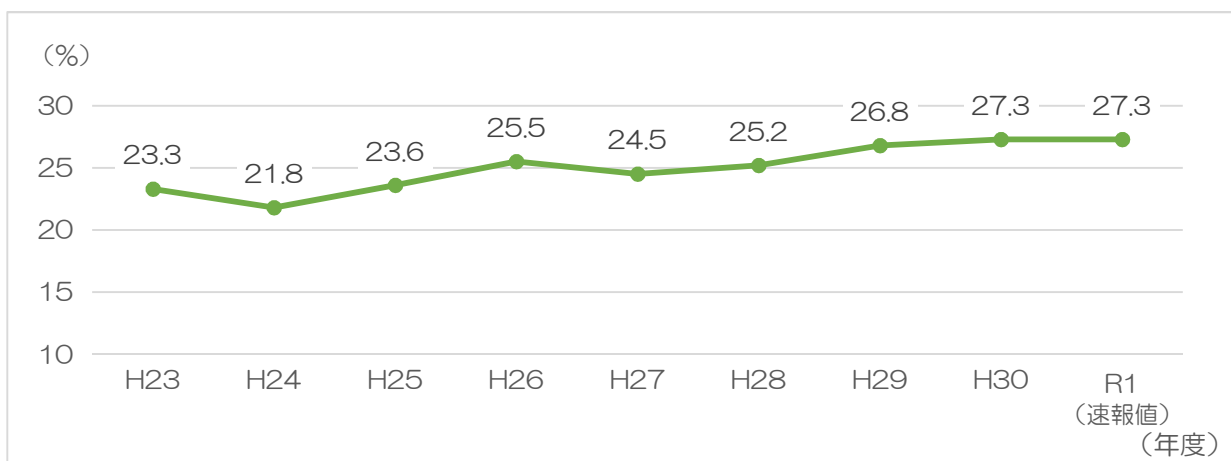


図 家庭系ごみの排出原単位の減量化率の推移

(b) 事業系ごみ

事業系ごみ排出量の減量化率は、令和2（2020）年度末の減量化目標である30%を既に達成していますが、平成30（2018）年度の実績において、市民1人1日当たりの排出原単位は、県内19市で2番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイスト※を達成する一方で、依然として大規模小売店舗や医療福祉施設などの多量排出事業者が多い状況です。

また、本市においては、通勤や通学により夜間と比較し昼間人口が多いこと、人口1人当たりの事業所数や従業者数が多くなっていること、イベントなどに参加するため来訪する人々による観光客消費額が多いことなどの特徴があることから、市民1人1日当たりの排出量が多いと考えられます。

こうしたことから、事業所や従業者だけに限らず、店舗を利用する滞在者に向けた取組を行う必要があります。

※ゼロ・ウェイストとは、ごみをゼロにすることを目標に無駄な浪費をなくして、できるだけ廃棄物を減らしていくという考え方や活動のこと

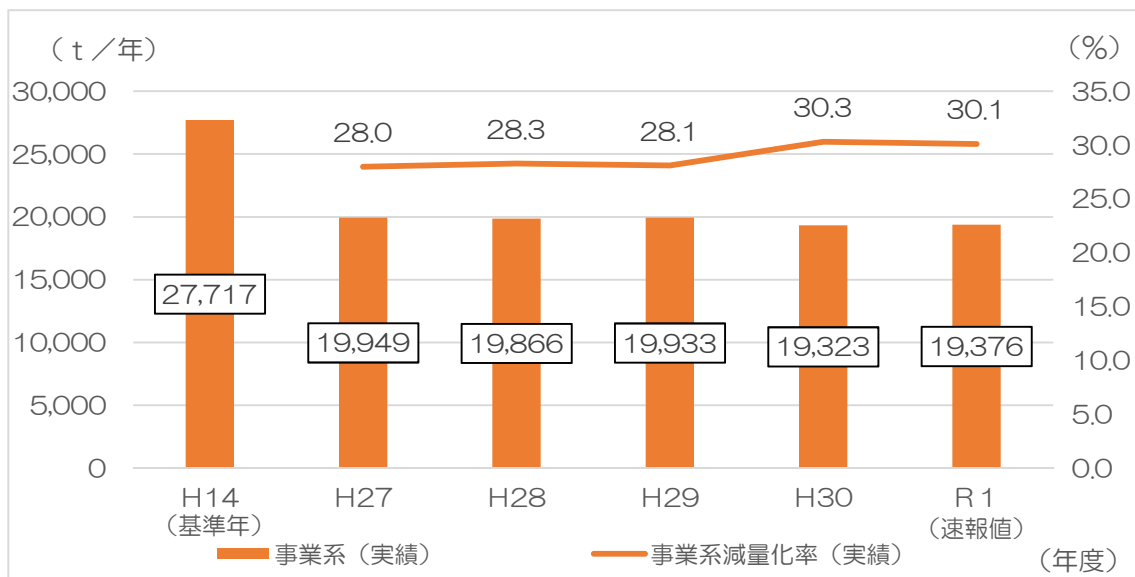


図 事業系ごみの実績値及び減量化率の推移

b 資源化目標

資源化目標については、平成 21 (2009) 年度から資源化率 35%を目標とするミッション 35 に取り組んできました。平成 27 (2015) 年度からは、資源化率 40%を目標として取り組んできましたが、平成 24 (2012) 年度をピークに減少傾向が続き、平成 28 (2016) 年度以降は、微増となっています。令和元 (2019) 年度は 34.3% (速報値) となり、目標値の 40%からは大きく乖離かいはりしています。

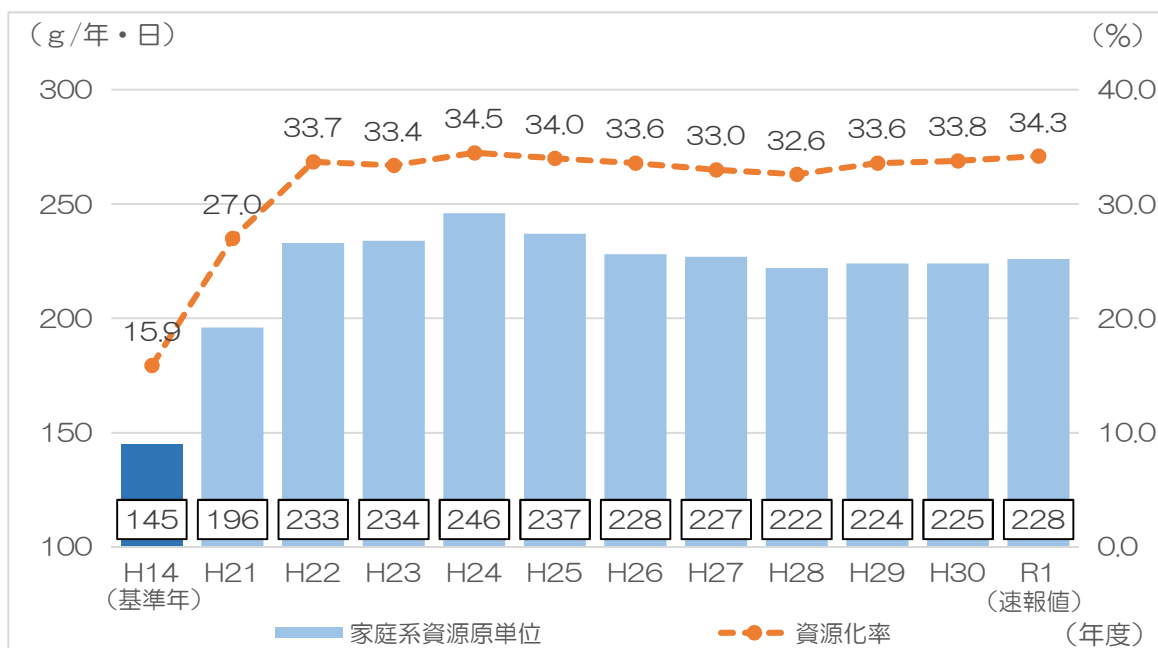


図 家庭系資源原単位及び資源化率の推移

イ 他の自治体との比較

(7) 類似自治体との比較結果

一般廃棄物処理システム評価支援ツールを用いて、人口規模や産業構造が類似している都市を抽出したものを示します。本データは、環境省平成30（2018）年度廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

なお、類似市町村の抽出は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型に準拠しています。国内の特例市との比較となっておりますが、それぞれの自治体が置かれている地域性や人口規模などにより一律に比較することはできませんが、傾向の分析を行うこととします。

表 類似自治体との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF※・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	931	19.4	7.3	10,295	30,940
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	103.7	128.9	98.3	67.6	65.2
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

※指数値が、100 を上回っている項目が他自治体と比較して優位となります。

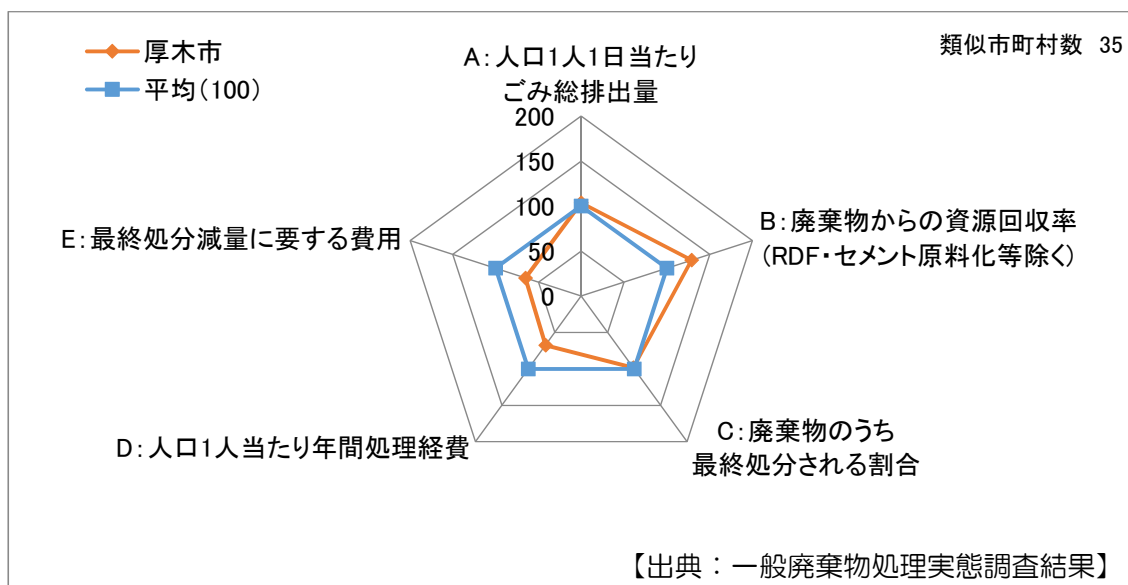


図 類似自治体との比較結果

※RDF (Refuse Derived Fuel) とは、家庭で捨てられるもえるごみを破碎、乾燥し接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの

表 類似市町村の一覧

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 りごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く。) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当 り年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
山形県山形市	245,554	956	18.2%	6.4%	8,696	25,316
茨城県水戸市	272,438	1,154	18.5%	11.4%	12,443	28,013
茨城県つくば市	232,894	1,122	19.8%	11.0%	8,251	19,189
群馬県伊勢崎市	213,466	967	10.5%	10.0%	7,750	23,019
群馬県太田市	224,430	1,002	16.4%	5.0%	9,551	25,769
埼玉県熊谷市	197,856	1,123	10.2%	1.8%	9,568	22,785
埼玉県川口市	603,093	828	22.0%	3.6%	11,881	38,322
埼玉県所沢市	344,388	806	28.9%	3.3%	15,412	50,283
埼玉県春日部市	234,824	923	16.1%	4.5%	10,728	28,975
埼玉県草加市	248,519	812	19.4%	5.0%	7,409	23,488
神奈川県平塚市	258,004	871	25.3%	1.0%	10,183	31,086
神奈川県小田原市	191,739	989	22.3%	9.7%	11,822	31,754
神奈川県茅ヶ崎市	241,999	785	21.4%	9.7%	12,542	43,326
<b>神奈川県厚木市</b>	<b>225,204</b>	<b>898</b>	<b>25.0%</b>	<b>7.4%</b>	<b>15,220</b>	<b>47,486</b>
神奈川県大和市	237,142	774	24.8%	0.9%	13,374	47,093
新潟県長岡市	271,444	885	24.6%	9.6%	8,720	28,601
新潟県上越市	193,517	942	20.8%	4.6%	12,901	35,839
福井県福井市	264,316	1,009	17.9%	8.4%	8,458	21,923
山梨県甲府市	187,913	1,070	19.6%	3.7%	8,356	21,863
長野県松本市	239,695	1,015	13.1%	10.3%	7,360	18,736
静岡県沼津市	196,274	860	24.4%	0.1%	9,750	28,233
静岡県富士市	254,219	782	13.3%	9.8%	7,804	27,256
愛知県一宮市	385,709	856	15.6%	11.7%	7,790	24,219
愛知県春日井市	311,784	825	15.1%	9.4%	11,696	41,790
三重県四日市市	310,750	948	19.1%	2.5%	7,695	21,785
大阪府岸和田市	195,639	1,046	12.4%	11.8%	12,552	35,918
大阪府吹田市	371,753	859	14.3%	6.7%	12,683	41,673
大阪府茨木市	282,194	998	23.2%	6.1%	12,678	36,171
大阪府八尾市	267,103	816	14.8%	13.3%	11,785	44,145
大阪府寝屋川市	233,897	863	21.1%	13.1%	7,265	24,762
兵庫県明石市	302,486	946	11.5%	15.4%	8,118	25,792
兵庫県加古川市	265,897	862	19.2%	3.7%	9,969	31,752
兵庫県宝塚市	234,167	930	30.3%	10.6%	8,861	29,159
鳥取県鳥取市	188,508	999	24.4%	10.2%	8,922	26,438
鳥根県松江市	203,029	1,068	25.4%	2.9%	12,143	30,937

- a 類似自治体との比較による主な相違点
- (a) 1人1日当たりのごみ総排出量  
本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、類似自治体の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値931g/人・日より排出量が少なくなっています。
- (b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）  
本市の再資源化率は25.0%となっており、類似団体の平均値19.4%よりも高くなっています。
- (c) 最終処分率  
本市の最終処分率は7.4%となっており、類似自治体の平均7.3%とほぼ同値です。
- (d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）  
本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で類似自治体の平均値10,295円よりも高くなっています。
- (e) 最終処分減量に要する費用  
本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で類似自治体の平均値30,940円よりも高くなっています。

(イ) 東京都多摩地区との比較結果

東京都多摩地区（以下「多摩地区」という。）はごみ処理行政において先進的な地区であり、また、本市と近い場所に位置していることから、比較検討に有用であると考え、多摩地区の人口10万人以上の市と比較を行いました。

表 多摩地区との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	714	32.3	0.0	12,711	43,751
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	79.5	77.5	0.0	83.5	92.1
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

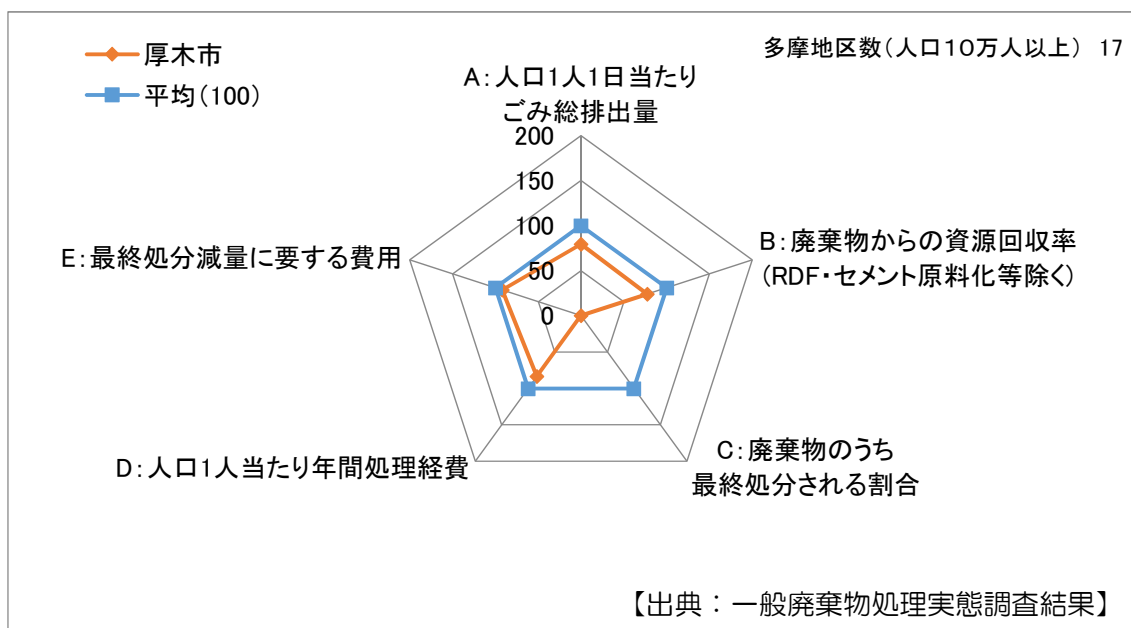


図 多摩地区との比較結果

表 多摩地区の一覧

市町村名	人口(人)	人口1人1日当たりごみ総排出量(g/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く。)(%)	廃棄物のうち最終処分される割合(%)	人口1人当たり年間処理経費(円/人・年)	最終処分減量に要する費用(円/t)
東京都八王子市	562,522	765	26.1%	0.0%	12,635	38,475
東京都立川市	183,482	656	35.0%	0.0%	15,587	56,321
東京都武蔵野市	146,128	795	33.3%	0.0%	17,254	52,608
東京都三鷹市	187,351	691	31.9%	0.0%	8,840	35,034
東京都青梅市	134,316	817	28.9%	0.0%	14,045	47,071
東京都府中市	260,660	660	32.8%	0.0%	9,649	39,644
東京都昭島市	113,284	755	30.0%	0.0%	15,954	46,383
東京都調布市	234,867	702	36.0%	0.0%	10,060	39,274
東京都町田市	428,589	758	25.5%	0.0%	11,671	34,656
東京都小金井市	121,167	605	51.3%	0.1%	17,554	72,765
東京都小平市	193,191	756	26.1%	0.1%	11,264	40,877
東京都日野市	185,330	640	25.7%	0.0%	10,115	34,927
東京都東村山市	150,939	683	36.3%	0.0%	13,374	45,915
東京都国分寺市	123,489	680	37.9%	0.0%	17,509	60,775
東京都東久留米市	116,779	726	31.6%	0.0%	10,478	30,588
東京都多摩市	148,855	767	26.5%	0.0%	9,299	25,713
東京都西東京市	202,115	683	33.8%	0.0%	10,795	42,748



a 多摩地区（先進地区）との比較による主な相違点

(a) 1人1日当たりのごみ総排出量

本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、多摩地区の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値714g/人・日より排出量が多くなっています。

(b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）

本市の再資源化率は25.0%となっており、多摩地区の平均値32.3%よりも低くなっています。

(c) 最終処分率

本市の最終処分率は7.4%となっており、多摩地区の平均0.03%よりも高くなっています。

(d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）

本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で多摩地区の平均値12,711円よりも高くなっています。

(e) 最終処分減量に要する費用

本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で多摩地区の平均値43,751円よりも高くなっています。

(ウ) 近隣市との比較結果

県内の近隣市と比較を行いました。近隣市は、人口に関係なく、本市と近接している市とします。

表 近隣市との比較結果

	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント原 料化等除く) (%)	廃棄物のうち最終処 分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均(100)	812	28.5	2.2	13,183	42,101
厚木市	898	25.0	7.4	15,220	47,486
指数値	90.4	87.8	55.4	86.6	88.7
指数の見方	指数が大きいほどご み排出量は少なくなる	指数が大きいほど資 源回収率は高くなる	指数が大きいほど最 終処分される割合は 小さくなる	指数が大きいほど1人 当たりの年間処理経 費は少なくなる	指数が大きいほど費 用対効果は高くなる

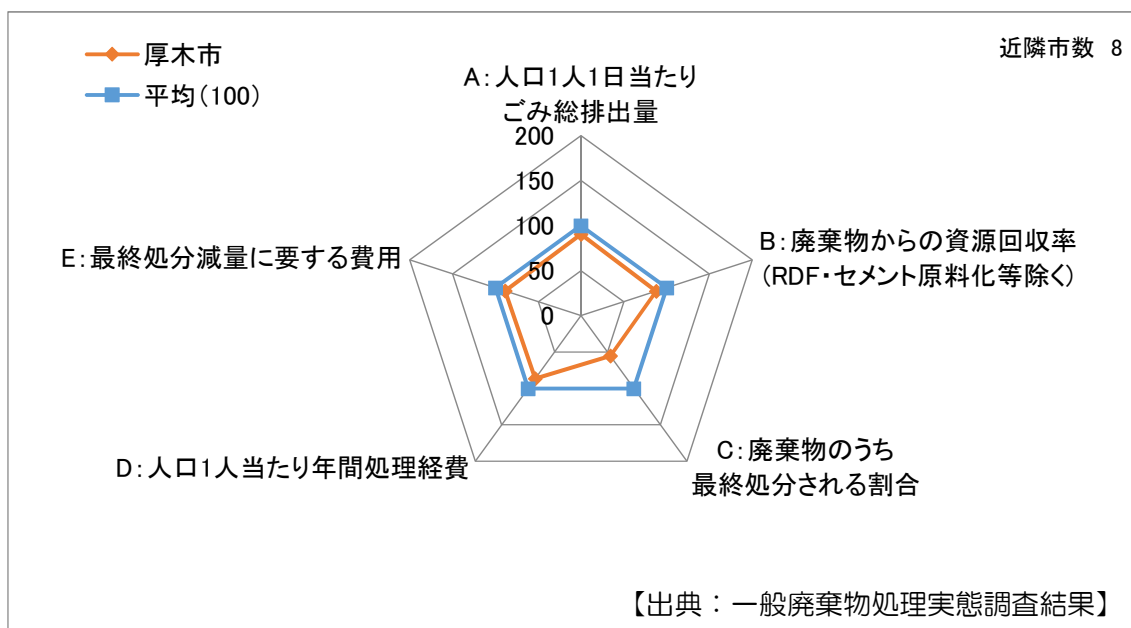


図 近隣市との比較結果

表 近隣市の一覧

市町村名	人口 (人)	人口1人1日当 りごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資 源回収率(RDF・ セメント原料化 等除く。) (%)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
神奈川県平塚市	258,004	871	25.3%	1.0%	10,183	31,086
神奈川県秦野市	165,393	805	22.0%	7.9%	12,064	37,213
神奈川県厚木市	225,204	898	25.0%	7.4%	15,220	47,486
神奈川県大和市	237,142	774	24.8%	0.9%	13,374	47,093
神奈川県伊勢原市	102,470	831	18.5%	8.2%	12,373	36,973
神奈川県海老名市	132,641	796	25.7%	0.2%	15,152	52,271
神奈川県座間市	130,477	728	29.3%	0.2%	10,485	39,526
神奈川県綾瀬市	84,229	783	26.1%	0.2%	9,288	32,506

- a 近隣市との比較による主な相違点
- (a) 1人1日当たりのごみ総排出量  
本市の1人1日当たりのごみ総排出量は898g/人・日となっており、近隣市の1人1日当たりのごみ総排出量の平均値812g/人・日より排出量が多くなっています。
  - (b) 再資源化率（RDF、セメント原料化等除く）  
本市の再資源化率は25.0%となっており、近隣市の平均値28.5%よりも低くなっています。
  - (c) 最終処分率  
本市の最終処分率は7.4%となっており、近隣市の平均2.2%よりも高くなっています。
  - (d) 1人当たりの年間処理経費（処理及び維持管理費）  
本市の1人当たり処理経費（処理及び維持管理費）は、15,220円で近隣市の平均値13,183円よりも高くなっています。
  - (e) 最終処分減量に要する費用  
本市の最終処分減量に要する費用は、47,486円で近隣市の平均値42,101円よりも高くなっています。

(5) ごみ発生量及び処理量の見通し

各項目におけるごみ発生量及び本市の「人口ビジョン」による将来人口結果から、本市のごみ総排出量を現在の1人1日当たりのごみ量が続いたと仮定し、人口減に基づき将来予測を推計します。

いずれも微減傾向で推移していくものと予測されますが、令和7(2025)年12月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設での本市における処理可能量と比較すると、減量が足りないことが分かります。

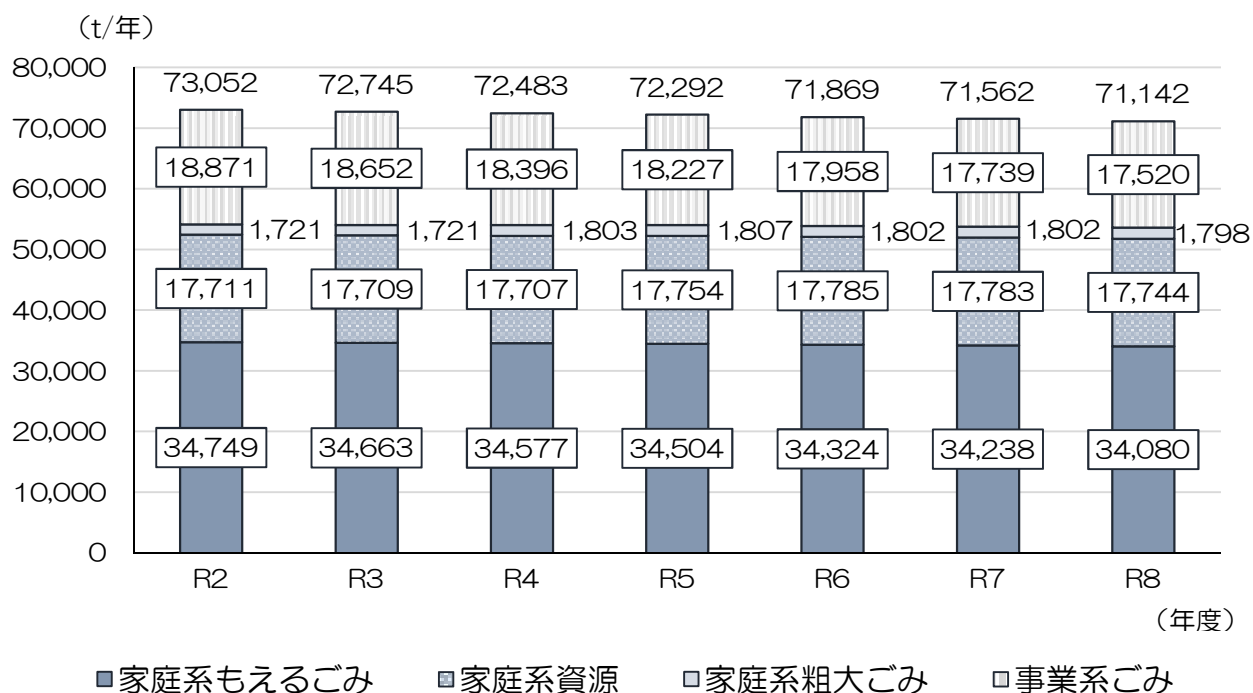


図 ごみ総排出量の将来予測

## (6) ごみ処理の課題

### ア ごみの減量

#### (7) ごみの発生・排出抑制

本市では、循環型社会を形成するために 3R を推進し、ごみの発生・排出抑制に係る取組を推進してきました。本市の平成 30（2018）年度の実績値 898 g/人・日は、類似市町村平均値 931 g/人・日を下回っています。

しかし、その他の項目において、類似市町村や先進地区、近隣市と比較した結果、ほとんどの項目において優位な結果は得られず、なお一層のごみの発生・排出抑制に係る取組を推進する必要があります。

##### a 家庭系ごみ

もえるごみの大半を占める生ごみについては、食品ロスの削減を始め、生ごみ処理機などを利用した家庭内処理による更なる減量及び資源化の推進が課題となります。

また、新たなごみ中間処理施設の整備目標との整合を図り、ごみの減量に向けた施策を展開する必要があります。

生ごみ削減のための水切りの啓発や、ごみの分別の徹底を呼び掛ける必要があります。

##### b 事業系ごみ

本市における事業系ごみ排出量は、本市の総排出量の約 25%を占めています。

事業系ごみ搬入時の内容物検査を強化するなどの対策により、不適正排出の根絶や分別の徹底を図るとともに、取組成功事例を教示するなど、事業者と協働して減量や資源化に取り組む必要があります。

また、生ごみなどの資源化が可能な品目を事業者に積極的に情報提供し、利用してもらうための施策を展開することが課題となります。

さらに、滞在者に対し、ごみの減量に取り組んでもらうため、事業所や店舗内に掲示をするなど、事業者と協力して呼び掛ける必要があります。

#### (イ) 食品ロスの削減

国は、食料を海外からの輸入に大きく依存していることや、一般廃棄物の処理のため年間約2兆円程度の費用を要していること、家計における食費が占める割合が消費支出の4分の1を占めていることなどから、食品ロスの削減を推進していく必要があるとしています。そのため、令和元

(2019)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、その取組方針として令和2(2020)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、家庭系及び事業系食品ロスを令和12(2030)年度までに平成12(2000)年度比で半減させる目標を設定しています。食品ロスは、SDGsでも、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」とされており、世界的な問題として、一人一人が当事者意識をもって取り組んでいく必要があります。

本市は昼間人口が多いため、昼食など食事の機会が多く、食品ロスを排出する機会が多いと考えられます。そのため、本市における家庭系及び事業系食品ロスの実態を把握し、方策を立てる必要があります。

そのため、本市においては、本計画内に食品ロスの削減に向けた取組を位置付け、強力に推進することとします。

#### イ 資源化の促進

資源化品目については、紙類を中心に回収量が逡減しています。材料の軽量化、店頭回収の普及及び消費量の低下などの社会情勢を踏まえ、今後の想定回収量を把握する必要があります。

また、もえるごみへの混入率が高い、紙類(特に雑がみ)、プラスチック製容器包装及びせん定枝の分別を徹底するほか、新たな資源化品目の選定なども検討する必要があります。

#### ウ 中間処理

環境センターでの安全かつ安定した処理を継続するためには、分別などにより可能な限り処理量を抑制するとともに、ごみ質の安定化を図る必要があります。

また、本市は令和7(2025)年12月から新たなごみ中間処理施設で中間処理を行います。新たな施設でも安定した処理を行うためにも、ごみの排出量を減量する必要があります。

## エ 最終処分量の削減

本市は、最終処分場を有していないため、焼却<sup>ざんさ</sup>残渣を県外の最終処分場で処分しています。

こうした現状を踏まえ、ごみの発生・排出抑制、再資源化を推進しながら、最終処分量を更に削減することが課題となっています。

また、令和7（2025）年12月に稼働予定の新たなごみ中間処理施設では、焼却<sup>ざんさ</sup>残渣の全量資源化を行い、最終処分量はゼロになる予定です。

表 新たなごみ中間処理施設の概要

	新たなごみ中間処理施設
焼却方式	ストーカ式焼却炉
焼却能力	226 t / 日
粗大ごみ処理量	12 t / 日
炉の数	2 炉
煙突の高さ	80m
焼却 <sup>ざんさ</sup> 残渣	全量資源化

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 計画の基本的な考え方

本計画は、次の事項を基本的な考え方として取り組みます。

#### ア 現状の詳細な分析と課題の整理

現状を分析することにより、ごみの減量や資源化に向けた課題を明確にします。

#### イ 食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロス削減の取組

法の趣旨にのっとり、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市が一体となった食品廃棄物の発生抑制を図ります。

#### ウ ごみ処理や資源化の明確な目標の設定

廃棄物を取り巻く社会情勢を踏まえ、排出量などの詳細な統計分析を行うとともに、将来の本市の廃棄物のあるべき姿を明確にし、適正な目標を設定します。

#### エ 家庭系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

ごみの減量（リデュース、リユース）を推進し、廃棄後はより多くの品目が資源化（リサイクル）される取組を、市民の利便性を保ちながら推進します。

#### オ 事業系一般廃棄物の更なる減量と資源化の推進

排出事業者の自己処理に委ねるだけでなく、市と収集運搬許可業者を加えた三者で協働し、更なるごみの減量や資源化を推進します。

#### カ ごみ出しの負担軽減に向けたより良い収集方法の検討

超高齢社会への対応や、子育て世代などのごみ出しの負担軽減を図るため、現行の収集体制のメリット及びデメリットを精査し、より良い収集方法を検討します。

#### キ SDGs の達成を目指した取組

SDGs における次のターゲットに重点的に取り組みます。

12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



## (2) 基本目標及び達成目標

### ア 基本目標

旧計画では、基本目標として「持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、循環型社会の形成を目指す取組を進めてきました。

第10次厚木市総合計画では、将来都市像「自分らしく輝く 希望と幸せあふれる 元気なまち あつぎ」を掲げています。また、第5次厚木市環境基本計画では、望ましい環境像「環境に優しく、自然と共生するまち」を掲げています。

本計画は、第10次厚木市総合計画及び第5次環境基本計画の基本理念や基本方針を具体化するための個別計画であることから、各計画との整合性を図りながら、具体的に本市を「循環型都市」としていくために、「未来へつなげる循環型都市の実現～Go ごみニマム<sup>\*</sup>シティ あつぎ～」を基本目標として設定します。

#### 基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現  
～Go ごみニマムシティ あつぎ～

※ごみニマムとは、「ごみ」と「ミニマム（最小）」を合わせた造語です。ごみゼロの目標は難しくても、ミニマム（最小）を目指していくことを表した言葉です。

### イ 達成目標

#### 達成目標

減量化目標 家庭系ごみ 50%（平成14（2002）年度比）

事業系ごみ 50%（平成14（2002）年度比）

資源化目標 家庭系ごみ 40%

～進め減量！！ GoGo（5050）大作戦～

旧計画では、家庭系ごみの減量化目標については、家庭から排出されるごみと資源の総量の減量を目指していました。本計画では、資源を除いた1人1日当たりのごみだけの量を減量化目標とします（図 達成目標の考え方を参照）。

本計画の基本目標「未来へつなげる循環型都市の実現」を達成するため、また、令和7（2025）年12月稼働に向けて整備が進められている新たなごみ中間処理施設の焼却能力（226 t/日、55,078 t/年）を確実に満たすために、達成目標を設定します。

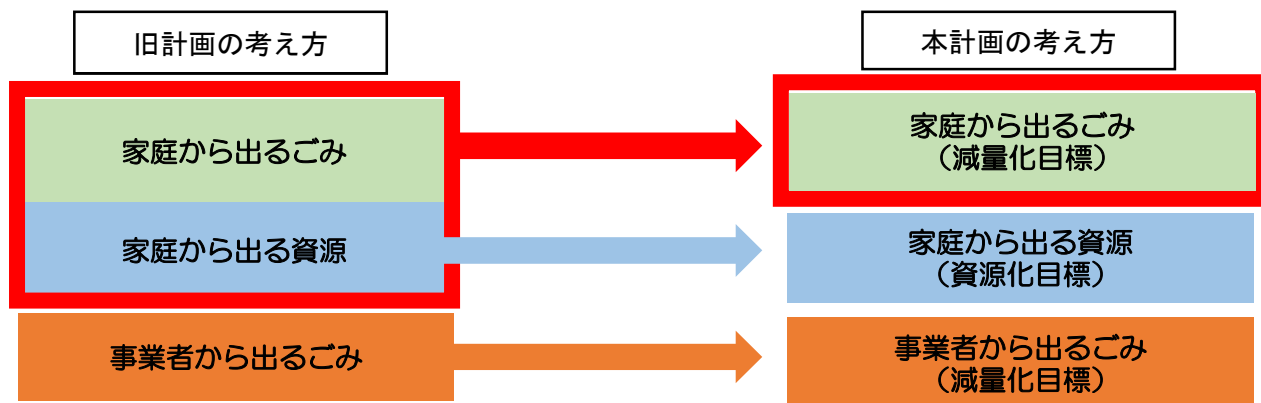


図 達成目標の考え方

家庭系ごみは、旧計画では家庭から排出されるごみと資源の総量を減量化目標の対象としていましたが、本計画においては、家庭から排出されるごみのみを減量化目標の対象とします。また事業系ごみは、旧計画と同様に事業者から排出されるごみの総排出量を減量化目標とします。家庭系ごみの資源化率は、旧計画の目標値が未達成であることから、本計画も同様の資源化率を目標とします。

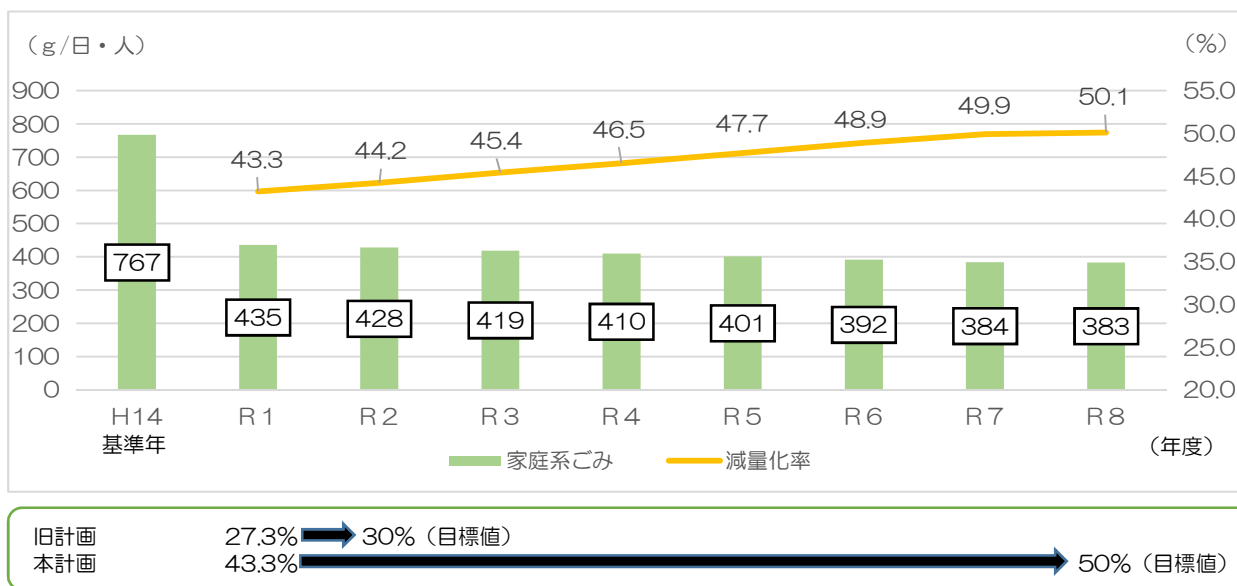


図 家庭系ごみの年度ごとの目標値

家庭系ごみの達成目標は、平成 14 (2002) 年度比 50%を目標とし、383g/人・日为目标値とします。令和元 (2019) 年度の速報値が 435g/人・日であることから、目標達成には、52g/人・日の減量をする必要があります。減量化率で見ると、令和元 (2019) 年度は、43.3%であることから、6.7%の減量化をする必要があります。

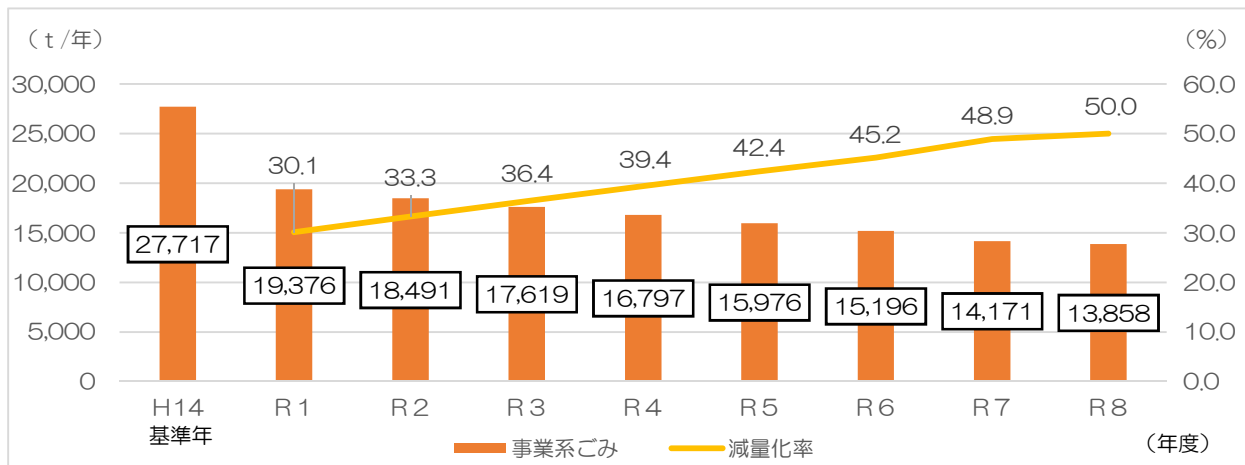


図 事業系ごみの年度ごとの目標値

事業系ごみの達成目標は、平成 14（2002）年度比 50%を目標とし、13,858 t/年を目標値とします。令和元（2019）年度の速報値が 19,376 t/年であることから、目標達成には、5,518 t/年の減量をする必要があります。減量化率で見ると、令和元（2019）年度は、30.1%であることから、19.9%の減量化をする必要があります。

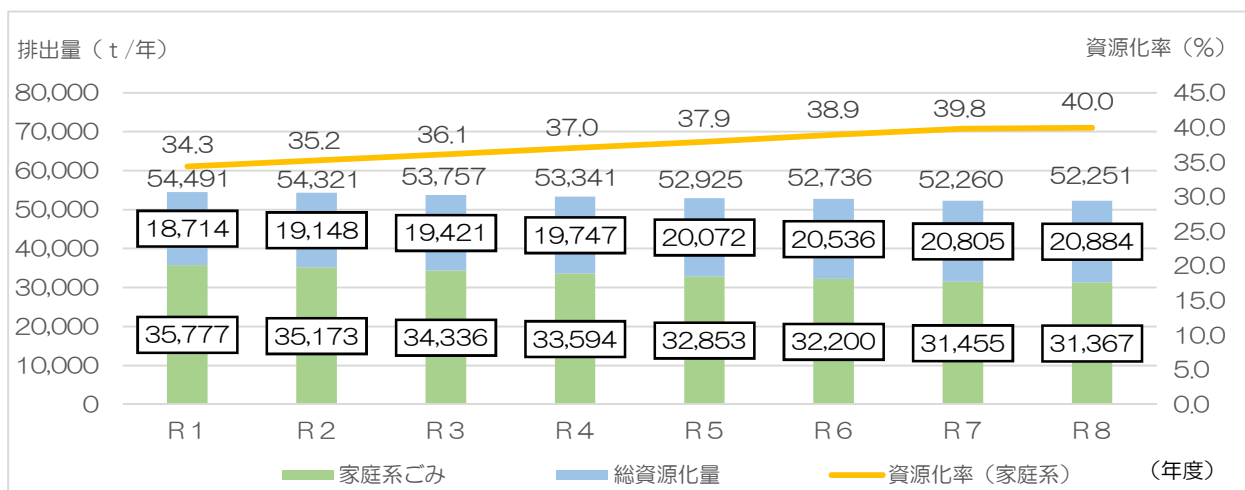


図 総資源化量及び資源化率の年度ごとの目標値

家庭系ごみの資源化目標は、40%を目標とします。資源化率は、家庭系ごみに占める総資源化量の割合であることから、年度ごとの家庭系ごみの排出抑制を行いながら、総資源化量を増加させていく必要があります。資源化率で見ると、令和元（2019）年度は、34.3%であることから、更なる資源化をする必要があります。

(3) 基本方針

基本目標及び達成目標の実現に向けて、四つの基本方針とそれぞれに対する実施方針を定め、それを踏まえた具体的な施策を展開していきます。

<b>基本方針Ⅰ</b>	3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化
<b>基本方針Ⅱ</b>	事業系ごみの更なる減量化・資源化
<b>基本方針Ⅲ</b>	安定的なごみ処理体制の確立
<b>基本方針Ⅳ</b>	市民協働による計画の推進

<b>基本方針Ⅰ</b>	3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化
家庭系ごみについては、まずは発生抑制に取り組みます。さらに、生ごみの減量化を一層進める一方で、資源化を検討するとともに、新たな品目の資源化や家庭系ごみの有料化の検討などを行うことで、家庭系ごみ全体の減量化・資源化を図ります。	

<b>基本方針Ⅱ</b>	事業系ごみの更なる減量化・資源化
あらゆる事業者に出発者責任の遵守を徹底させるとともに、不適正排出事業者や多量排出事業者への指導及び的確な情報提供など排出者意識の向上を図ります。また、事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを行うことにより、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図ります。	

<b>基本方針Ⅲ</b>	安定的なごみ処理体制の確立
新たなごみ中間処理施設の整備を着実に進めるとともに、資源化センターの在り方、戸別収集を含めた様々な世代のニーズに合わせた収集体制の検討などを行うことで、ごみの減量化・資源化に向けた安定的なごみ処理体制の確立を図ります。	

<b>基本方針Ⅳ</b>	市民協働による計画の推進
子どもから大人まであらゆる世代への環境教育や環境学習を充実させ、環境意識の向上を図るとともに、ごみ対策協議会や自治会連絡協議会などと連携し、地域との協働による不適正排出や不法投棄の未然防止を図るなど、市民協働による計画を推進します。	

### 3 計画の実現のための施策

#### (1) 目標実現に向けた実施方針

四つの基本方針を実現するために、基本方針のそれぞれに対する実施方針を定めます。

##### 基本方針Ⅰ 3Rの推進による家庭系ごみの減量化・資源化

実施方針Ⅰ－1 ごみの発生抑制の推進

実施方針Ⅰ－2 生ごみの減量化・資源化

実施方針Ⅰ－3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進

実施方針Ⅰ－4 せん定枝の資源化の推進

実施方針Ⅰ－5 新たな品目の資源化の推進

実施方針Ⅰ－6 家庭系ごみの有料化の検討

##### 基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる減量化・資源化

実施方針Ⅱ－1 事業系ごみの排出抑制

実施方針Ⅱ－2 多量排出事業者への指導及び情報提供

実施方針Ⅱ－3 食品ロスの削減

実施方針Ⅱ－4 紙類の更なる資源化

実施方針Ⅱ－5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

##### 基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理体制の確立

実施方針Ⅲ－1 新たなごみ中間処理施設の整備

実施方針Ⅲ－2 資源化センターの在り方に関する検討

実施方針Ⅲ－3 戸別収集を含めた収集方法の検討

##### 基本方針Ⅳ 市民協働による計画の推進

実施方針Ⅳ－1 環境教育及び環境学習の充実

実施方針Ⅳ－2 不法投棄防止のための地域との協働

実施方針Ⅳ－3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

#### (2) 計画を進めるための具体的な施策の展開

本計画の基本目標、基本方針及び実施方針を踏まえた上で、それを達成するための具体的な施策を展開していきます。

## 施策の体系図

基本目標	基本方針	実施方針
<b>未来へつなげる循環型都市の実現</b>	<p>基本方針Ⅰ 3Rの推進による 家庭系ごみの 減量化・資源化</p> 	<p>I-1 ごみの発生抑制の推進</p> <p>I-2 生ごみの減量化・資源化</p> <p>I-3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進</p> <p>I-4 せん定枝の資源化の推進</p> <p>I-5 新たな品目の資源化の推進</p> <p>I-6 家庭系ごみの有料化の検討</p>
	<p>基本方針Ⅱ 事業系ごみの更なる 減量化・資源化</p> 	<p>II-1 事業系ごみの排出抑制</p> <p>II-2 多量排出事業者への指導及び情報提供</p> <p>II-3 食品ロスの削減</p> <p>II-4 紙類の更なる資源化</p> <p>II-5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導</p>
	<p>基本方針Ⅲ 安定的なごみ処理 体制の確立</p> 	<p>III-1 新たなごみ中間処理施設の整備</p> <p>III-2 資源化センターの在り方に関する検討</p> <p>III-3 戸別収集を含めた収集方法の検討</p>
	<p>基本方針Ⅳ 市民協働による計画 の推進</p> 	<p>IV-1 環境教育及び環境学習の充実</p> <p>IV-2 不法投棄防止のための地域との協働</p> <p>IV-3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化</p>

## 具体的な施策・取組

①ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発	②ごみの組成分析の実施及び結果の見える化	③ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し
①生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発	②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発	③生ごみを資源化することの検討
①プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発	②雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発	
①せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進	②資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施	
①製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討	②紙おむつの資源化の検討	③新たな資源化品目の調査・検証
①有料化による効果と市民負担の検証	②有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーション	
①排出者責任の遵守徹底	②事業系一般廃棄物処理手数料の見直し	③中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備
①多量排出事業者への訪問による指導の徹底	②減量化・資源化に関する講習会の実施	
①食品ロス削減月間における周知・啓発	②食品ロス削減の取組の更なる推進	③商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施
①収集運搬許可業者への周知・啓発	②紙類の資源化手法の情報提供	
①内容物検査の実施による監視体制の強化	②内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底	
①新たなごみ中間処理施設の整備の着実な推進		
①資源化センターに関する課題の抽出と方向性の検討		
①超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し	②もえるごみの戸別収集の段階的な拡大	③完全戸別収集の課題及び方向性の検証
①環境センターなどを利用した環境学習の充実	②学校などにおける環境教育・環境学習の充実	
①地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施	②不法投棄をさせない環境づくりの推進	
①ごみ対策協議会との連携の更なる強化	②自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上	





## 実施方針Ⅰ－1 ごみの発生抑制の推進

### 【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を図るために最優先にすることは、ごみを出さない（Reduce：発生抑制）ことです。現代の大量生産、大量消費の社会においては、ごみの発生をゼロにすることは困難です。しかし、ごみの発生を限りなく少なくすることを目指す必要があります。一人一人が、ごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持つことや、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図る必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① ごみの発生を抑制する方法などの周知・啓発

ごみの発生抑制のために、冷蔵庫の中身を定期的を確認する、分別を徹底してごみとして排出しない、レジ袋が有料化されたことからエコバックを活用する、マイ箸、マイボトル、マイ容器などを利用するなど、誰でも気軽に実践できることを、機会を捉えて周知・啓発を行い、ごみを出さないライフスタイルへの転換を図ります。

#### ② ごみの組成分析の実施及び結果の見える化

ごみの組成分析を継続的に実施し、もえるごみの中の食品ロスや資源の混入など問題を抽出します。また、ごみの発生抑制については、実践しても効果が実感できないこと、結果が分かりづらいことなどが課題であることから、分析結果を市ホームページや広報あつぎなどを利用して公表することにより、結果を見える化するとともに、排出者意識の向上を図ります。

#### ③ ごみの発生抑制に向けた呼称の見直し

ごみの発生抑制や、排出者意識の向上を図るため、現在のもえるごみという呼称について、アンケート結果を基に、「資源とごみの正しい出し方」の改定の時期などに合わせ見直しを行います。併せて、もえるごみ以外についても、発生抑制につながるような呼称への見直しを検討します。



## 実施方針 I - 2 生ごみの減量化・資源化

### 【現状と課題】

生ごみは、家庭から出るもえるごみのうち、約 40～50%を占めています。また、生ごみの約 80%は水分だと言われています。もえるごみとして捨てられる生ごみを減らすとともに、生ごみに含まれる水分をいかに減らしていくかが課題となります。

また、食品ロスの問題も重要な課題となります。食品ロスにつながる直接廃棄、食べ残し、過剰除去を少なくすることにより、ごみの発生を抑制することができます。

本市では、生ごみの減量化を推進するために、平成 30（2018）年度から生ごみ処理機の購入費補助制度を開始し、令和 2（2020）年 1 月から補助対象を生ごみ処理機全般へと拡大しています。しかし、アンケート結果では、補助制度を知らないと回答した割合が 55%であることから、より一層の周知・啓発を行う必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 生ごみの減量に向けた「3つのキリ」の周知・啓発

生ごみの減量化には、食材などを買うときに使い切れる分だけ購入すること（使いキリ）、必要な量だけ作り、残さず食べる（食べキリ）、野菜くずはできるだけ濡らさず、捨てる前に水をしっかりと絞ること（水キリ）の「3つのキリ」が大切です。これらは、食品ロスの直接廃棄、食べ残し、過剰除去にもつながるため、生ごみの「3つのキリ」について、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

#### ② 生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発

令和 2（2020）年 1 月から補助対象を拡大したことにより、生ごみ処理機の購入費補助制度を利用する人は増加傾向ですが、アンケート結果では、制度自体を知らないと回答した割合が 55%であることが分かっています。そのため、制度の認知度をより上げるために、更なる周知・啓発を行います。

#### ③ 生ごみを資源化することの検討

生ごみは、現在、もえるごみとして処理をしていますが、生ごみに含まれる野菜くずなどの食品廃棄物は、堆肥やエネルギーとして資源化することも可能です。アンケート結果でも、生ごみの資源化を検討することについて、「賛成である」、「どちらかというとなら実施した方がよい」と回答した割合が合わせて 66.9%となっています。生ごみを分別回収し資源化することについて、先進事例の状況も踏まえて検討します。

## 実施方針Ⅰ－3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進


### 【現状と課題】

プラスチック製容器包装及び雑がみは資源として回収していますが、家庭から排出されるもえるごみの中に混入されている現状があります。プラスチックごみや紙類は、分別の仕方が分かりにくいこと、また、資源として回収できることがきちんと周知されていないことが課題として挙げられます。

アンケート結果によると、「資源の分別に迷うことがある」と回答した割合が80%を超えています。資源になるものは、適正に分別回収し資源化することにより、ごみの減量化・資源化を推進することができます。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発

のついているプラスチック製容器包装や製品プラスチックなど、プラスチックごみの種類や分別の仕方を理解していただくために、様々な機会を捉えて周知・啓発を行うことで、資源化を推進します。

#### ② 雑がみの種類と排出方法に関する周知・啓発

紙類は、もえるごみの中に約30%混入しており、その中でも雑がみは、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分でもないため、雑がみの種類や資源となることについて、様々な機会を捉えて周知・啓発を行います。

また、雑がみを対象とした、回収時に利用可能な媒体を活用し、資源化を推進します。

## 実施方針Ⅰ－４ せん定枝の資源化の推進

### 【現状と課題】

家庭から出る木の枝や雑草などのせん定枝は、資源として無料で戸別収集を行っていますが、家庭から排出されるもえるごみの中に約10%混入しています。アンケート結果でも、「もえるごみの日に集積所に出している」と回答した割合が約30%となっています。木の枝などの長さや太さ、種類などによって、せん定枝として資源化できないものもあることから、せん定枝が資源であることや、せん定枝の出し方について、更に周知を行う必要があります。

また、せん定枝がどのような形で資源化されているのかを分かりやすく伝えるため、資源化された堆肥の無料配布などを通して周知・啓発を行う必要があります。せん定枝の資源化をより一層推進することが、ごみの減量化・資源化につながります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進

せん定枝をもえるごみから徹底的に排除するため、現在の申込制の戸別収集による収集に加え、集積所での収集地域の拡大を検討するなど、せん定枝の更なる資源化を推進します。

#### ② 資源化した堆肥の無償提供の継続的な実施

せん定枝を資源化した堆肥を、環境センターで無償配布していることについて、より一層の周知・啓発を行います。また、環境センター以外で、安定的に配布が可能な場所を検討し、拡大を図ります。

## 実施方針 I - 5 新たな品目の資源化の推進

### 【現状と課題】

資源化率を向上させるためには、現在の資源化品目以外に、新たな品目の資源化を推進していく必要があります。

国においては、資源として回収しているプラスチック製容器包装とともに、製品プラスチックを一括して回収してリサイクルする制度を導入する方針を示していることから、その動向を注視していく必要があります。また、プラスチックスマートの考え方を取り入れる必要があります。県においては、平成 30（2018）年に「かながわプラごみゼロ宣言」を行い、海洋プラスチックの削減に向け、ワンウェイプラの削減、プラごみの再生利用の推進、クリーン活動の拡大などに取り組むこととしています。

紙おむつは、国の推計では、もえるごみの約 5～8%を占めているとされています。超高齢社会が進展する中で、使用済紙おむつの排出量が今後も増え続けていくことが予想されることから、紙おむつの資源化を検討することで、もえるごみの減量を図りながら、資源化量の増加が期待できます。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討

令和 2（2020）年度から、モデル地区で行っている製品プラスチックの資源化の結果を検証し、拡大に向けて検討します。また、令和 4（2022）年度以降の国の動向を注視していきます。

#### ② 紙おむつの資源化の検討

紙おむつは、もえるごみとして焼却していますが、資源として回収し、処理することでパルプとして再生利用することができます。紙おむつを資源として回収する方法や資源化できる施設の調査など、資源化に向けて検討します。

#### ③ 新たな資源化品目の調査・検証

資源化目標を達成するため、現在の資源化品目の更なる資源化を推進した上で、他自治体や先進事例などの取組を参考に、新たな資源化品目の資源化に向けて調査・検証します。

## 実施方針 I - 6 家庭系ごみの有料化の検討

### 【現状と課題】

家庭系ごみの有料化は、ごみの発生抑制や再生利用の推進、ごみを排出する意識の向上につながるといったことから、全国で 50% を超える自治体で実施されています。

国においては、平成 28（2016）年 1 月の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の地方公共団体の役割の中で、「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。」と示しています。

本市においても、更なるごみの減量化・資源化を推進していきますが、達成目標の進捗状況に応じて、減量化手段の一つであるごみ排出量に応じた負担の公平性及び排出抑制を図るため、有料化導入の検討を行う必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 有料化による効果と市民負担の検証

有料化を実施することによるごみの減量化の効果と、市民の応分の負担とのバランスについて検証します。

#### ② 有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーション

既に有料化を実施している自治体の導入前後のごみ排出量の変化を分析するとともに、本市で実施した場合のごみ排出量の変化のシミュレーションを行います。



## 実施方針Ⅱ－１ 事業系ごみの排出抑制

### 【現状と課題】

本市は、市民1人1日当たりの事業系ごみの排出原単位が県内19市で2番目に多くなっています。複数の大規模事業所がゼロ・ウェイストを達成する一方で、排出抑制が十分でない事業者もあります。

事業者は、廃棄物処理法に基づき、事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、再生利用などにより減量に努めることなどの排出者責任が定められています。適正排出及び自己処理責任により、事業系ごみの更なる減量化・資源化を推進し、排出抑制を図る必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 排出者責任の遵守徹底

アンケート結果から、事業者の排出者責任について、「法律の規定を含め、十分に認識している」と回答した割合は61.9%であり、約40%は十分に認識できていません。排出者責任の遵守徹底を図るため、認識が不十分な排出事業者に対し、廃棄物の排出者責任の原則を再認識していただき、それを全うする立場にあることを自覚していただくとともに、自主性を伴って遂行することを促します。

#### ② 事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

令和7（2025）年12月の稼働を目指して、新たなごみ中間処理施設の整備を現環境センターの北側で進めており、整備には多額の経費が掛かります。その経費の応分の負担をしていただくこと、また、ごみの減量化・資源化を更に推進するために、事業系一般廃棄物処理手数料を見直します。

#### ③ 中小事業者への情報提供や啓発などの環境整備

国や県等における減量化施策や適正処理についての情報提供を積極的に行うとともに、パンフレット「事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理について」などを用いて、周知・啓発を行い、環境を整備します。

## 実施方針Ⅱ－２ 多量排出事業者への指導及び情報提供

### 【現状と課題】

多量排出事業者（年間 36 t 以上の事業系一般廃棄物を環境センターに搬入する事業者）に該当する事業者に対し、廃棄物処理法や市条例に基づき、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、「事業系一般廃棄物減量化・資源化等処理計画書」の提出を義務付け、前年度実績と今後の計画を具体的に記載させた上で、提出させています。しかし、排出抑制につながっていないことから、指導を強化する必要があります。

また、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」の考え方について周知・啓発を行う必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 多量排出事業者への訪問による指導の徹底

多量排出事業者に対し、事業系廃棄物等適正処理指導員が廃棄物減量等計画書などに基づくヒアリングや排出状況の現地確認を行い、事業系ごみの減量化・資源化や適正処理について、改善策の助言を行います。また、改善が見られない場合には、更に必要な指導及び勧告を行います。

#### ② 減量化・資源化に関する講習会の実施

多量排出事業者の廃棄物管理責任者に対し、多量排出事業者であると自覚させること、また、拡大生産者責任の考え方や事業系一般廃棄物の排出についての指導及びアドバイスを行うため、収集運搬許可業者も含めた講習会を実施し、減量化・資源化を推進します。



## 実施方針Ⅱ－3 食品ロスの削減

### 【現状と課題】

食品ロスとは、本来、食べられるものであるにも関わらず、捨てられるものことで、日本国内で年間612万tあると言われています。

令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定され、同法第13条で、「市町村は、基本方針を踏まえ当該市町村の市域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。ただし、国の基本方針には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理計画との整合性を図り、当該計画の中に食品ロスの削減の取組を位置付けることも考えられること。」と示されていることから、本計画の中で食品ロスの削減について位置付けて推進します。なお、県において、食品ロス削減推進計画が定められた際には、それを踏まえて本市における同計画を策定します。

食品ロスは、コンビニや大型スーパー、飲食店などの事業者から多く排出されていることから、食品ロスの削減について、更に周知・啓発を行うとともに、3010運動を引き続き実施するなど、食品ロスの削減を図る必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 食品ロス削減月間における周知・啓発

毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、年間を通して市民、事業者に向けて食品ロスの削減をPRするために、横断幕などを作成し、周知・啓発を行います。

#### ② 食品ロス削減の取組の更なる推進

一部の小・中学校で行っている食品廃棄物の資源化事業を、その他の公共施設に拡大するとともに、民間事業者の食品廃棄物の回収について、モデル事業としての実施を検討するなど、食品ロスの削減の取組を更に推進します。

#### ③ 商工会議所などと連携した店舗などへの働き掛けの実施

商工会議所や商店会連合会などと連携し、3010運動を始めとした食品ロス削減のための取組を行っている飲食店や小売店舗、食品製造業などについて、店舗の認定制度や表彰などを通して、市ホームページなどを活用した周知などを行います。



## 実施方針Ⅱ－４ 紙類の更なる資源化

### 【現状と課題】

事業系ごみの中で資源となる一般廃棄物として、段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類があります。事業者が排出する紙類については、紙問屋などの古紙回収業者へ持ち込むか、資源回収業者が引き取ることで処理していますが、もえるごみの中に混じって焼却処理されている紙類も少なくありません。

紙類をきちんと分別して排出することについて、更に周知・啓発を行うことで、事業系ごみの更なる減量化・資源化を図る必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 収集運搬許可業者への周知・啓発

収集運搬許可業者に対し、許可更新の時期などの機会を捉えて、改めて段ボール、新聞・チラシ、雑誌、シュレッダー古紙などの紙類の資源化の推進についての周知・啓発を行います。

#### ② 紙類の資源化手法の情報提供

資源となる紙類について、もえるごみとして環境センターで処分する事業者が多くあります。そうした事業者に対して、紙類を処理する業者を適切に案内するなど、紙類のリサイクルルートの情報提供を行います。

## 実施方針Ⅱ－５ 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

### 【現状と課題】

事業系一般廃棄物は、排出事業者が収集運搬許可業者に委託して環境センターに搬入又は事業者自らが直接環境センターに搬入し、焼却処理されますが、一部の事業者による事業系一般廃棄物ではない廃棄物（資源となる古紙なども含む。）も環境センターに搬入され、焼却処理されている実態があります。

搬入された事業系一般廃棄物の目視及び展開による内容物検査を行い、紙資源や不適正廃棄物の混入を確認するとともに、必要に応じて指導などを行うことで、不適正廃棄物の排除を徹底する必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 内容物検査の実施による監視体制の強化

事業系一般廃棄物の内容物検査を年間通して実施し、監視体制を強化するとともに、当該廃棄物の適正処理及び資源化を推進します。

#### ② 内容物検査の実施による不適正排出事業者への指導の徹底

収集運搬許可業者から提出された搬入確認リストにより、不適正廃棄物の混入があった排出事業者を特定し、立入調査を行った上で指導や処分を行うとともに、収集運搬許可業者には、不適正搬入についての指導や持ち帰りの指示を行います。

また、直接搬入業者に対しても同様に、立入調査、指導、処分を行います。



## 実施方針Ⅲ－１ 新たなごみ中間処理施設の整備

### 【現状と課題】

令和7（2025）年12月の稼働を目指して、厚木愛甲環境施設組合が新たなごみ中間処理施設の整備を進めています。施設規模は、家庭系ごみと事業系ごみの焼却量の合計が年間45,626t（厚木市分）の予定です。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 新たなごみ中間処理施設の整備の着実な推進

新たなごみ中間処理施設は、令和7（2025）年12月の稼働を目標に、現環境センターの北側の5.5haの敷地で整備が進められています。厚木愛甲環境施設組合を支援し、その整備を着実に推進します。

整備に当たっては、SDGs、環境問題などが学べる新たな環境教育・環境学習の場として利用できるような施設を目指します。

## 実施方針Ⅲ－２ 資源化センターの在り方に関する検討

### 【現状と課題】

平成12（2000）年から稼働している資源化センターは、稼働から20年が経過し、鉄、アルミ圧縮成形機などの設備の経年劣化による故障頻度が高くなっていることから、大規模改修などを含む施設の建て替えなど、施設の在り方を検討する必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 資源化センターに関する課題の抽出と方向性の検討

資源化センターについて、施設などの老朽化に伴う建て替え又は移転、既存設備の大規模改修など、それぞれの課題を抽出し、今後のリサイクルの動向を踏まえながら方向性を検討します。

## 実施方針Ⅲ－3 戸別収集を含めた収集方法の検討

### 【現状と課題】

本市では、現在、原則として集積所を利用した収集を行っていますが、令和元（2019）年5月から市内3地区をモデル地区として、もえるごみの戸別収集を実施しています。実施した3地区では、1年間のモデル事業で約12%のもえるごみの削減につながりました。戸別収集を行うことは、各世帯が排出したごみに責任を持ち、ごみの減量化に対する意識が高まったり、資源の混入が少なくなったりするなどの効果があります。また、高齢者や障がい者の方などの集積所へのごみ出しの負担を軽減することもできます。その一方で、収集するための車両の台数、車両から排出される二酸化炭素、収集コスト、収集時間及び労力が増加するなどのデメリットもあります。

今後は、メリット・デメリットを検証した上で、戸別収集を含めた収集方法の見直しを行います。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し

現在のごみ集積所を利用した収集方法における、ごみ出しの負担感（集積所までの距離や、雨の日のごみ出しなど）を踏まえ、高齢者、障がい者、子育て世代など様々な世代に適応した収集方法の見直しを行います。また、高齢者世帯などの方を対象にした「愛の一声ごみ収集事業」についても、引き続き実施します。

#### ② もえるごみの戸別収集の段階的な拡大

モデル地区での収集実績やアンケート結果などから課題を抽出するとともに、実施したことによるメリット・デメリットを検証し、課題を解決しながら、もえるごみの戸別収集を段階的に拡大します。

#### ③ 完全戸別収集の課題及び方向性の検証

もえるごみの戸別収集の結果などを基に、収集に伴う車両などの設備、人員、処理施設の整備などの課題を抽出するとともに、集積所での問題点（カラスや猫などによる散乱、持ち込み・持ち去り、分別マナーなど）を抽出し、それを解決しながら、資源を含めた完全戸別収集の方向性を検証します。



## 実施方針Ⅳ－１ 環境教育及び環境学習の充実

### 【現状と課題】

ごみの減量化・資源化を推進し、循環型都市を実現するためには、大人になってからはもちろんのこと、子どもの頃からの環境教育・環境学習が重要となります。ごみを減量するための方法や、ごみの排出に対する意識啓発、廃棄物を与える環境負荷、ごみの減量を他人ごとではなく、自分ごととして捉えて考えることなど、多くの市民が年齢などに合わせて気軽に学び、体験できる環境づくりを整える必要があります。厚木愛甲環境施設組合の新たなごみ中間処理施設についても、SDGs、環境問題などが学べる新たな環境学習の場として利用できるよう整備を支援します。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 環境センターなどを利用した環境学習の充実

自分たちが出したごみや資源がどのように収集され、処理されているかをより分かりやすく学習・体験できるように、環境センターや新たなごみ中間処理施設などを利用した環境学習を充実します。

#### ② 学校などにおける環境教育・環境学習の充実

環境活動に主体的に参画できる人材の育成のためには、子どもの頃からの環境教育・環境学習の体験が重要となることから、学校や家庭、地域などが協力して実施する環境教育・環境学習を支援します。

## 実施方針Ⅳ－２ 不法投棄防止のための地域との協働

### 【現状と課題】

集積所などで、ごみの不適正排出や、ルールを守らないマナーの悪い一部の人による不法投棄が後を絶たない状況です。不法投棄は、同じ場所に継続的に投棄されることも多いことから、パトロールを行うなど対策をしていますが、状況はなかなか改善しません。

不法投棄の防止について、引き続き、地域と協働して根気強く対応をしていく必要があります。

### 【具体的な施策・取組】

#### ① 地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施

不法投棄多発場所の状況（頻度や時間帯など）を把握し、地域と協働した見守りによる未然防止や、時間帯を絞ったパトロールを強化し、早期発見に努め、不法投棄の迅速な処理を行います。

#### ② 不法投棄をさせない環境づくりの推進

不法投棄多発場所などに監視カメラや看板設置など物理的な対応を行うとともに、市民などに向けた意識啓発を行い、地区の自治会などと協働して不法投棄をさせない環境づくりを推進します。

### 実施方針Ⅳ－3 ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化

#### 【現状と課題】

本計画を推進するためには、ごみ対策協議会や自治会連絡協議会などとの協働が不可欠となります。関係団体の活動の支援を行い、より一層の連携を図る必要があります。

#### 【具体的な施策・取組】

##### ① ごみ対策協議会との連携の更なる強化

様々な団体の代表者から構成されるごみ対策協議会の各部会（ごみ再利用推進部会、ごみ減量推進部会、広報啓発推進部会）の個々の活動を共に行うことで、更なる連携を図ります。

##### ② 自治会連絡協議会などとの協働による環境意識の向上

地域美化活動や清掃活動など自治会連絡協議会などの関係団体が実施する活動には、多くの市民の参加が不可欠です。自治会への加入促進などを行うことにより、参加者増を図るとともに、団体の活動を支援し、市民の環境意識の向上を図ります。

### (3) 各主体の役割

#### ア 目標達成に向けた各主体の役割

設定した基本目標及び達成目標を実現するためには、市が具体的な施策・取組を行うとともに、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者と協働して、それぞれの役割に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

本計画では、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市の役割を次のように定めます。

#### 1 市民（滞在者を含む。）の役割

市民（滞在者を含む。）は、ごみの排出について、自分ごととして考え、自覚と責任を持つことが大切です。ごみの発生抑制を最優先したライフスタイルを目指すため、食品ロスの削減を意識し、 unnecessaryな物は買わない、再生品を活用する、分別を徹底して資源となるものをごみとして出さないなど、ごみの減量化・資源化への取組を積極的に行いましょう。

- ・発生抑制を最優先した3Rの推進
- ・生ごみの積極的な削減（3つのキリの徹底）
- ・ごみを排出する当事者であるという自覚
- ・ごみを排出しないライフスタイルの実践
- ・食品ロス削減への積極的な取組
- ・環境教育・環境学習への積極的な参加
- ・観光客など滞在者も含めたごみの排出抑制、分別の徹底

#### 2 環境保全等活動団体の役割

環境保全等活動団体は、市民（滞在者を含む。）、事業者及び市と連携し、環境教育・環境学習の実施や参加、美化活動を実施するなど、環境の保全等に寄与する活動を積極的に行いましょう。また、ネットワークを通じて、環境問題やその改善に向けた取組を広げていきましょう。

- ・環境保全のための積極的な活動
- ・環境教育・環境学習の実施
- ・環境学習への積極的な参加
- ・市民（滞在者を含む。）、事業者及び市との連携
- ・美化活動の実施
- ・市が実施する施策への協力
- ・ネットワークを通じた活動の実施



### 3 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する必要があるため、ごみの発生・排出抑制、食品ロスの削減、資源の徹底した分別・処理を行いましょ。また、生産者が製品の生産・使用段階だけではなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負う拡大生産者責任の考え方に基づき、ごみの発生抑制、再利用及び再生利用に取り組みましょ。

- 事業系ごみの適正排出の徹底
- 拡大生産者責任の考え方に基づく取組
- 従業者に対する環境教育の実施
- 食品ロスの削減に向けた取組
- 自主的なリサイクル活動の実施
- 地域の美化活動への参加
- 再利用及び再生利用による排出抑制
- 環境教育・環境学習への協力

### 4 市の役割

市は、自らが率先してごみの減量化・資源化を推進する必要があります。また、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者の活動を支援するとともに、ごみ減量化・資源化に関する情報提供や環境教育・環境学習の実施、各種施策の充実、安定的な収集方法の見直しなど、的確な施策を立案、実施ましょ。

- ごみ減量化・資源化に関する積極的な情報提供
- 内容物検査を含めた事業系ごみ対策の強化
- 食品ロスの削減に向けた取組の実施
- 新たな資源化品目の検討
- 環境教育・環境学習の実施
- 不法投棄防止のための積極的な取組
- 市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体及び事業者の活動への支援
- 公共施設における率先した3Rの実践
- 安定的な収集方法の検討

## 4 計画の推進体制と進捗管理

### (1) 計画の効果的な推進に向けて

#### ア 情報の提供

本計画の基本目標及び達成目標を実現するために、ごみの減量化・資源化に向けた市の施策など、市民に必要な情報を広く、そして分かりやすく周知します。

そのため、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報提供を行います。

#### イ 各主体の連携

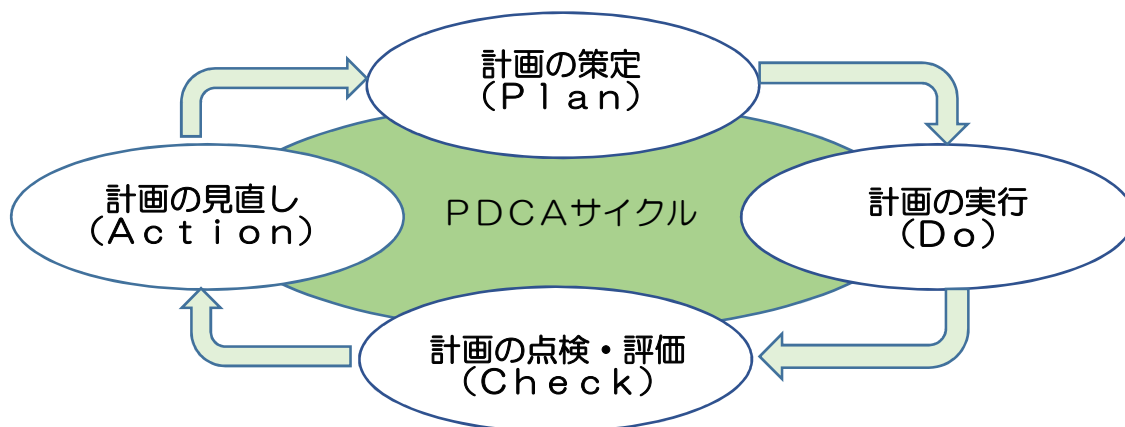
各主体が、それぞれの役割を果たすためには、役割をきちんと理解するとともに、個々の活動だけではなく、積極的な情報の共有や意見交換など連携を図ります。

#### ウ 推進体制

本計画を推進するため、ごみ対策協議会や自治会連絡協議会などと連携するとともに、積極的に意見を求めます。

### (2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、期限を定めた指標などを用いて評価します。その達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しなどを行います。



ア 計画の策定（Plan）

本計画に基づき、単年度ごとの発生量や処理量の見込み、施策・取組などを定めた一般廃棄物処理実施計画を毎年度策定します。

イ 計画の実行（Do）

本計画に基づき、市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を十分に理解し、また、連携及び協働してごみの減量化・資源化に向けた取組を行います。

ウ 計画の点検・評価（Check）

目標の達成状況、施策の進捗状況、各主体の取組状況、一般廃棄物を取り巻く社会情勢の変化などの把握に努めるとともに、本計画の目標達成に向けた取組、進捗状況及び達成状況などを厚木市環境審議会が点検・評価を行います。

表 本計画の達成目標値

目標	単位	現状値	現状値 取得年度	目標値					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
家庭系ごみの減量化目標	%	43.3	R1	45.4	46.5	47.7	48.9	49.9	50.1
事業系ごみの減量化目標	%	30.1	R1	36.4	39.4	42.4	45.2	48.9	50.0
家庭系ごみの資源化目標	%	34.3	R1	36.1	37	37.9	38.9	39.8	40.0

表 第10次厚木市総合計画の目標値

指標名	単位	把握・算出方法	現状値	現状値 取得年度	目標値					
					R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ごみの減量化、資源化が進んでいると思う市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	57.3	R2	61	65	69	73	77	80
ごみの減量を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	66.9	R2	70	73	76	80	85	90
資源の分別を意識している市民の割合	%	新たな総合計画策定に係る市民アンケート結果	97.4	R2	97.8	98.2	98.6	99	99.5	100
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量	g	家庭系ごみ総排出量÷365（うるう年は366）÷人口	438	H30	419	410	401	392	384	383
事業系ごみの排出量	t	事業系ごみ総排出量	19,323	H30	17,619	16,797	15,976	15,196	14,171	13,858

エ 計画の見直し（Action）

目標の達成状況、施策の展開状況や、国、県の動向などを踏まえ、毎年、適正に進捗管理を行い、必要に応じて本計画の見直しなどを行います。

### 第 3 章 生活排水处理基本計画

# 1 生活排水処理の現状と課題

## (1) 生活排水処理の動向

本市では、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を目的として、すべての生活排水を適正に処理することを目指し、国や県の計画や方針に基づき、生活排水処理施設の整備を進めています。指針となる計画や方針については、次のとおりとなります。

### ア 生活排水処理に関連する国・県の動向、国際動向

#### (ア) 国際動向

持続可能な開発目標（SDGs）採択（平成 27（2015）年 9 月 国連）

#### (イ) 県等の関連する計画

- a かながわ SDGs 取組方針（平成 30（2018）年 12 月）
- b 神奈川県生活排水処理施設整備構想（平成 31（2019）年 1 月改定）
- c 第 3 期かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画  
（平成 28（2016）年 11 月）
- d 神奈川県厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画（第 4 次計画）  
（令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度）

## (2) 生活排水処理及び河川水質の現状

### ア 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）に分けられます。公共下水道と合併処理浄化槽は、この生活排水すべてを処理することができますが、くみ取便槽や単独処理浄化槽は、し尿のみを処理し、生活雑排水は処理することができないため、水質汚濁の大きな要因となっています。

本市の生活排水処理は、公共下水道を中心に行っています。市街化区域内の公共下水道普及率は、現在 99.9%に及んでいますが、市街化調整区域においては、整備が進んでいません。

このような状況から、平成 30（2018）年 8 月に市街化調整区域における公共下水道整備区域が決定されました。第 1 期では、主に市街化区域に近接した家屋が密集する区域や、小学校・病院等大型施設が含まれる区域などについて、令和 8（2026）年度末までに優先順位の高い区域から整備を進め、その後、その他の整備区域については、令和 12（2030）年度末までに整備を予定しています。

本市では、この市街化調整区域の公共下水道整備区域以外に現存する、くみ取便槽や単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換をする場合に、その工事費用の一部を補助する制度を設けています。

## イ 生活排水処理体系

本市の生活排水処理は、公共下水道を中心に行っています。また、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽から発生する汚泥、くみ取便槽から発生するし尿は、厚木市衛生プラント（以下「衛生プラント」という。）で処理しています。

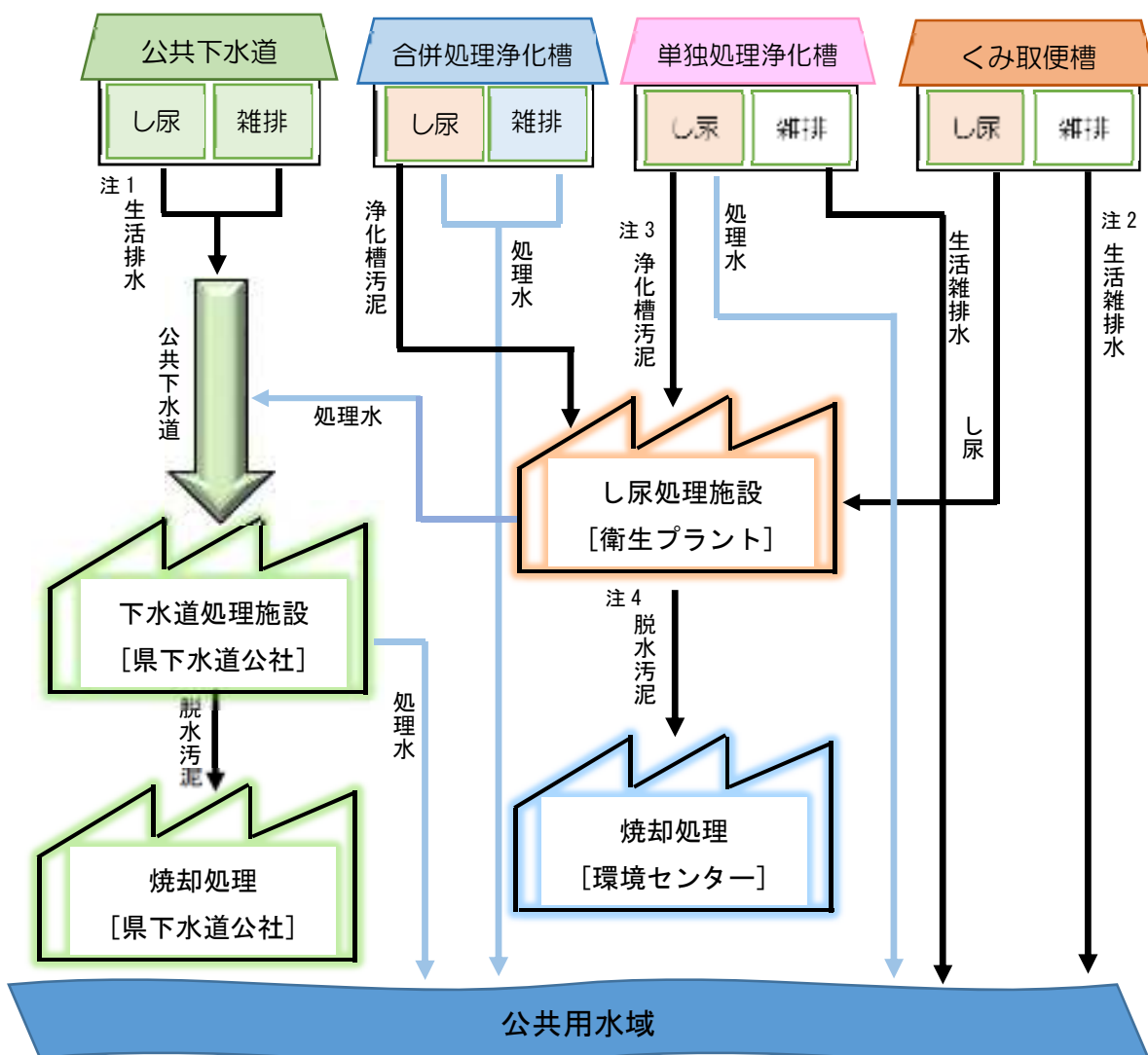


図 生活排水処理体系図

注 1：生活排水……し尿と日常生活に伴って排出される台所、風呂、洗濯などからの排水を指します。

注 2：生活雑排水…生活排水のうち、し尿以外の排水（台所、風呂、洗濯などからの排水）を指します。

注 3：浄化槽汚泥…汚水を処理する過程で発生する有機物の塊のことで、浄化槽の清掃時に引き出されます。

注 4：脱水汚泥……し尿や浄化槽汚泥を脱水機で脱水して塊状となった汚泥のことを指します。

### ウ 生活排水処理率の現状

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴い、水洗化・生活排水処理人口は年々増加しています。平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度の増加数は 1,084 人と微増ではありますが、着実に増え続けています。

また、生活排水処理率は、平成 26（2014）年度の 92.9%から令和元（2019）年度では 93.7%となり、0.8%の向上が見られました。

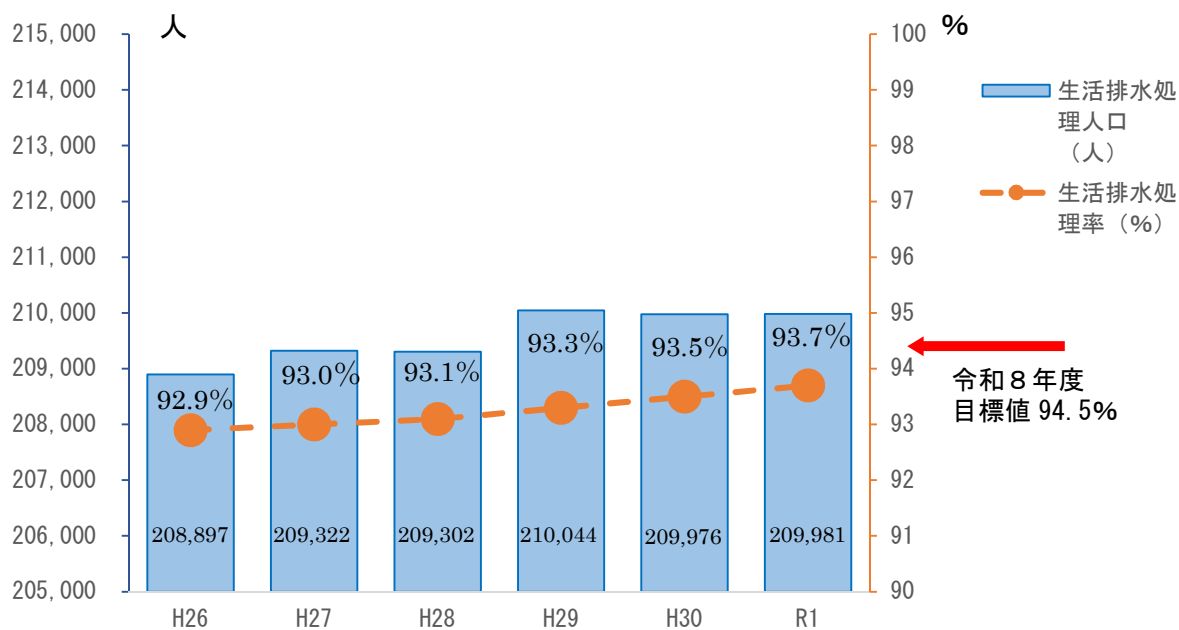


図 生活排水処理率の推移

生活排水処理率とは、住民基本台帳人口に対する生活排水処理人口（下水道処理人口と合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

表 生活排水処理率の推移

年度	生活排水処理人口(人)	生活排水処理率(%)
H26	208,897	92.9
H27	209,322	93.0
H28	209,302	93.1
H29	210,044	93.3
H30	209,976	93.5
R1	209,981	93.7

エ 公共下水道の現状

本市は、相模川流域下水道事業の計画区域に属しています。

令和元（2019）年度の公共下水道の普及状況は、市域内人口に対して89.4%となっています。

表 公共下水道の現状（令和2年4月1日現在）

項 目		令和元年度
市域面積		9,384 ha
市街化区域面積		3,201 ha
市街化調整区域面積		6,183 ha
面整備済	市街化区域	3,057 ha
	市街化調整区域	269 ha
	計	3,326 ha
下水道法認可区域面積		3,520 ha
普及率	市域内人口に対して	89.4 %
汚水管延長		720,150.154 m



## オ 合併処理浄化槽の設置現状

本市では、公共下水道整備区域外で、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助金制度を設けています。平成元（1989）年度から令和元（2019）年度までにおける累計補助金交付実績は2,566基となり、市全体の合併処理浄化槽の設置基数は4,074基となっています。一方、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の令和元年度の設置基数は1,749基で、年々減少傾向にあります。

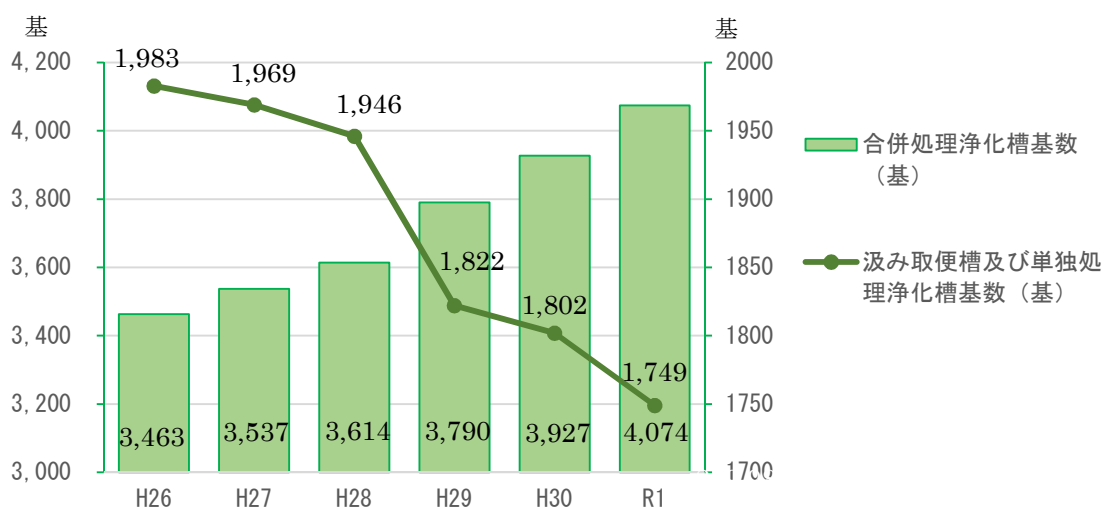


図 合併処理浄化槽等の設置基数累計

表 合併処理浄化槽等の設置基数累計 (単位:基)

年度	合併処理浄化槽	生活雑排水未処理			補助金 交付件数
		単独処理浄化槽	くみ取便槽	計	
H26	3,463	1,320	663	1,983	33
H27	3,537	1,306	663	1,969	18
H28	3,614	1,289	657	1,946	16
H29	3,790	1,235	587	1,822	49
H30	3,927	1,214	588	1,802	67
R1	4,074	1,176	573	1,749	63

#### カ し尿処理施設の概要（衛生プラント）

し尿の収集及び衛生プラントの運転管理は、（公財）厚木市環境みどり公社に委託し、合併処理浄化槽等の浄化槽汚泥は、許可制度に基づく許可業者による収集を行い、衛生プラントで処理しています。

なお、一般廃棄物（し尿）処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項の規定により、市町村が自らの責務として収集、運搬及び処理をしなければならないとされていますが、し尿処理業務など公益的事業を安定的に行うために設立された（公財）厚木市環境みどり公社に委託しています。

表 衛生プラントの概要

施設名	厚木市衛生プラント
事業主体	厚木市
処理能力	69kℓ/日（し尿12kℓ/日、浄化槽汚泥57kℓ/日）
稼働開始年月日	平成9年11月
処理方式	標準脱窒素処理方式
敷地面積	7,468㎡
建築面積	1,566㎡
備考	脱水汚泥は、厚木市環境センターで焼却処理しています。

#### キ 衛生プラントの処理の現状

衛生プラントで処理しているし尿の量は年々減少傾向にあり、くみ取便槽の減少に比例しています。また、浄化槽汚泥量については、ほぼ横ばい傾向で推移しています。

表 衛生プラント処理実績

年度	し尿量 (kℓ/年)	浄化槽汚泥量 (kℓ/年)	合計 (kℓ/年)	処理後 脱水汚泥量 (t)	衛生プラント 稼働日数 (日)
H26	1,775	11,793	13,568	410	276
H27	1,736	11,611	13,347	413	276
H28	1,728	11,912	13,640	413	290
H29	1,687	11,612	13,299	405	269
H30	1,514	11,366	12,880	382	271
R1	1,560	12,013	13,573	382	273

## ク 河川水質の状況

本市では、平成 14（2002）年 4 月から、水質汚濁防止法の権限移譲を受け県が定める公共用水域水質測定計画に基づく市内 4 河川<sup>注 1</sup>の常時監視のほか、市独自に、市内を流れる中小河川や水路の水質調査を実施しています。

令和元年度の市内 4 河川の常時監視による BOD<sup>注 2</sup>の状況は、75%水質値<sup>注 3</sup>がいずれも 0.9mg/L から 1.2mg/L となっており、環境基準値<sup>注 4</sup>の範囲内に水質が保たれています。

また、市独自に水質調査を実施している 14 河川等の BOD の状況は、環境基準値を当てはめて達成状況を判断した場合、91.7%の達成率になっています。

注 1：市内 4 河川…神奈川県公共用水域水質測定計画で定める 4 河川（相模川上流、中津川下流、小鮎川下流、玉川下流）のこと。

注 2：BOD……生物化学的酸素要求量。水質指標の一つであり、水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量。数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。

注 3：75%水質値…年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータの数）の値を 75%水質値という。

注 4：環境基準値……環境基本法の規定に基づく基準値。

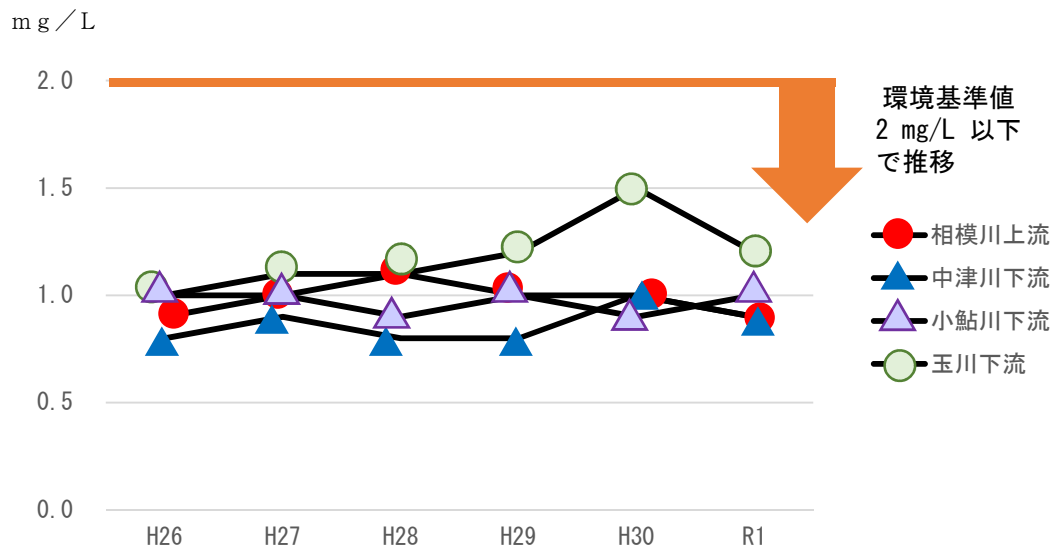


図 市内4河川のBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化

表 市内4河川のBOD（生物化学的酸素要求量）75%水質値の経年変化（mg/L）

年度	相模川上流	中津川下流	小鮎川下流	玉川下流
H26	0.9	0.8	1.0	1.0
H27	1.0	0.9	1.0	1.1
H28	1.1	0.8	0.9	1.1
H29	1.0	0.8	1.0	1.2
H30	1.0	1.0	0.9	1.5
R1	0.9	0.9	1.0	1.2

### (3) 生活排水処理の課題

市域を流れる河川は、市民生活に密接に関わっています。市民の良好な生活環境を確保するためには、河川の水質保全を図ることが重要です。市域の河川の水質はおおむね環境基準値の範囲内を保っていますが、より良い水辺環境を次の世代へ引き継ぐためには、更なる生活排水処理率の向上が課題となります。

#### ア 生活排水処理率の向上

生活排水処理率の向上のためには、公共下水道整備の推進とともに、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進が必要です。

#### イ 公共下水道の整備

市街化調整区域においては、公共用水域における河川水質向上のため、計画どおり公共下水道の整備を進めることが必要です。

#### ウ 合併処理浄化槽の整備

既存家屋において、合併処理浄化槽へ転換する動機付けのための補助金の活用が必要です。また、浄化槽法に基づく法定検査や、定期的な清掃及び保守点検など適正な維持管理を行い、合併処理浄化槽の処理機能を最大限に発揮できるよう働きかけていくことが必要です。

## 2 計画の基本的な考え方

### (1) 策定の基本的な考え方

河川・海などの公共用水域の水質汚濁の主な原因は、一般家庭から排出される生活排水にあることから、生活排水を適切に処理することは、健全な水環境を保全する上で極めて重要であり、そのためには、公共下水道の整備、くみ取便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進することが必要と考えます。

また、公共用水域の水質の保全及び処理施設の負荷軽減に向けた生活雑排水の抑制や適正な維持管理など意識啓発活動についても取り組む必要があります。

なお、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28（2016）年 12 月 22 日）の中で「汚水処理の普及促進」として、「水環境改善のため、汚水処理施設の未普及地域において、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の適切な役割分担の下、効率的な汚水処理施設整備を実施する」とされています。

(2) 将来予測

ア 合併処理浄化槽等の将来予測

神奈川県厚木愛甲地域循環型社会形成推進地域計画（第4次計画）では、計画期間中の合併処理浄化槽の計画設置基数を375基としています。それに基づきくみ取便槽及び単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽の増加に伴い、現在より更に減少していくと予測されます。

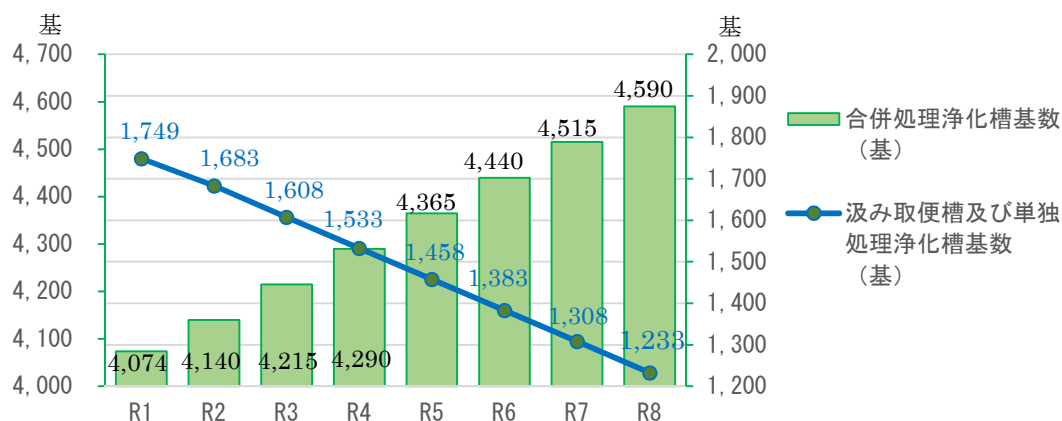


図 合併処理浄化槽等の設置基数予測

イ し尿及び浄化槽汚泥の将来予測

くみ取便槽の減少により、し尿の収集量は年々減少していくものと予測されます。浄化槽汚泥については、ほぼ横ばい状態が続いていましたが、今後は、単独処理浄化槽の減少及び市街化調整区域の公共下水道整備が進むことから減少に転じるものと予測されます。

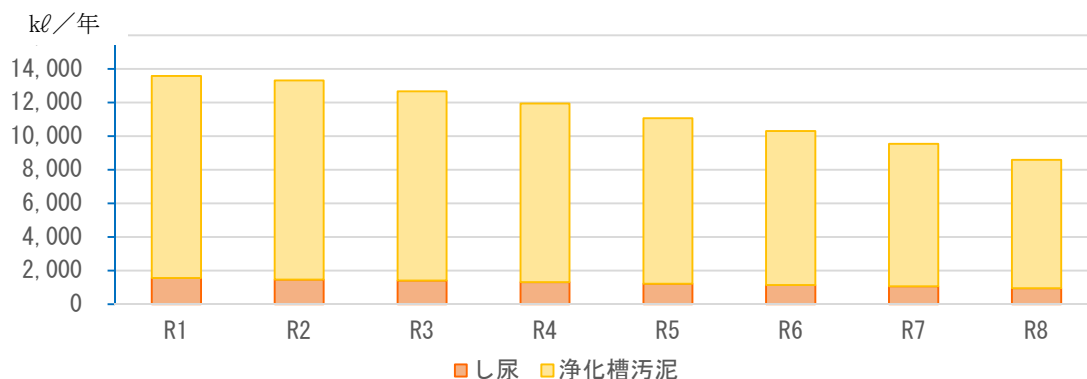


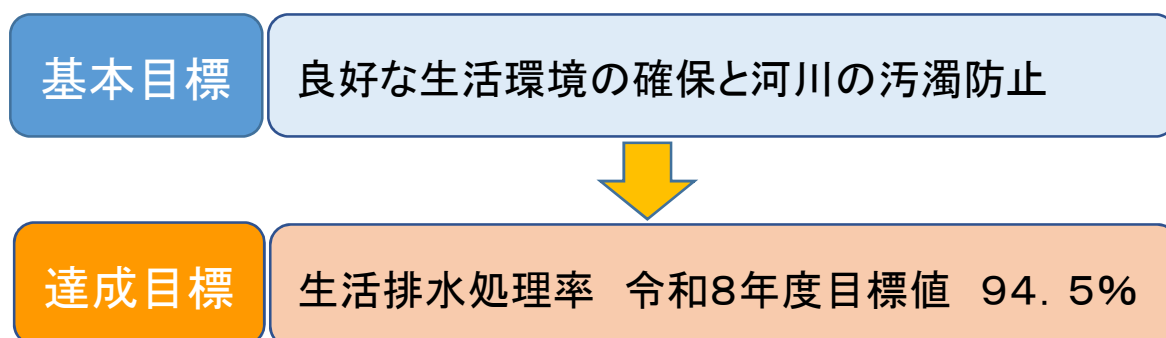
図 し尿及び浄化槽汚泥処理量予測

### (3) 基本目標及び達成目標

相模川をはじめとする市域を流れる河川は、多様な生態系を形づくり、水辺のふれあいの場として、飲用水の取水源として利用されるなど、広く市民の生活に密着した重要な役割を担っています。

第10次厚木市総合計画では、環境におけるまちづくりの望ましい環境像として「環境に優しく、自然と共生するまち」を基本政策に掲げています。

一般廃棄物処理基本計画を構成する生活排水処理基本計画では、総合計画を支える個別計画として、次のとおり基本目標を掲げ、生活排水処理対策に取り組めます。



### (4) 基本方針

基本目標を具現化するため、次のとおり基本方針を定め、生活排水処理を推進します。

#### (1) 公共下水道整備の推進

厚木市汚水処理整備計画（アクションプラン）に基づき整備を推進します。

#### (2) 合併処理浄化槽の普及促進

くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

### 3 計画実現のための施策

#### (1) 具体的な施策

基本目標及び基本方針を実現するため、次のとおり具体的な施策を定めます。

#### (1) 公共下水道

##### 施策1 公共下水道整備の推進

市街化調整区域における公共下水道整備を推進します。

##### 施策2 公共下水道の利用促進

公共下水道整備の目的である公共用水域の水質保全を推進するため、公共下水道への接続を促進します。

#### (2) 合併処理浄化槽

##### 施策1 合併処理浄化槽の普及促進

市街化調整区域の公共下水道整備区域外に現存する、くみ取便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合に、工事費用の一部を補助します。

##### 施策2 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽の処理機能を正常に維持するためには、浄化槽法に定める法定検査や、定期的な清掃及び保守点検が必須となります。関係機関等と連携を図りながら、啓発活動に努めます。

#### (3) 収集・運搬

##### 施策1 収集・運搬の体制

し尿の収集及び運搬は（公財）厚木市環境みどり公社に委託し、浄化槽汚泥は、一般廃棄物処理業許可業者による収集を行います。



## (4) 中間処理・最終処分

### 施策1 衛生プラントの適正な管理・運営

公共下水道や合併処理浄化槽の普及により、し尿の処理量は減少していますが、浄化槽汚泥はほぼ横ばいの傾向にあります。年度計画に基づき定期的な保守点検整備を実施し、し尿・汚泥の量的、質的变化に対応し、安定的に処理を行います。

### 施策2 脱水汚泥等の処分



し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生する脱水汚泥は、環境センターで焼却処理を行い、焼却残渣は埋立処分をします。なお、新たなごみ中間処理施設稼働後の焼却残渣は全量資源化を行います。

## (5) 啓発事業

### 施策1 情報提供の充実

市ホームページや広報あつぎなど様々な手段により、水質汚濁防止のために必要な生活排水処理について、情報を発信します。また、学習講座、イベント等を活用し、公共下水道や合併処理浄化槽の役割や重要性など、生活排水処理について、広く理解を求めています。

(2) 施策の体系

基本目標	達成目標	基本方針	具体的な施策
<p>良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止</p>	<p>生活排水処理率 94.5% 【目標年次】令和8年度</p>	<p>(1) 公共下水道整備の推進</p> <p>(2) 合併処理浄化槽の普及促進</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="576 943 715 1081"> <p>6 下水道の整備を促進</p>  </div> <div data-bbox="730 943 869 1081"> <p>14 合併浄化槽の普及</p>  </div> </div>	<p><b>公共下水道</b></p> <p>施策 1 公共下水道整備の推進</p> <p>施策 2 公共下水道の利用促進</p>
			<p><b>合併処理浄化槽</b></p> <p>施策 1 合併処理浄化槽の普及促進</p> <p>施策 2 合併処理浄化槽の適正な維持管理</p>
			<p><b>収集・運搬</b></p> <p>施策 1 収集・運搬の体制</p>
			<p><b>中間処理・最終処分</b></p> <p>施策 1 衛生プラントの適正な管理・運営</p> <p>施策 2 脱水汚泥等の処分</p>
			<p><b>啓発事業</b></p> <p>施策 1 情報提供の充実</p>

## 4 計画の推進体制と進捗管理

### (1) 計画の効果的な推進に向けて

#### ア 情報の提供

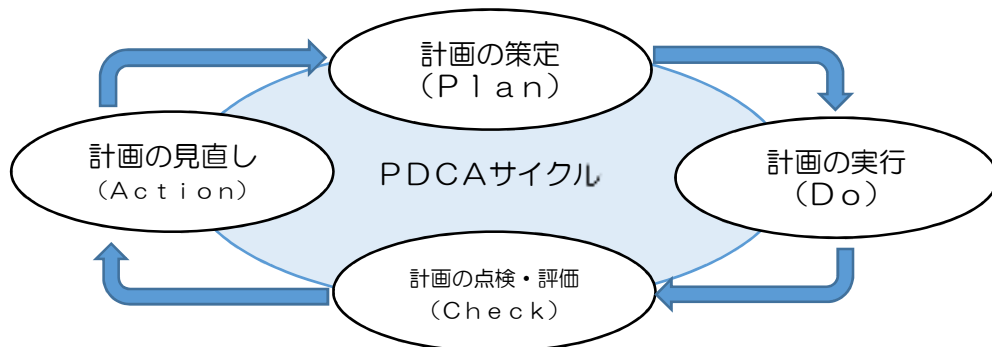
本計画の基本目標及び達成目標を実現するために、良好な生活環境の確保と河川の汚濁防止に向けた施策など、市民の方に必要な情報を広く、分かりやすく周知します。そのためには、市ホームページや広報あつぎなど、様々な手段により情報提供を行います。

#### イ 推進体制

本計画を推進するため、国や県などと連携し積極的に事業を進めます。

### (2) 計画の進捗管理

本計画を推進する中で、目標実現に向けた施策が実施されているか、十分な成果を上げているかなど、その達成状況や取組の進捗状況を把握し、必要に応じて内容の見直しなどを行います。



#### ア 計画の策定 (Plan)

本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及・促進について、国・県と連携して取組ます。

#### イ 計画の実行 (Do)

本計画に基づき、単年度ごとに合併処理浄化槽の設置を行います。

#### ウ 計画の点検・評価 (Check)

目標達成状況、施策の進捗状況の把握に努め、施策の達成に向けた取組、進捗状況及び達成状況などを厚木市環境審議会が点検・評価を行います。

## エ 計画の見直し (Action)

目標の達成状況、施策の展開状況や、国、県の動向などを踏まえ、進捗管理を行います。

表 本計画の達成目標値

目標	単位	現状値	現状値 取得 年度	目標値					
				R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
生活排水 処理率	%	93.7	R1	94.0	94.1	94.2	94.3	94.4	94.5

## 資料編

## 1 一般廃棄物処理基本計画策定の経過

年度	開催日	経過
平成 28 年度 (2016 年度) ～ 平成 29 年度 (2017 年度)	平成 28 年 8 月 29 日 平成 28 年 10 月 3 日 平成 28 年 12 月 5 日 平成 29 年 1 月 23 日 平成 29 年 3 月 13 日 平成 29 年 4 月 20 日 平成 29 年 5 月 11 日 平成 29 年 6 月 15 日 平成 29 年 7 月 25 日	超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップの実施。超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書の提出 ワークショップ開催回数：9回
令和 2 年度 (2020 年度)	令和 2 年 7 月 3 日	令和 2 年度第 1 回厚木市環境審議会（諮問）
	令和 2 年 9 月 11 日	令和 2 年度第 2 回厚木市環境審議会
	令和 2 年 10 月 9 日	令和 2 年度第 3 回厚木市環境審議会
	令和 2 年 11 月 13 日	令和 2 年度第 4 回厚木市環境審議会（答申）
	令和 3 年 1 月 15 日～ 令和 3 年 2 月 15 日	厚木市一般廃棄物処理基本計画（案）に対するパブリックコメント 意見数：13 件
	令和 3 年 3 月 12 日	令和 2 年度第 5 回厚木市環境審議会

## 2 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書

超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関する提言書  
(超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップ)

平成 28 年 8 月から平成 29 年 7 月まで、9 回のワークショップを実施し、平成 33 年度を始期とする「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における超高齢社会に対応したごみの収集方法について討議を行った結果、現行のステーション収集を維持しつつ、高齢や障害等でごみ出しが困難な世帯について、「愛の一声ごみ収集事業」を拡充して支援することが望ましいとの結論に至った。

ワークショップでは、超高齢社会に対応するごみの収集方法を検討する過程で、本市のごみの減量化・資源化の現状と課題、次期計画における推進の方法及び戸別収集と有料化について討議を行った。

まず、ごみの減量化、資源化を更に推進していくうえで、一人一人がごみを出すルールを守り、責任を持って集積所の清掃や管理を行い、街をきれいにしようという自覚を持つことが重要である。

ごみの減量化については、市民の無駄のないライフスタイルへの意識改革や、積極的にごみの減量に取り組んでいる地区や個人への表彰制度等を検討し、更なる推進を図る必要がある。

資源化については、特に紙類の分別について、更なる推進を図る必要がある。

次に、戸別収集について、戸別収集とは戸建て住宅は自宅前（道路に面した敷地内）にごみを出し、集合住宅は敷地内に設置されたごみ集積所にごみを出す方法である。効果としては、戸建て住宅では、ごみ集積所までごみを運搬する手間が省けることから、高齢者のごみ出しの負担を軽減することができる。また、自宅前（道路に面した敷地内）にごみを出すことから分別の意識を向上させることや、事業者によるごみ集積所への不法投棄を防ぐことができる。課題としては、集合住宅は、敷地内に設置されたごみ集積所まで運搬する必要があることから、エレベーターが設置されていない集合住宅については高齢化対策とならない。また、現在、ごみ集積所が敷地内に設置されていない集合住宅は、新たにごみ集積所を設置する必要があるが、ごみの内容物検査では、单身・学生アパートの適正排出率が低い傾向にあり、戸別収集に伴う集合住宅へのごみ集積所の増設が、適正排出率の低いごみ集積所の増加につながる恐れがある。

次に、有料化は、各世帯がごみの排出量により応分のごみ処理手数料を負担する方法であることから、公平な受益者負担を確保することができる。ごみを

少なく排出すればごみ処理手数料を安く抑えることができるため、ごみ減量の推進に効果がある。更に、資源の収集を無料にするなどの工夫で、ごみの適正排出を推進する効果も期待できる。一方で高齢者がごみ処理手数料を負担することに対する経済的な懸念がある。

これらのことを検討するなかで、次期計画について、ステーション収集を維持することが望ましいとの結論に至った。

市民が安心して暮らせる魅力ある環境とは、地域での助け合いが充実したまちであると考え、現在、地域を中心に進められている災害時における助け合いシステムを、災害時に限らず平常時においても機能するよう進めることが肝要であるとする。この一環として高齢者の見守りやごみ出しなどの生活支援を行い、地域の支援が困難な世帯に限り、行政が直接的な支援を行っていくことが望ましい。

また、ごみの減量化、資源化は更に推進するべきであるが、ステーション収集を維持しつつ、市民の適正排出に対する意識を高めていく方法の検討や、集合住宅について、管理業者・家主と連携してごみの適正排出を徹底していくことが望ましい。

以上のことから、次期「厚木市一般廃棄物処理基本計画」における、超高齢社会に対応するごみの収集方法は、現行のステーション収集を維持しつつ、それが困難な世帯については「愛の一声ごみ収集事業」を拡充し、行政による支援を行っていくとともに、社会動向に注視し、新たな取組についても引き続き調査、研究を進める。具体策として、戸別収集の有効性を検証するため、モデル地区を定めて試行することが求められる。



## 超高齢社会に対応したごみの収集方法等に関するワークショップまとめ

### 1 ごみの出し方について

#### 【課題】

市内では、適正排出が進んだ地区と、例えば単身者向けの集合住宅における不適正排出が目立つ地区が混在している状況にある。

#### 【改善の方向】

全市的に適正排出を推進するためには、一人一人が街をきれいにしようという自覚を持ち、モラルを向上させることが重要である。

#### 【改善案】

- (1) 不適正排出が目立つ集合住宅について、不動産関連の協会や管理業者・家主にごみの適正排出に係る指導及び管理の協力を依頼する。
- (2) 集積所の管理状況を把握し、管理の悪い集積所の分析と効果的な改善方法を研究する必要がある。
- (3) 環境保全指導員及び環境美化部長の認知度を高め、適正排出の指導を行う。
- (4) 集積所への立て看板や張り紙の掲出又は排出品目ごとに専用の箱を設置する。
- (5) 分別の徹底が優れた集積所の取組や不徹底な集積所の悪い事例などの内容を広く市民に紹介する。
- (6) 希望する市民にスマートフォン等で排出日や品目を配信する。
- (7) 外国籍の市民に外国語などでルールを周知徹底する。

### 2 集積所の管理

#### 【課題】

集積所を清潔に管理できている場所と、収集日を守らない、収集後にごみを出す、指定されたごみ以外のものを出す、指定された場所以外にごみを出すなど、ルールが守られず、集積所が汚れている場所が混在している。

また、自宅から集積所までの距離に差があり、雨の日などに快適なごみ出しができない場所がある。

#### 【改善の方向】

ごみ出しのルールを徹底するとともに、自治会加入の有無に関わらず、市民全員が責任を持って集積所の清掃や管理することが必要である。

#### 【改善案】

- (1) 集積所の管理体制及びごみ出しの個々の責任を明確にする。
- (2) 自治会加入の有無に関わらず、利用する人が当番制で集積所を清掃するシステムを構築する。

- (3) 集積所に指導ボランティア等を配置して、集積所が清潔に保たれるよう地域での指導を行う。
- (4) 全ての集積所にネットや蓋つきの籠等の設置を推進する。

### 3 ごみの減量について

#### 【課題】

ごみ処理費の削減及びCO<sub>2</sub>排出量の削減が迫られているなか、市民の無駄のないライフスタイルへの意識改革が必要である。

#### 【改善の方向】

減量化は更に推進するべきであり、無駄のないライフスタイルへの意識改革や先進的な地区や人の育成が必要である。

また、社会動向に注視し、引き続きごみの有料化について検討していく必要がある。

#### 【改善案】

- (1) 商品に付随する廃棄物について、販売店に対してはスリムストアー拡充の推進と、販売店での回収を促進するとともに、市民に対しては、スリムストアーの利用促進と購入店に戻すことを意識付ける。
- (2) 生ごみの減量を推進し、家庭用コンポストの普及や水切りの徹底を推進する。
- (3) 学校教育の中で、ごみの減量に係る教育を継続して行う。
- (4) 学校給食から発生する生ごみの資源化を検討する。
- (5) 市民一人一人が、ゼロウェイスト（ごみを出さない社会の構築）を目指す。
- (6) 地区ごとのごみ量を把握し、一人当たりのごみ量が少ない地区に懸賞金を出すなどの制度を導入する。
- (7) ごみの分別マイスターや事業者がエコを提案するエコマイスターなどの制度を導入する。

### 4 ごみの資源化について

#### 【課題】

特に紙ごみの分別が不徹底であり、資源化を徹底していく必要がある。  
一方で、紙ごみは分別が細分化しているため、分別の仕分けが複雑である。

#### 【改善の方向】

販売店の資源回収を有効に利用することが必要である。

紙ごみの資源化については、誰もが容易に分別できる方法を見直す必要がある。

#### 【改善案】

- (1) 紙ごみについて、分別を徹底する。一方で、現行の分別方法は複雑すぎるため、一目で理解できるような周知方法を検討する。
- (2) 家庭や学校教育の中で、ごみの資源化に係る教育を継続して行う。
- (3) 転入者に対してきめ細やかな説明を行う。
- (4) 生産者や販売店が紙資源の簡易な分別のための技術の開発、普及等を推進するよう国や県を通して働きかける。

### 5 望ましいごみの収集方法

#### 【課題】

「愛の一声ごみ収集事業」の認知度が低く、対象となる世帯の基準も厳しいため、ごみ出しが困難であっても制度が利用しにくい状況にある。また、日常生活が困難な世帯を自治会や民生委員などが把握していても個人情報保護のため、外に繋げることが困難な状況にある。

ごみの適正排出の観点では、一部の集合住宅における不適正排出（曜日や排出する品目を守らない）や、事業者によるごみ集積所への不法投棄が見受けられる。

#### 【改善の方向】

戸別収集や有料化についても検討を行い、長期的に検討していく課題であると考え、現段階では、ステーション収集を維持しつつ、市民の適正排出に対する意識を高めていく方法の検討や、集合住宅について、管理業者・家主と連携してごみの適正排出を徹底していくことが望ましい。その中で、集積所が少なく自宅から集積所が遠いエリアについては、設置箇所の増設を検討する必要がある。

また、社会の中で高齢者の支援ができる環境づくりを進め、自治会を中心に高齢者の見守りや孤独死の防止などの有効なシステムを地域の中で確立をさせるとともに、地域の助け合いの中でカバーできない部分について行政に繋げるため、愛の一声ごみ収集を拡充し、ごみ出しについて困っている人が、抵抗なく困り感を外に出せるシステムを確立することが望ましい。

#### 【改善案】

- (1) 集積所が少なく自宅から集積所が遠いエリアについては、必要に応じて設置箇所の増設を図る。
- (2) 自治会長・民生委員・地域のケアマネジャーなどと連携して、介護認定を受けていなくても状態に応じてサービスが受けられるよう、愛の一声ごみ収集事業を拡充するとともに、制度を積極的に周知し、利用することができる環境を整える。

(3) (2)に加え、地域包括ケアシステムと連携し、高齢者の生活全般を支援するシステムの確立を進める。

【各収集方法のメリットとデメリット】

収集方法	メリット	デメリット
ステーション収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一箇所に集められるので作業面、経費面で効率的である。</li> <li>• 動物の被害を受けにくい。</li> <li>• 近隣交流を図ることができる。</li> <li>• ごみ出し時に姿を見かけたり、声をかけたりすることで安否確認ができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 一部の集合住宅で不適正排出が目立つ。</li> <li>• 集積所からの距離や天候による負担、交通量の多いエリアにおいて危険がある。</li> <li>• 集積所の清掃が必要である。</li> <li>• カラス対策が必要である。</li> <li>• 地区外からの不法投棄がある。</li> </ul>
愛の一声ごみ収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 安否確認ができる。</li> <li>• ごみ屋敷の発生を防止できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個人のプライドを尊重しながら実施する必要がある。</li> <li>• 分別などの作業をする介護者が必要になる場合が多い。</li> </ul>
戸別収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 集積所まで運ばなくてよいので、高齢者や0・1・2歳の子育て世帯が楽になる。</li> <li>• 排出者責任が明確になるため、ごみの減量と分別が進む。</li> <li>• ごみの散乱が少なくなり、まちの美化につながる。</li> <li>• ごみに対する意識が高まる。</li> <li>• 集積所に係るトラブルがなくなる。</li> <li>• マナーの向上が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 集合住宅の不適正排出の課題が残る。</li> <li>• エレベーターが設置されていない集合住宅において高齢者対策の課題が残る。</li> <li>• 費用の負担増により、有料化が必要となる。</li> <li>• 高齢で分別が困難になっている人へのフォローが必要になる。</li> <li>• 動物の被害が心配である。</li> <li>• 収集時間にタイムラグがあるため、ごみが散乱する。</li> <li>• 有料化とセットで実施しないと減量の効果は少ない。</li> </ul>

### 3 厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

令和2年7月3日

厚木市環境審議会  
委員長 海老澤 模奈人 様

厚木市長 小林 常良

厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

本市における一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進し、循環型社会の実現を目指すため、厚木市一般廃棄物処理基本計画を策定することについて、貴審議会の意見を求めたく諮問します。

### 4 厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和2年11月18日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会  
会長 海老澤 模奈人

厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定について（答申）

令和2年7月3日付けをもって諮問のありました厚木市一般廃棄物処理基本計画を策定することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

## 答 申

現行の厚木市一般廃棄物処理基本計画は、平成 28 年度から令和 2 年度までの 6 年間を計画期間とし、基本目標である「持続可能な循環型社会の実現」を目指し、ごみの減量による温室効果ガスの発生抑制や、資源化による天然資源の有効利用などの取組を進めている。

この間、ごみ処理を取り巻く社会情勢なども大きく変化し、SDGs の掲げる目標達成に向けた取組や、食品ロスの削減に向けた取組など、新たな取組を推進し、循環型都市の実現を目指す必要がある。

このような背景の中、新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定においては、基本目標、達成目標を明確に設定し、それを実現するため、各主体の役割などを定めて、計画を進めるための具体的な施策を強力に推進しなければならない。併せて、計画を広く周知するとともに、計画の推進に向けた進捗管理を着実にを行い、実行性のある計画としなければならない。

現在、令和 7 年 12 月の稼働に向けて、新たなごみ中間処理施設の整備が進められているが、その施設規模を見据えた達成目標の実現は重要課題であり、年度毎の目標を定めて進捗管理を行い、ごみの減量化・資源化の取組を進める必要がある。

示された計画策定の案は、このような変化を的確に捉えた施策の展開が図られており、市民、環境保全活動団体、事業者及び行政の役割が明確化されているものと評価できる。

なお、計画の策定に当たっては、次の点に留意いただくとともに、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努め、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、取組を実施する中でいかされることを望む。

#### (ごみ処理基本計画)

##### 1 全体について

ごみ処理を取り巻く状況は、常に変化をしていくことから、その変化を見極め、柔軟に対応した施策の展開を図るとともに、基本目標及び達成目標を着実に実現されたい。

##### 2 目標達成に向けた施策の実施について

計画の基本目標及び達成目標を実現するための施策について、アンケート結果を分析することにより施策に対する課題などを抽出し、施策の展開を図られたい。また、他市の先例状況など踏まえて検討を行われたい。

##### 3 食品ロスの削減について

本市における食品ロスの状況を把握するとともに、その削減に向け、毎年10月の食品ロス削減月間に限らず、期間を定めることなく、継続して取り組まれたい。

##### 4 環境教育・環境学習の充実について

ごみの減量化・資源化に向けて、世代を問わず環境教育・環境学習を充実されたい。特に、子どもの頃からの環境教育・環境学習が大切であることから、学校での授業や学習講座だけではなく、新たなごみ中間処理施設等を活用した環境教育・環境学習に注力されたい。

##### 5 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

また、中間年度などを設定し、目標値の達成状況や取組の進捗状況などを評価し、必要に応じて計画の見直しなどを行われたい。

#### (生活排水処理基本計画)

##### 1 全体について

生活排水を適切に処理するためには、国や県の施策等を鑑み、柔軟に対応した施策の展開を図られたい。

##### 2 目標達成に向けた施策の実施について

計画の基本目標及び達成目標を実現するための施策について、現状を分析し、施策の実施に対する課題などを抽出し、施策の展開を図られたい。

##### 3 持続可能な開発目標（SDGs）について

国際的な動向である持続可能な開発目標（SDGs）の取組方針を施策体系の中に取り入れ、具体的な施策に反映されたい。

##### 4 計画の進捗管理について

目標達成に向けて計画を推進するため、PDCAサイクルに基づいた適正な管理を行うとともに、進捗状況については、広く公開されたい。

## 5 用語集

【あ】

「あした何ごみの日？」 30 31 32

ごみの出し忘れ防止のためのメールマガジンのこと

一般廃棄物 4 36 38 66 85 95

産業廃棄物以外の廃棄物で、一般家庭から日常生活に伴って生じる家庭系ごみと、事業活動に伴って生じたごみのうち、産業廃棄物を除くもの、し尿や浄化槽汚泥などのこと

【か】

合併処理浄化槽 3 97 98 99 101 102 105 106 107  
108 109 110 111

し尿（トイレ汚水）と生活雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を合わせて処理する装置のこと

原単位 40 49 50 51 53 55

市民1人1日当たりの排出量のこと、排出量（g）を人口（人）と年間日数（日）で除した数値

公共用水域 97 98 105 108

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域のこと

小型家電 35 36 37

携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、タブレット、CD・DVD・ブルーレイレコーダーなどのこと

戸別収集 19 20 30 35 37 72 73 74 75 79 88

集積所を利用した収集でなく、1軒1軒戸別に収集する方法

ごみサク 30 31

資源とごみの分別など、日々のごみ出しに役立つ情報をパソコンやスマートフォンから簡単に検索できる資源とごみの分別辞典のこと



**ごみ総排出量 40 49 53 57 58 59 60 61 62 64 95**  
年間収集量と年間直接搬入量と集団回収量を合計した排出量

### **ごみニマム 69**

ごみとミニマム（最小）を組み合わせた造語

【さ】

### **最終処分場 35 48 67**

廃棄物の最終処分を行う施設のこと。廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されますが、最終処分は、埋立が原則とされています。

### **雑がみ 37 38 66 73 74 75 78**

新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外のリサイクルできる紙のこと。具体的には、お菓子の箱、包装紙、ティッシュペーパーの外箱、タバコの箱、封筒など

### **産業廃棄物 4 32 33 36**

事業活動に伴って生じたごみで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項及び同施行令第2条で規定されている燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物

### **3010（さんまるいちまる）運動 28 84**

飲食店などでの会食や宴会時に、始めの30分と終わりの10分は、自分の席で食事をし、食べ残しを減らすことを目的として行われている取組

### **資源化率 43 52 53 56 70 71 80**

$(\text{分別回収による資源化量} + \text{中間処理後の資源化量}) \div \text{ごみ総排出量} \times 100$ で表され、ごみの総排出量における総資源化量の割合。本計画では、家庭系ごみの中の総資源化量の割合を表します。

### **浄化槽汚泥 4 98 102 106 108 109**

合併あるいは単独処理浄化槽の清掃時に引き出される汚泥のこと

### **焼却<sup>さんさ</sup>残渣 35 39 67 109**

ごみ焼却施設でごみを処理した後に残る焼却灰や飛灰（細かい粒子上の灰を集塵装置で捕集したもの）の総称のこと

食品ロス 6 7 27 28 54 65 66 68 73 74 75 76  
77 84 92 93

「本来、食べられるのに廃棄される食品」のことで、日本全国で、年間612万t  
あると言われています。

3R（スリーアール又はサンアール） 2 6 21 72 73 74 76  
Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3  
つのRの総称で、この優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方

製品プラスチック 75 78 80

プラスチック製容器包装以外で、プラスチックでできている商品のこと

ゼロ・ウェイスト 55 82

ごみをゼロにすることを目標に、無駄や浪費をなくして、できるだけ廃棄物を  
減らしていくという考え方や活動のこと

せん定枝 35 37 46 66 73 74 75 79

家庭から出る木の枝（葉が付いているものも可）、落ち葉、雑草のこと

組成分析 75 76

ごみの中に、リサイクルできる資源がどの程度含まれているか、また、今後、  
どの程度ごみの減量化が可能なのかを調査すること

【た】

脱水汚泥 98 102 109 110

し尿や浄化槽汚泥を脱水機で脱水して塊となった状態の汚泥のこと

単独処理浄化槽 3 97 98 101 105 106 107

し尿のみを処理する装置のこと

ちゅうがい  
厨芥類 47

食べ残しや野菜くずなど生ごみのこと

## 中間処理 38 41 48 66 109 110

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること

### 【な】

## 生ごみ処理機 23 65 75 77

日常的に生じる食べ残し及び調理くずなどの食品廃棄物を、電力などによる加熱乾燥及び微生物の働きなどにより減量化、資源化させる機器のこと

### 【は】

## 排出者責任 32 72 75 82

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で定められていて、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

## 廃食用油 35 37 46

調理に使用した油や消費期限切れの植物性食用油のこと

## BOD 103 104

生物化学的酸素要求量。水質指標の一つであり、水中の汚染物質（有機物）が微生物により無機化あるいはガス化される時に必要とされる酸素量

## プラスチックスマート 80

ポイ捨ての撲滅や不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などのプラスチックとの賢い付き合い方のこと

## プラスチック製容器包装 35 37 44 45 66 73 74 78 80

商品を入れたもの（容器）や包んでいるもの（包装）で、中身を取り出したり使用したりした後に不要になるプラスチック製のもの

### 【ら】

## Recycle（リサイクル） 6 7 21 24 25 38 68 80 83 85 87 93

再生利用のことで、ごみを正しく分別して、資源として再生利用すること

**Reduce (リデュース) 21 68**

発生抑制のことで、不必要な物を買わない、物を大切に使うなど、ごみを減らすこと

**Reuse (リユース) 21 68**

再使用のことで、いらなくなった物を譲り合うなど。使える物は繰り返し使うこと

**RDF (Refuse Derived Fuel) 57 58 59 60 61 62**

家庭で捨てられるもえるごみを破碎、乾燥し接着剤・石灰などを加えて固形燃料にしたもの

【わ】

**ワンウェイプラ 80**

一度、使用された後に廃棄されることが想定されているプラスチックのこと

厚木市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

発行 厚木市

編集 環境事業課 生活環境課

〒243-8511

神奈川県厚木市中町3丁目17番17号

電話 (046) 225-2793、2750

ホームページ <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp>

**Gominimum City**

**Atsugi**

